

うばはれて逼塞せしめられ、在職の間の未納を勘定すべきむね仰をかうぶる。

○以下系嗣不詳

ト載ス。即チ利方ノ第一弟モ平野氏ニシテ、第二弟長成モ亦平野氏ナリ。銀座草創ノ十年寄中ノ平野氏ハ、其姓名平野藤次郎トアルヲ以テ第二弟長成ト同一人ナルガ如シ。然レドモ長成ノ世系ニハ銀座關係ノ記載ナシ。而シテ又銀座職員由緒書中ニ載スル平野氏ノ條ニハ、其祖ヲ平野勘右衛門ト云ヒ、勘兵衛利方ノ甥トナス。勘兵衛利方ノ甥ハ利方ノ第一弟平野茂右衛門長忠ノ子、茂右衛門道茂カ、或ハ利方ノ第二弟次郎兵衛長成ノ子藤次郎正貞ニ當ル。然レドモ正貞ハ末吉氏ヲ稱シタル如キヲ以テ非ナルニ似タリ、然ラバ茂右衛門道茂ヲイフカ、明カナラズ。或ハ平野氏ノ縁戚ニシテ利方ノ甥ニ當ル勘右衛門有ルカ、其間ノ消息不明ナレドモ、銀座平野氏ガ、勘兵衛利方ノ旁流ナルコトハ疑ヒナキガ如シ。而シテ銀座十年寄中ノ平野藤次郎ノ後ハ知り難キモ、平野勘右衛門ニ出ヅル世系ハ後出銀座職員由緒書ニ詳傳アリ。銀座年寄役或ハ平役トシテ嘉永年中十一代直之丞ニ至ル。

三 後藤氏ト銀座 按ニ銀座ニ於ケル後藤氏亦金銀御改役後藤庄三郎光次ニ出ヅ。庄三郎光次始メ金銀兩座ヲ支配セシガ、後、金座ヲ二代庄三郎廣世ニ、銀座ヲ養子庄吉方之ニ分チ管セシム。乃チ銀座後藤アル所以ナリ。

銀座分系 (後藤系譜)

光次(金座庄三郎光次) 庄三郎 後、庄右衛門

金銀二座發起、慶長六年(天保元年)伏見御城に於て、東照神宮の台命を蒙り、銀座を草創す。後藤氏を賜る。寛永

三、後藤氏ト銀座

二 乙 七月二十三日死、享年七十二、(金座系譜には五十五とあり)京師十念寺に葬る。

方之 庄吉 實モ長井旨次男

幼名光則。銀座職を継ぎ京師に居る。慶長十二年(天保元年)十二月二十三日、駿河城火災あり、胡茶局炎中に入て、御秘藏の御太刀を探出せり。此に因て焚死す。長香院殿信譽清圓大姉と諡す。時に年二十七。京師高倉松原の南に於て、官より地域を賜り、佛宇を創建し、香火の所とす。即長香寺と號之。信譽上人を請て住持せしむ。是を開基とす。局の女、岩と稱す。庄右衛門(元祖庄三郎)光次に賜て、方之に妻す。其後實子廣世生る。長ずるに及で、二座を分ち、廣世金座職を継ぎ、方之銀座職を承継ぐ。萬治元年(天保元年)九月九日歿す、長香寺に葬る。

孝之 後改方至 三右衛門 幼名定之助

文化七年(天保元年)八月迄銀座年寄役相勤、其頃、本家庄三郎光包蒙御咎、絶家に相成る。之に因て御金改役新に被命、毎年賜金千五百兩、月俸二十口、且爲役所地、常盤橋外故庄三郎拜領地の内八百坪被下、是に住す。同十一年(天保元年)十月二十五日歿、葬深川雲光院、妾腹ツイ。

光享 三右衛門 幼名奥助

實モ、堀大和守藩臣林彌七三男、文化十三年(天保四年)十二月方至之養子となり、家督相續。同十五年(天保六年)寅年、依公命天下通用之貳分判於居屋鋪新に吹立る。此時より追々役所を建廣む。文政二卯年(天保七年)通用小判一分判改造、世稱文政金。以後毎年於朝廷賜銀子。同七年(天保八年)壹朱金を新造。同十年(天保九年)從つて文政十六年(天保十年)は無し、諱記カ。亥年、被免帶刀。天保三辰年(天保十四年)貳朱金を新造。同四年(天保十五年)本

家庄三郎家格之通蒙登用、坐順も相進み、兩御番以上之家筋、縁組、騎馬登城等、追々先格之莖蒙恩命、且家臣一統、被免帶刀。同六年(紀元二四〇五年)初て當百錢を鑄る。淺草橋場町に其役所を建つ。又深川洲崎にて鐵錢増吹を命ぜらる。同七年申年(紀元二四〇六年)爲恩謝金貳拾萬兩願之通献上、同八酉年(紀元二四〇七年)五兩判新造、小判壹分判も改め造る。世に保字金と云ふ是なり。同九戌年(紀元二四〇八年)數年成功之賞として、賜時服貳領。同十二年(紀元二四〇九年)月俸二十口を改め百俵と爲し、別に賜御恩百俵、都合二百俵高に成し下さる。家臣重役被免尉斗目着用。(以下略。)

——日本貨幣史

サレド上記ノ如ク三右衛門方至(幼名定之助、孝之)ニ至リ、文化年中本家庄三郎光包、幕府ノ咎メヲ受ケ絶家シ、三右衛門方至代リテ御金改役トナリ、金座ニ移リ、銀座ニ於ケル後藤庄三郎光次ノ直流絶ユ。而シテ一方後藤庄三郎光次ノ兄理右衛門光友ニ出ヅル後藤氏ノ旁流ハ、後小南姓ヲ以テ累葉銀座座人タリ。即チ是ヨリ先慶長六丑年銀座創設ノ際、庄三郎光次ノ兄後藤理右衛門光友、庄三郎光次ニ屬シテ銀座座人タリシガ、病弱ノ爲ニ、理兵衛ナル者看抱トナリ、尋デ寛永十七辰年中養子トナリテ家督ヲ相續シ、姓ヲ改メテ小南ト稱シ、累葉座人タリ。草創當時ノ銀座年寄十名ノ中ニ後藤トアルハ、小南氏ノ祖タル後藤理右衛門光友ヲ指稱セルモノニ他ナラズ。書ニ依リテハ理右衛門ヲ謬ツテ庄右衛門ト記スモノアレドモ、庄右衛門ハ庄三郎光次ノ後名ニシテ、當時銀座ノ支配役タルモ所謂座人ニアラズ。混同セザルヲ要ス。小南氏ニツキテハ世系、後出銀座職員由緒書ニ詳記アリ。

四、大黒常是ト銀座

四 大黒常是ト銀座 湯淺作兵衛家ハ、大黒座又ハ常是座ト稱シ、銀座中ニ在リテ又一箇特殊ノ世襲權ヲ以テ世々銀幣ノ鑄造、極印及包装方ヲ一家ニ繼承シ、幕末ニ及ビシガ、其祖作兵衛ノ長男作右衛門ハ伏見ヨリ

京都銀座ニ移リテ、其家京常是トナリ、次男長左衛門ハ駿河ヨリ江戸銀座ヘ移リテ、江戸常是タリ。世俗銀座ヲ常是ト呼ブ所以ハ、即チ斯ク常是ガ銀座ノ重要事務ヲ擔當セシヨリ、常是ヲ以テ銀座ヲ代表スルニ至リタルモノナルベシ。猶ホ慶長六年銀座ガ設置セラレ、湯淺作兵衛、常是トシテ徳川氏ノ銀幣鑄造ヲ壟斷スルニ至ルヤ、従前堺ニアリテ銀幣鑄造ヲ業トセシ南鐐座衆五名ハ遂ニ其家職ヲ失フニ至レルヨリ、家康ニ請ヒテ作兵衛ガ屬僚トナル。即チ桑原左兵衛、長尾小左衛門、村田久左衛門、郡司彦兵衛、長谷又兵衛等はナリ。何レモ常是ノ配下トシテ銀座ノ鑄造方ニ屬ス。

京江戸代々家系

元祖 大黒作兵衛 常是

室不慥

慶長三戌年於伏見被召出、御銀吹極並御銀改承仰、伏見兩替町ニ而屋鋪拜領御用相勤、其後寛永十四年三月死。

京

貳代目 作右衛門常好

室今井宗薫娘

元祖常是嫡男、慶長十三申年京都兩替町ニ而屋鋪拜領、元和、寛永中御用相勤、寛永十三子年七月死。

江戸

貳代目 長左衛門常春

室不慥

元祖常是次男、慶長十一年伏見從御城ニ駿府御城ニ御引移の刻御供申、駿府ニ而屋鋪拜領、猶又慶長十七子年江戸新兩替町ニ

三代目 常郷

室今井兵左衛門娘

貳代目常好嫡男、家督年月不知、寛永、正保、慶安、承應、明曆、萬治、寛文中御用相勤、寛文五巳年五月死。

四代目 常直

室不知

三代目常郷嫡男、家督年月不知、寛文、延寶、天和、貞享、元祿中御用相勤、元祿十二卯年四月、元祿銀御吹替御用中於江戶死。

五代目 郷福

室藤堂式部娘

三代目常郷次男四代目常直弟順養子、元祿十二卯年家督、同十五年閏八月死。

而屋鋪拜領、元和、寛永中御用相勤、其後寛永十六卯年六月死。

三代目 常信

室三好備中守娘

京貳代目常好次男養子、家督年月不知、寛永、正保、慶安、承應、明曆、萬治、寛文中御用相勤、延寶二寅年八月死。

四代目 常政

室日光宮様御家頼
小林右近娘

三代目常信實子、家督年月不知、延寶、天和、貞享中御用相勤、貞享四卯年三月死。

五代目 常榮

室四代目常政娘

本阿彌光悅三男鞆養子、家督年月不知、貞享、元祿中御用相勤、元祿十五年一旦御

六代目 看抱作右衛門信氏

銀座年寄日比五郎左衛門兄市郎右衛門、五代目郷福倅萬之丞幼少之付作右衛門ト變名看抱之而、元祿、寶永、正徳中御用相勤、享保元申年万之丞拾六歳に付家督相渡隠居剃髮宗柳ト變名猶其後七代目常孝早世、八代目常柄家督後享保十三申年五月元文四年四月迄御用相勤、寶曆二申年五月死。

七代目 常好

室尾州白鳥中村七兵衛娘

五代目郷福實子、享保元申年看抱信氏願之通家督、同十三申年死。

八代目 常柄

室東寺郷土
山本忠彌娘

江戸家六代目常貞次男養子、享保十三申年

役被召放、實家本阿彌に御預ケ、其後正徳四年年五月歸役被仰付、正徳、享保中御用相勤、享保十子年五月死。

六代目 常貞

町年寄樽屋藤左衛門弟鞆養子、享保十四酉年三月家督、元文、寛保、延享中御用相勤、寛延元辰年九月隠居剃髮常山ト變名、其後明和五子年三月死。

七代目 常峯

室町年寄樽屋
藤左衛門娘

六代目常貞三男、寛延元辰年九月家督、寶曆、明和、安永中御用相勤、安永九子年隠居、其後寛政二戌年十二月死。

八代目 常房

室

家督、元文、寛保、延享中御用相勤、延享三寅年隠居十左衛門と變名、其後寶曆八年五月死。

九代目 常興

室江州山田
木内小兵衛娘

江戸家六代目常貞四男八代目常柄弟順養子、延享三寅年十二月家督、寛延、寶曆、明和、安永中御用相勤、安永六酉年隠居、其後天明八申年死。

十代目 常明

室江戶家七代目常峰娘
後妻同斷次女

九代目常興三男、安永六午年家督、天明六午年熨斗目着用、出火旅行之節帶刀、五節句月次御禮願之通被_レ仰付、寛政十二申年江戸家御咎ニ付京都より罷下り御用向三地一手ニ承仰_レ。安永、天明、寛政、享和、文

七代目常峯實子、天明元丑年四月家督、同卯年熨斗目着用、出火旅行之節帶刀、五節句月次御禮等願之通_レ被_レ仰付、天明、寛政中御用相勤、寛政十二申年七月御預_レ銀子多分引負、其上他借高不少段不埒ニ付家職被_レ召放_レ永蟄居被_レ仰付_レ。

九代目 常隣

八代目常房嫡男、部屋住中、寛政十二申年父御咎之刻押込被_レ仰付、同年八月御免、新ニ家督相續被_レ仰付、年々銀五百目宛御手當被_レ下_レ。

化中御用相勤、文化九申年隠居、清記と變名、其後文化十四丑年十二月死。

十一代目 常富

室十代目常明娘

上總國山部郡東金町郷士飯田新兵衛弟聳養子、文化九申年十一月家督、其後文政四年五月死。

十二代目 常最

室十一代目常富嫡女

古筆了意四男聳養子、文政二卯年八月家督。

正徳以來寛政十二申年迄
御用留便覽

大黒常是家系圖 (文化五年閏六月提出の
銀座役人由緒書より)

元祖 湯淺作兵衛、常是
寛永三年(紀元二一八六年)三月五日歿。

二作 右衛門 常好
寛永十三年(紀元二二九六年)七月五日歿。

長左衛門 (駿河ノ銀吹人後江戸ニ移リ、八代目長左衛門ニ至リ不正事アリテ御咎ヲ受ケ罷家)

三作右衛門 寛文五年(紀元二二二五年)五月二日歿。

四作右衛門 元祿十二年(紀元二二五九年)四月二日歿。

五作右衛門 四代作右衛門弟、孫之丞、元祿十二年六月十三日作右衛門と改名。元祿十五年(紀元二二六二年)閏八月十七日歿。

六作右衛門 銀座年寄日比五郎左衛門兄、市郎右衛門、五代作右衛門死後其實子萬之丞幼年ニ付看坊中作右衛門ト改名。享保元年(紀元二二七六年)萬之丞十六歳ニ達シ看坊罷免。(此時代ニ寶永銀、中銀、三ツ寶銀、四ツ寶銀を鑄造セリ) 寶曆二年(紀元二四二年)五月二十七日歿。

七作右衛門 五代作右衛門實子、万之丞 享保元年(紀元二二七六年)八月二十日改名、同時ニ家督相續。同十三年(紀元二二八八年)四月二十五日歿。

八作右衛門 六代目大黒長左衛門次男、長次郎 享保十三年(紀元二二八八年)五月八日家督相續。寶曆八年(紀元二四一八年)五月二十九日歿。

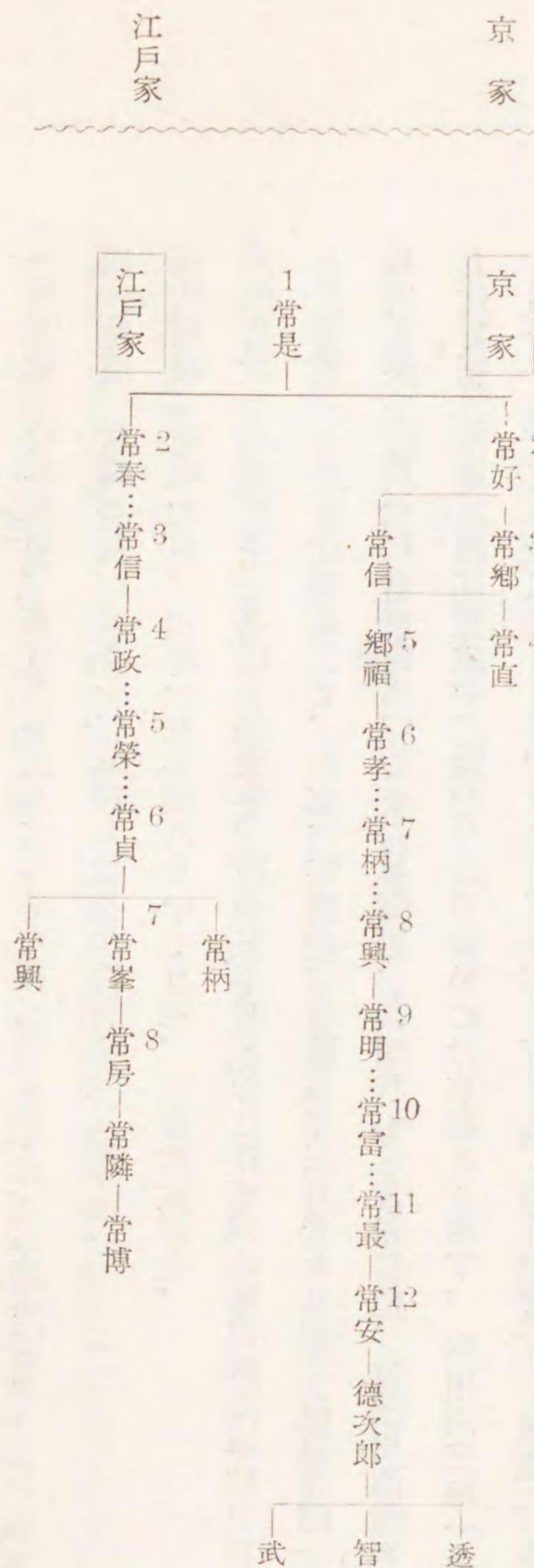
九作右衛門 六代目長左衛門四男、要助 延享三年(紀元二四〇六年)十二月十六日家督相續。天明八年(紀元二四四八年)七月五日歿。

十作右衛門 常明 安永六年(紀元二四三七年)九月二十九日家督相續。寛政十二年(紀元二四〇年)五月、江戸銀座、八代目長左衛門不正事アリテ絶家ニ付、江戸ニ移サレ京及ビ江戸ノ御用ヲ勤ム。

元祖常是の嫡男を作右衛門常好といひ、二男を長左衛門常春といふ。これより京家と江戸家との二つに分れ、常好及びその子孫を京家、常春及びその子孫を江戸家といひ、京家は代々作右衛門、江戸家は代々長左衛門の通稱を用ふ。但し兩家とも作兵衛常是を元祖とすることは同一です。寛政十二年七月、江戸家八代常房「御預り銀多分引負、其上他借高不少段」不埒なりとあつて、家職を召放され、永蟄居となつたので、京家九代常明が出府して御用向を承はることとなり、十二代常安に至つて御維新になりました。當家歴代の名前は以後度々出て來ますからこゝに略譜を掲げます。

〔大黒常是兩家略系〕

……は直系
……は然らざるもの



〔京家略譜〕

元祖常是 生國泉州堺、橘姓、定紋九曜、後三ツ扇に改む。湯淺作兵衛、後大黒氏、慶長三年伏見に召出 産業篇第三 覇都時代

さる。伏見兩替町にて屋鋪拜領、寛永十年三月五日死、室不明。

二代常好 元祖常是長男、慶長十三年京都兩替町にて屋鋪拜領、寛永十三年七月五日死、室今井宗薫女。

三代常郷 常好長男、寛文五年五月二日於江戸死、室今井兵左衛門女。

四代常直 常郷長男、元禄十二年四月二日於江戸死、室不明。

五代郷福 常郷次男、元禄十五年閏八月十七日死、室藤堂式部女。

六代常孝 郷福實子、享保元年家督、同十三年四月廿五日死、室尾州白鳥中村七兵衛女。

七代常柄 江戸六代常貞二男、延享三年隱居、寶曆八年五月廿九日死、室東寺郷士山本忠輔女。

八代常興 江戸六代常貞四男、安永六年隱居、天明八年七月五日死、室江州山内木内少兵衛女。

九代常明 常興次男、寛政十二年七月江戸御咎に付京都より罷下、御用向三地一手に被仰付、文化九年

隱居、同十四年十二月五日死、實は十三年四月五日死、室江戸家七代常峰女、後妻同斷次女。

十代常富 上總國山部郡東金町郷士飯田新兵衛弟、文政四年五月十二日死、實は同元年三月十七日死、室

九代常明女。

十一代常最 古筆了意四男、天保十四年八月廿七日死、實は同十一年十月十八日死、室十代常富女。

十二代常安 常最長男、明治二年二月十二日銀座廢止、銀吹方御役儀御免、同二十一年二月二十三日死、

室江戸御用達町人上總屋永井彦兵衛女。

〔江戸家略譜〕

元祖常是 京家の條を見よ。

二代常春 元祖常是次男、慶長十一年駿府にて屋鋪拜領、同十七年江戸新兩替町にて屋鋪拜領、寛永十六年廿一日死、室不明。

三代常信 京二代常好次男、延寶二年八月二十日死、室御書院番頭三好備中守女。

四代常政 常信次男、貞享四年三月七日死、室日光御門主家臣小林右近女。

五代常量後改常榮 本阿彌光怡三男、元禄十五年御役被召放、實家本阿彌へ御預、正徳四年五月歸役被

仰付、享保十四年三月隱居、同十七年九月九日死、享年六十八歳、室四代常政女。

六代常貞 町年寄樽屋藤左衛門弟、寛延元年九月隱居。明和五年三月三日死、享年七十六歳、室常榮女。

七代常峯 常貞三男、安永九年隱居、寛政二年十二月十七日死、享年六十四歳、室樽屋藤左衛門女、後妻

松平加賀守出入醫師藤井貞三伯母。

八代常房 常峯長男、寛政十二年七月御預銀多分引負、其上他借高不少段、不埒に付家職被召放、永蟄

居被仰付、文化十一年十一月十五日死、室御目見醫柴田元養女、天明四年離別。

九代常隣 常房長男、寛政十二年八月家名相續被仰付、年々銀五百目御手當として被下之、文久元年六月十四日死。

これによると京家は十二代の中四代、江戸家は八代の中三代まで養子である。さうして江戸家は京家から一回、京家は江戸家から二回引續き養子を迎へてゐる。此の如き繼承状態は獨り家柄の町家のみならず、武家一體に見ることであらう。それから京家の系譜に、五代郷福のつぎに六代信氏を掲げ、常孝以下順に一代づゝ遅らせたものがある。この信氏は銀座年寄日比五郎左衛門の兄市郎右衛門の代名で、郷福死去の

時、實子常孝が僅に二歳であつたため、同人が十六歳に至るまで、即ち享保元年まで、大黒作右衛門信氏と名乗り、看抱人として御用を勤め、常孝家督後、隠居剃髪して宗柳と號したが、常孝が享保十三年に歿し、江戸から常柄を迎へ立つるに及び、同年から元文四年まで再び御用を補助した。右の次第で信氏は京家六代に數へられてゐたが、天保九年大黒家由緒改正の節、看抱人は代數へ立つべからずとの御沙汰によつて省くこととなつた、以上は

7 江戸京代々家系 一冊 本文三丁

9, 大黒常安覺書(九)京家代々江戸家代々

6, 大黒常是各靈年季辨覽順過去帳 一冊 文政元戊寅年六月十二日 同姓橋常隣改 表紙一丁・年號順

三丁・本文六丁

6, 大黒常是各靈年季辨覽過去帳 一冊 文政九丙戌年八月 表紙一丁・年號順四丁・本文七丁

6, 大黒常是各靈年季辨覽過去帳 一冊 文政九丙戌年八月 表紙一丁・本文六丁

5, 御銀改役所大黒常是系圖 大黒常隣撰 一冊 表紙一丁・本文十一丁 表紙には單に系圖下書とあり、江戸家の系圖で最も精細なもの。

による。但しこれ等を仔細に點檢すると、記事の矛盾が著しく目に着く。7に京三代の常郷を二代常好の長男、江戸三代の常信を同人次男とするに反し、9₁には常郷を常好の次男、常信を長男とし、9₂に京八代常興は江戸六代常貞の四男とあるを、5₁に常貞の猶子で、實は甥とし、又9₁に京九代常明は常興の次男とあるを、7に三男とする類である。用語の不一致も亦目に着く。例へば長男次男といふように 順序を正

して記載してあるかと思へば、單に實子といふような漠然たる文字を遣つてゐる所もある。又以上の系譜類に生年月を缺くは勿論、享年も亦殆ど記載が無いのは頗る遺憾とする點だ。

常是役所

慶長六年五月家康の命により伏見に銀座が出来た時、町屋敷四町を拜領し、これを兩替町と名づけ、銀座會所・座人家宅・並びに常是屋敷を建てた。それが慶長十三年京都へ移轉を命ぜられるに及び、伏見の先例に倣つてまた四町を賜ふた。即ち室町通と烏丸通との間、二條より三條までの地を拜領した。所謂兩替町通で二條下・押小路下・御池下・姉小路下の四町の總稱であつた。○中略

慶長十一年駿府に置かれた銀座は同十七年に江戸に移り、先例によつて通町京橋より南へ銀座一丁目・同二丁目・同三丁目・同四丁目^{○金銀改役所}の四町を賜ふた。9, 大黒常安覺書(五)に「江戸常是駿府より江戸へ引移り者慶長十七七年、拜領屋敷表間口京間拾五間、裏間口同斷、裏行北三拾五間貳尺五寸、南三拾七間貳尺五寸、此坪數五百四拾五坪七合五勺^{ニハ六勺トアリ}。」とあるので、當時の常是役所の廣狹は分りますが、邸内の部屋割はどんな風であつたか、繪圖面が無いので分りません。

郡司家は代々通稱を彦兵衛といふ。本書に三代彦兵衛は「常是家來にて、銀座立會役相勤、銀座人座分五分請取」とあります。尙同書初代彦兵衛常智の條に、同人は泉州堺で南鐮座を建て、諸國から出る灰吹銀を買集め、之に銅を加へ、自分で極印を打つて銀遣ひをして居つた。然るに慶長三年十一月大黒常是に銀吹極所を仰付けられ、天下一統大黒遣ひとなるに及び、常是の家來となつて伏見へ出で、銀座立會役を勤め、座分五歩を請取つた趣が見えます。さすれば郡司家はもと大黒家と肩を比べたものであつたが、後者

が家康の特許を得るに及んでその配下となり、郡司といふ舊姓はありながら、大黒を名乗つたものと見え
ます。
幸田大黒常是考
博士

銀座諸役員由緒 以下大日本財政經濟史料所收銀座役員由緒ヲ掲ゲテ、銀座諸役員ノ由緒、職掌等ニツキテ
思料ノ便ニ供ス。

銀座諸役員
由緒書

銀座役員申請書

御銀吹極所上納銀改役

大黒作右
衛門

本國和泉
生國山城 大黒作右衛門○十代目

私儀父大黒作右衛門實子にて、家督奉願上、安永西年○六年丁酉、紀元二四三七年九月二十九日於燒火之間御勘定奉行方
御吟味役方御列座にて、願之通家督御用向被仰付○旨、御老中松平右近將監殿被仰渡○段、石谷淡路守
殿被仰渡、元祖より私迄拾代京都に罷在御用向相勤申○い。然處寛政十二申年○庚申、紀元二四六〇年五月私儀御當地へ被
爲召、同年○寛政十二年七月二日、同姓大黒長右衛門不埒之儀有之御咎被仰付、其節私儀同職家元に御座○い間、
取締方等兼々可心附○い處、其儀無御座不束に付急度御叱り被置○い段、柳生主膳正殿於御宅被仰渡○い。
依之私儀憤之儀奉伺○い處不及其儀旨被仰渡○い。同日御列座にて私儀江戸表御用方其外共一手に被仰付、
長左衛門より御取上げに相成○い御用道具家作共不殘私へ被下置、以來御掛り御勘定方御差圖を請取計可
申旨御用人被仰渡○い。同年○寛政十二年十二月十二日貳朱判吹方被仰出、先規之通銀座にて吹立之上目方掛○紀
定極印打私方にて相勤申○い。同月二十六日蛸殻町銀座地續○りて地所御引渡家作御取建之上、當時右場所に
て御用相勤申○い。享和元西年○辛酉、紀元二四六一年奉願爲御手當一ヶ年金貳百兩宛被下置○い旨、同年○享和元年十二月二

十九日被仰渡○い。

元祖 本姓湯淺
大黒作兵衛

元祖湯淺作兵
衛

右元祖湯淺作兵衛常是儀、泉州堺に罷在天正十年○壬午、紀元二四二年。權現様伊賀路山越被爲遊○い節御供仕○いに付、
慶長三戌年○戊戌、紀元二五八年十一月於伏見被爲召出、先年御奉公之爲御褒美御目見之上宗近之御刀一腰○太刀、身貳尺三寸程、細心四十六分程、柄草卷、頭拵、縁金やすり目、頭つ、目貫赤銅、丸に五七桐三ッ地、鍔二枚下銀上金、鞘鑲色、頭目金、鐙南蠻鐵、銀鑲輪、切羽金ノ一枚、鍔白、提籠黒拜領仕、其上御銀吹極並御銀改役奉蒙仰
大黒之苗字被爲下置、御銀之位御定被遊、天下一統大黒遣ひと被爲仰出、右之通之御黒印被爲下置○い。
御文言。

大黒銀打印之事末々迄違犯無之様に相改其旨可爲沙汰○い。依之永井平九郎申渡之間可相行者也。仍
狀如件。

十二月二十八日御黒印。

大黒座

大黒座
南鐮座

右之通被成下○い。御黒印並拜領御刀私方に唯今以守護仕罷在○い。從是以前通用銀極印之品替り銀之位に
高下も御座○い儀ハ、南鐮座と申○いて堺表に罷在○い桑原左兵衛、長尾小左衛門、村田久左衛門、郡司彦兵衛
長谷又兵衛と申五人之者申合、諸國より出○い灰吹銀を買集銅を加へ銘々極印を打商賣に仕○い。此節常是一
人に右御儀被爲仰付外之者共之商賣は停止被仰付○い故、伺之上右五人之者共常是家來に仕、堺大小路よ
り何れも召連伏見へ罷越於兩替町に屋鋪拜領仕御用相勤、其後京都へも御供仕罷登○い。伏見從御城駿府
御城へ御引移被爲遊○い節、常是伴共之内兄作右衛門儀は、伏見にて御用勤、弟長左衛門儀は、慶長十一

午年○丙午。紀元二二六六年。駿府へ罷下り御用相勤罷在、其後慶長十七子年○紀元二二七二年。江戸新兩替町にて屋鋪拜領仕御用相勤申○丙午。紀元二二六六年。。兄作右衛門儀慶長十三申年○戊申。紀元二二六九年。。京都兩替町に屋鋪拜領仕引移御用相勤申以後、唯今以右拜領地にて京都御用向相勤罷在○丙午。紀元二二六六年。。元祖常是儀は寛永十四年○癸酉。紀元二二九三年。三月五日○丁酉。三病死仕。。

一、銀座御取立被爲遊○辛丑。紀元二二六一年。者、慶長六丑年○辛丑。紀元二二六一年。五月後藤庄三郎私元祖大黒作兵衛並拾人之外之者共へ銀座被爲仰付○辛丑。紀元二二六一年。。右拾人名前○辛丑。紀元二二六一年。後藤庄右衛門、末吉孫九郎、山口屋彌三右衛門、平野藤次郎、野村新兵衛、古手屋五郎右衛門、帶屋九郎右衛門、淀屋次郎右衛門、丸屋次郎助、萬屋市右衛門にて御座○辛丑。紀元二二六一年。。銀座徳用配當之儀座歩と號け、往古は庄三郎も常是も五拾分宛請取申○辛丑。紀元二二六一年。。

一、往古者之後藤庄三郎私元祖常是儀銀座支配仕、銀座年寄役之者相定○辛丑。紀元二二六一年。儀、庄三郎と常是相談仕、人品等見極、兩人より奉願○辛丑。紀元二二六一年。ひて被仰渡○辛丑。紀元二二六一年。。由申傳來○辛丑。紀元二二六一年。。尤慶長十四酉年○己酉。紀元二二六九年。同長○慶長。紀元二二七〇年。。兩年分銀座中御運上銀私方より相納○辛丑。紀元二二六一年。。從權現様被成下○辛丑。紀元二二六一年。。御黒印唯今以大黒長左衛門方に所持仕罷在○辛丑。紀元二二六一年。。私方にて灰吹銀買入手前吹仕直○辛丑。紀元二二六一年。。世上へ通用銀指○辛丑。紀元二二六一年。。御運上銀も年々上納仕○辛丑。紀元二二六一年。。付、權現様、台徳院様御黒印被成下○辛丑。紀元二二六一年。。御書付數通大黒長左衛門方に所持仕罷在○辛丑。紀元二二六一年。。寛文六年○丙午。紀元二二六六年。より大黒座御運上銀永代被遊御赦免○辛丑。紀元二二六一年。。御書付も頂戴仕、是又大黒長左衛門方に所持仕○辛丑。紀元二二六一年。。其節は御留守居御手當方御支配にて御座○辛丑。紀元二二六一年。。

一、私家之儀往古は御老中方御下知、其後御留守居御手當方御支配、元祿二巳年以來御勘定御奉行方御支配に罷成申○辛丑。紀元二二六一年。。尤代々熨斗目着用平日騎馬帶刀仕、旅行之節は武器を爲持往來仕○辛丑。紀元二二六一年。。右○辛丑。紀元二二六一年。。付唯今以、鐵砲貳挺京都○辛丑。紀元二二六一年。。所持仕罷在○辛丑。紀元二二六一年。。

熨斗目
着用
帶刀

御目見
家督

俸御目
見

二代目
大黒作右
衛門

一、天和三亥年御用達町人一同熨斗目着用帶刀御停止之節より、帶刀熨斗目着用不仕、其後數年來御願申上○辛丑。紀元二二六一年。。處、天明六年閏十月十九日願之通旅行並出火之節計帶刀仕○辛丑。紀元二二六一年。。水野出羽守殿被仰渡○辛丑。紀元二二六一年。。旨桑原伊豫守殿私在京に付名代大黒長左衛門へ被仰渡○辛丑。紀元二二六一年。。同年御代替御禮奉願罷下り在府中、十二月晦日願之通熨斗目着用五節句月次御禮罷出○辛丑。紀元二二六一年。。様、松平周防守殿被仰渡○辛丑。紀元二二六一年。。旨、桑原伊豫守殿被仰渡○辛丑。紀元二二六一年。。

一、御目見之儀、私代々是迄京都○辛丑。紀元二二六一年。。罷在○辛丑。紀元二二六一年。。に付、御代替り之節罷下り公方様へ紅糸一斤、大御所様へ紅糸一斤奉獻上○辛丑。紀元二二六一年。。帝鑑之御間於御疊廊下名披露にて御目見仕來申○辛丑。紀元二二六一年。。自分家督被仰付○辛丑。紀元二二六一年。。節も罷下り同様献上物差上、右於同御席名披露にて御禮申上○辛丑。紀元二二六一年。。御用向之誓詞於評定所被仰付○辛丑。紀元二二六一年。。在府中年頭、八朔、歳暮御禮之節は御本丸へ紅糸貳斤、西御丸へ紅糸一斤奉獻上○辛丑。紀元二二六一年。。於同御席御禮申上○辛丑。紀元二二六一年。。御暇被下置○辛丑。紀元二二六一年。。節、延寶八申年八月御代替御禮之節は於燒火之間時服貳ツ先格之通拜領仕○辛丑。紀元二二六一年。。元祿十二年八月自分家督御禮御暇之節より於同御席銀五枚宛拜領仕○辛丑。紀元二二六一年。。以來御暇被下置○辛丑。紀元二二六一年。。節は銀五枚宛拜領仕來○辛丑。紀元二二六一年。。い。寛政十二申年私儀御當地住居被仰付○辛丑。紀元二二六一年。。以來、年頭、八朔、歳暮御禮之節先格之通献上物差上御禮申上○辛丑。紀元二二六一年。。五節句月次御禮惣出仕御謁之節も罷出申○辛丑。紀元二二六一年。。俸儀部屋住之内御目見被爲仰付、三季御禮之節御本丸へ白銀一枚、西御丸に扇子一箱奉獻上○辛丑。紀元二二六一年。。父子同御席にて御禮申上、部屋住御用見習之誓詞於御評定所被仰付○辛丑。紀元二二六一年。。例に御座○辛丑。紀元二二六一年。。

一、若君様山王御宮參被遊○辛丑。紀元二二六一年。。節者、從前々并伊掃部頭殿表御門前へ、相詰罷在、途中之御目見申上○辛丑。紀元二二六一年。。例に御座○辛丑。紀元二二六一年。。

右元祖大黒常是實子にて御座いに付、於伏見父常是奉願上家督被仰付、慶長十三申年從伏見京都へ引移御用相勤罷在い處、寛永十三年七月五日病死仕い。右家督被仰渡之御名前並年月等留書焼失仕難相分い。

三代目 大黒作右衛門

右貳代目作右衛門實子にて御座いに付奉願上家督被仰付御用相勤罷在い處、寛文五巳年五月二日病死仕い。右家督被仰渡之御名前並年月等留書焼失仕難相分い。

四代目 大黒作右衛門

右三代目作右衛門實子にて御座いに付奉願上家督被仰付御用相勤申い。右家督被仰渡之御名前並年月等留書焼失仕難相分い。元祿八亥年八月御銀吹替御用被仰付、本郷於御吹所右御用相勤いに付、同一寅年十二月二十三日於御殿銀五枚拜領物仕い。其節之御席並被仰渡之御名前留書焼失仕難相分い。其後元祿十二卯年四月二日病死仕い。

五代目 大黒屋作右衛門

右四代目作右衛門實子無御座いに付、元祿十一寅年弟孫之丞を家督養子に奉願上い處願之通被仰付、同十二年六月十三日伺之通作右衛門と變名被仰渡御用相勤い處、元祿五年閏八月十七日病死仕い。右家督被仰渡之御名前並年月等留書焼失仕難相分い。

六代目 大黒作右衛門

右五代目作右衛門病死仕い節、實子萬之丞幼年に付、拾六歳罷成い迄、銀座年寄役日比五郎左衛門兄市郎

六代目
大黒作右

五代目
大黒作右

四代目
大黒作右

三代目
大黒作右

元祿八年之銀改鑄

寶永改鑄
正徳改

七代目
大黒作右

正徳新銀

八代目
大黒作右

元文改鑄

右衛門を看抱に仕御用爲相勤申度段奉願上い處願之通被仰付、右市郎右衛門儀作右衛門と變名仕、元祿十五年より看抱にて御用相勤、享保元申年、萬之丞拾六歳に罷成いに付、家督御用向相渡申度段奉願上、作右衛門儀は隠居仕い。右代之内寶永銀、中寶銀、四寶銀、御吹替御用相勤、正徳四年五月正徳新銀御吹替御用も被仰付、度々出府仕御用相勤申い得共、先年私方度々類焼之節留書焼失仕委細ハ相知不申い。其後寶曆二申歳五月廿七日病死仕い。

七代目 大黒作右衛門

右五代目作右衛門實子にて幼名萬之丞と申い。享保元申年拾六歳に罷成いに付、同年七月廿三日看抱作右衛門願之通家督御用向萬之丞へ引渡可申旨、御勘定御奉行水野因幡殿守被仰渡、同年八月廿日於御勘定所御奉行之御列座にて伺之通作右衛門と變名仕い様水野因幡守殿被仰渡、看抱作右衛門相勤罷在い正徳新銀御吹替御用引續相勤罷在い處、享保十三申年四月廿五日病死仕い。

八代目 大黒作右衛門

右七代目作右衛門實子無御座いに付、六代目大黒長左衛門次男長次郎を養子家督に奉願上い處、享保十三申年五月八日願之通家督御用向被仰付い旨、松平左近將監殿被仰渡い段、御勘定御奉行算播磨守殿被仰渡、其後作右衛門と變名仕い。元文元辰年五月十三日文字銀御吹替御用被仰付相勤、同年七月京都へ罷登御吹替御用相勤申い。元文四年四月八日大黒長左衛門儀作右衛門名代兼御殿へ被召出、御右筆部屋於御縁頼松平左近將監殿、本多伊豫守殿御列座にて吹替御用骨折相勤い段被仰渡、終て同日於燒火之御間本多伊豫守殿被仰渡銀五枚拜領物仕い。其後寶曆八寅年五月廿九日病死仕い。

九代目
大黒作右
衛門

九代目 大黒作右衛門

右八代目作右衛門實子無御座いに付、六代目大黒長左衛門四男要助を養子家督に奉願上い處、延享三寅年十二月十六日於燒火之御間、御勘定御奉行方御吟味役方御列座にて、願之通家督御用向被仰付い旨、堀田相模守殿被仰渡い段神谷志摩守殿被仰渡、同月廿七日伺之通作右衛門と變名仕い様御同人被仰渡い。寛延四未年正月より寶曆二申年二月迄、御灰吹銀花降吹御用相勤申い。其後天明八申年七月五日病死仕い。

文化五辰年閏六月

大黒作右衛門〇十代目

十代目
大黒作右
衛門

日本財政經濟史料卷二、經濟之部

銀座年寄
秋田内記

本國尾張
生國武藏

御勘定奉行支配銀座年寄
養子 秋田内記〇十二代目
未五拾九歳

文恭院様御代、私儀文化元子年八月廿日養父牧次郎養子に罷成、養父跡相續被仰付、同年九月二日平役被仰付、文政元寅年八月朔日白銀一枚ツ、献上仕御目見仕、引續年始、八朔、歳暮共御禮罷出、文政十二丑年九月十八日大納言様山王へ御宮參之節、於外櫻田御目見仕、同年十二月廿九日銀座年寄被仰付い旨、水野出羽守殿被仰渡い段御勘定奉行村垣淡路守申渡、同十三寅年正月十三日於評定所誓詞被仰付、同月廿八日紅糸一斤ツ、兩御丸へ献上仕、於帝鑑之間椽頼役儀之御禮申上、引續年始、八朔、歳暮共紅糸一斤ツ、献上仕、五節旬月並禮罷在、兩山拜禮にも度々罷在、天保六未閏七月廿六日常々御用出精相勤い付爲御褒美一帯刀被仰付い旨、松平周防守殿被仰渡い段御勘定奉行明樂飛驒守申渡、同七年十月十九日

元祖
秋田常味

一 先祖

秋田常味〇初代

銀座出目銀溜り吹立上納仕いに付、爲御褒美御扶持方拾人扶持一生之間被下い旨、大久保加賀守殿被仰渡い段明樂飛驒守申渡、同年十一月十五日願之通内記と改名可仕旨御勘定奉行矢部駿河守申渡、天保八酉年四月七日御代替之節紅糸一斤ツ、献上仕御目見仕、同年九月十八日將軍宣下之節紅糸一斤ツ、献上仕御目見仕、同年十一月代々所持仕い拜領物之内御木像之儀ハ格別重き御品之儀に付差上可申、尤直々寺社奉行阿部能登守へ相渡上野へ納置、且又御筆色紙御珠數御刀は銀座御用藏へ仕舞置以來他見爲致間敷旨、水野越前守殿被仰渡い段明樂飛驒守申渡、同月廿五日御木像は阿部能登守へ持參相渡上野へ御納に相成、御筆色紙御珠數御刀三品は明樂飛驒守御勘定組頭都筑金三郎立合相改、同く外箱へ封印之上銀座御用藏へ仕舞置、以後風入等之節ハ銀座掛開封致し組頭封印可致旨同人申渡、御當代天保十二年三月四日於上野文恭院様御法事之節白銀三枚献備拜禮仕い。天保十三寅年十二月嫡子十七郎儀病氣に付嫡子相除、孫内藏丞儀嫡孫承祖に奉願い處願之通被仰付、弘化二巳年十二月十三日精出相勤いに付是迄取來りい飯料向後拾人扶持に直、別段五人扶持方被下い旨於燒火之間、若年寄大岡主膳正殿被仰渡、通用銀吹方に付毎暮御褒美於燒火之間若年寄方被仰渡銀子頂戴仕い。未年迄四拾四年相勤罷在い。

座方萬
端配支

産業篇第三 朝都時代

尾州岩倉之城主織田大和守敏信孫伊賀守信武次男津田庄兵衛信儀儀、初名内藏と相名乗岩倉に住居仕罷在い處、天正十七丑年織田常信以吹擧於三州岡崎權現様へ御目見仕御奉公仕、慶長五子年九月關ヶ原御陣之節手疵を被り歩行不自由に罷成いに付奉願退身仕い處、同六丑年五月十二日於伏見初て銀座御取建被仰付、座人可相勤旨於御前被仰付、座方之儀萬端支配仕、同年九月朔日願之通剃髮被仰付、秋田常味と

改名、金三枚時服拜領仕、同十一年於駿府銀座御役所爲建いに付地所拜領仕引越相勤、同十二年四月廿一日權現様御筆御色紙拜領仕、其後表補之儀春日局より申上達上聽、白茶石疊綾之御召御服並御有合之錦拜領仕御表補爲仕立今以所持仕い。同十九寅年大阪御陣之節御陣中に罷在岡山御本陣より罷越い途中敵方人數に出合、矢貳筋相放し御使首尾好相勤罷歸い段達上聽、金地朱御紋附黒骨御扇子之上へ御矢貳本爲乘拜領仕、右形を以家紋に可仕旨被仰出代々相用來い處、何頃より歎御紋之義ハ恐多義に付自然と御被遠慮仕用不申い。其後奉願退役仕、寛永九年四月廿日病死仕い。

秋田宗古
(二代目)

一 先祖

秋田宗古
(二代目)

初名内記儀、天正十八寅年小田原御陣之節篠曲輪にて淺香甚四郎と申者を討取、權現様へ奉入實檢い處健成若者名は何と申と御尋被成い節、御答延引仕い哉重て歳はいくつと就上意、十七歳に相成い旨申上い處、然ば十七郎と可申旨蒙上意、其後庄助と改名仕、攝州天王寺村に罷在い處、台徳院様御代慶長十九寅年大坂御陣之節從權現様後藤庄三郎を以被召出、同年十一月三日於二條御城、御目見仕御奉公仕、且其御權現様御持被遊い御珠數御手自被下置、只今以所持仕、元和元年大阪御陣御勝利之後於二條御城、厚き蒙上意、來國光作御刀拜領仕今以所持仕、且知行可被下置旨板倉伊豫守殿を以被仰出い得共、御斷申上父常味跡役之儀奉願い處、同年六月願之通被仰付、同二辰年奉願剃髮仕宗古と改名仕、寛永十三年二月新規鑄銀吹方御用被仰付、於芝濱手地所拜領仕、初て寛永通寶之錢世上通用相成申い。右鑄錢之儀ハ從大猷院様柳生但馬守を以御内意被成下錢座仕方取調御請申上、且錢形文字の儀も依上意宗古相認奉備上覽い處、右之文字に可仕旨被仰付御黒印頂戴仕、吹方出來之上爲御褒美白銀五拾枚時服三被下

寛永之鑄錢

秋田小左衛門
(宗古孫)

置い旨永井信濃守被仰渡頂戴仕い。其後錢座之儀ハ宗古孫秋田小左衛門へ相讓御用相勤、且其以前年月不知春日局願にて、權現様御木像御出來に付拜領之儀奉願い處願之通拜領仕、今以所持仕、寛文一寅年四月廿六日病死仕い。

一 先祖

秋田左平次
(三代目)

大猷院様御代、寛永七年正月養父宗古弟之續を以養子に罷成、養父跡相續被仰付相勤、慶安四卯年七月十四日病死仕い。

一 先祖

秋田仁兵衛
(四代目)

嚴有院様御代、慶安四卯年九月養父左平次甥之續を以養子に罷成養父跡相續被仰付相勤、且是迄代々慰斗目白帷子着用帯刀仕、年々白銀拾枚時服頂戴仕、同年一月廿六日病死仕い。

一 先祖

秋田作左衛門
(五代目)

嚴有院様御代、慶安四卯年養父仁兵衛弟之續を以養子に罷成、養父跡相續被仰付、承應元辰年二月十五日初而御目見仕、寛文四辰年十一月十九日頭役上座被仰付、銀座之儀是迄之通支配仕、同六年七月廿一日病死仕い。

一 先祖

秋田作左衛門
(六代目)

嚴有院様御代、寛文六年十月父作左衛門跡相續被仰付、貞享二丑年八月朔日頭役上席被仰付御目見仕、元祿元辰年十二月廿八日病死仕い。

一 先祖

秋田太郎右衛門
(七代目)

産業篇第三 覇都時代

一七七

秋田作左衛門
(六代目)
頭役上
秋田太郎右衛門
(七代目)

秋田仁兵衛
(四代目)

秋田左平次
(三代目)

秋田作左衛門
(五代目)
頭役上

常憲院様御代、元祿二巳年父作左衛門跡相續被仰付、幼年に付伯父秋田十右衛門看抱仕相勤、同十四巳年正月十七日拾五歳に罷成いに付出勤仕、正徳五未年十二月廿八日白銀一枚献上仕御目見仕、引續年始・八朔・歳暮共御禮罷出、延享三寅年四月二日奉願隱居仕、同四卯年十一月廿日病死仕。

一 高祖父

秋田 太郎右衛門〇八代目

有徳院様御代、享保二十一年二月見習勤被仰付相勤、延享三寅年四月二日父太郎右衛門跡相續被仰付、同年十二月廿八日兩御丸へ白銀一枚ツ、献上仕御目見仕、寶曆九卯年二月四日銀座年寄被仰付旨堀田相模守殿被仰渡い段、御勘定奉行一色安藝守申渡、同月十一日於評定所誓詞被仰付、同月十五日紅糸一斤ツ、献上仕、於帝鑑之間榎頼役儀之御禮申上、引續年始・八朔・歳暮・月並共御禮罷出、同十辰年五月廿三日代替之節紅糸一斤づ、献上仕御目見仕、同年九月十八日將軍宣下之節紅糸一斤づ、献上仕、御目見仕、同年十月十六日京都へ罷登いに付御暇銀五拾枚被下置旨安藝守申渡頂戴仕、同十一巳年十月廿六日病氣に付隱居被仰付、同年十一月廿七日病死仕。

一 曾祖父

秋田 太郎右衛門〇九代目

浚明院様御代、寶曆十一巳年十月廿六日父太郎右衛門跡相續被仰付、同十三未年八月朔日白銀一枚献上仕御目見仕、天明七未年十二月十七日銀座年寄被仰付旨牧野備前守殿被仰渡い段、根岸肥前守申渡、同月廿八日紅糸一斤献上仕、於帝鑑之間縁頼役儀之御禮申上、同八申年正月十三日於評定所誓詞被仰付、寛政六寅年九月廿七日若君様山王へ御宮參之節於外櫻田御目見仕、兩山御禮にも度々罷出、同十二申年六月廿五日銀座御改正之節役儀御免蠶居被仰付旨中川飛驒守申渡引込罷在い處、文化二丑年六月二日

寛政十二年銀座改正

秋田太郎右衛門〇九代目

蠶居

秋田仁三郎〇十代目

見習銀座改正

秋田牧次郎〇十一代目平役

蠶居御免被下い旨御勘定奉行小笠原伊勢守申渡、同十二亥年七月廿九日病死仕。

一 祖父

秋田 仁三郎〇十代目

文恭院様御代、寛政十一未年正月十七日見習被仰付相勤、同十二申年六月廿五日銀座御改正之節押込被仰付、同年七月廿六日押込御免、新規銀座平役被仰付相勤、享和九酉年四月奉願退役仕、同年六月十八日病死仕。

一 養父

秋田 牧次郎〇十一代目

文恭院様御代、享和元酉年四月十九日、養父仁三郎望養子に罷成、養父跡相續被仰付、同年五月七日平役被仰付、文化元子年八月奉願退役仕、天保二卯年四月廿二日病死仕。
一私儀遠慮・逼塞・閉門等都御咎之儀無御座い。

弘化四未年十二月

秋田 内記〇十二代目

秋田内記〇十二代目

銀座請拂役小南宗左衛門〇八代目

日本財政經濟史料卷二、經濟之部一、第二、鑛山十五、附録

御勘定奉行支配銀座請拂役

本國近江生國武藏

養子 小南 宗左衛門〇八代目子五拾歳

文恭院様御代、文政四巳年四月廿一日私儀養子に罷成、同年七月十一日平役見習被仰付、同九戌年十一月八日平役被仰付、天保三辰年九月晦日養父宗左衛門跡相續被仰付、同七申年十月十九日銀座出目銀溜吹立上納仕候に付、爲御褒美尉斗目着用被仰付い旨、大久保加賀守殿被仰渡い段御勘定奉行明樂飛驒守申渡、同八酉年四月御代替之節御目見仕候、同年九月將軍宣下之節御目見仕候、同九戌年十二月廿八日よ

り白銀一枚つゝ獻上仕御目見仕、引續年始・八朔・歳暮共御禮罷出。弘化二巳年十二月十三日出精相勤
いに付、是迄取來い飯料向後拾人扶持に直被下、別段三人扶持増御扶持方被下い旨阿部伊勢守殿被仰渡
い段、御勘定奉行松平河内守申渡、當子年迄三拾貳ヶ年相勤罷在い。

宗左衛門倅

小南宗次

郎九代目

當御代嫡子宗次郎儀、天保十一子年十二月十六日平役見習被仰付、同年十二月廿八日御目見仕、引續年
始・八朔・歳暮共御禮罷出、子年迄三ヶ年相勤罷在い。

一 先祖

後藤理右衛門初代

權現様御代、慶長六丑年五月於伏見御城銀座取建被仰付、後藤庄右衛門三郎光次末吉勘兵衛兩人差配可仕旨
被仰付い節、庄右衛門兄理右衛門光次儀も座人被仰付、寛永十七年五月六日病死仕い。

一 先祖

小南理兵衛二代目

右之者年月不相知理右衛門依病身為看抱相勤罷在、大猷院様御代寛永十七年辰年月日不相知養子に罷
成、直に跡相續被仰付、小南と改大勘定被仰付、萬治元戌年十二月十七日病死仕候。

一 先祖

小南理兵衛三代目

嚴有院様御代、承應元辰年平役被仰付、萬治二亥年父理兵衛跡相續被仰付、元祿二巳年五月十一日年寄
被仰付、同十一寅年八月廿一日御暇被下い節白銀五枚拜領仕、同廿四日上京仕、其後兩度出府仕御目見
仕、御暇被下い節拜領物前同斷、同十四巳年十月晦日退役仕、同十六未年正月廿九日病死仕い。

一 高祖父

小南宗左衛門四代目

常憲院様御代、元祿二巳年五月晦日平役被仰付、同四未年十月父理兵衛跡相續被仰付、同十五年二月廿
九日年寄役被仰付、同閏八月御暇被下い節白銀五枚拜領仕上京仕い。寶永六丑年八月廿六日退役仕、正
徳五未年六月八日病死仕い。

一 曾祖父

小南宗左衛門五代目

常憲院様御代、寶永三戌年九月養子に罷成、養父宗左衛門跡相續被仰付、同六丑年九月平役被仰付、延享
三寅年三月廿三日病死仕い。

一 祖父

小南宗左衛門六代目

惇信院様御代、延享三寅年父宗左衛門跡相續被仰付、寛政七卯年二月五日年寄被仰付い旨、戸田采女正殿
被仰渡い段、御勘定奉行柳生主膳正申渡、同月十一日於評定所誓詞被仰付、同月十六日紅糸一斤献上
仕於帝鑑之間椽頼役儀之御禮申上、引續年始・八朔・歳暮・五節句・月並共御禮罷出、兩山拜禮度々罷出、
同十二申年六月廿五日銀座御改正之節、役儀被召放蟄居被仰付、同年八月奉願上京仕、享和元酉年十一
月八日病死仕い。文化二丑年六月三日蟄居御免之旨、倅宗左衛門へ小笠原伊勢守申渡。

一 父

小南宗左衛門七代目

文恭院様御代、天明七未年正月平役被仰付、寛政十二申年六月銀座御改正之節、役儀被召放押込被仰付、
同年七月廿五日押込御免新規銀座平役被仰付、文化十二亥年十二月廿八日白銀一枚つゝ獻上仕、御目見仕、
引續年始・八朔・歳暮共御禮罷出い。文政十二丑年九月十八日大納言様山王へ御宮參之節、於外櫻田御目
見仕、天保三辰年九月晦日退役仕い。

小南宗左
衛門四代目

小南理兵
衛三代目

小南ト
改姓

後藤理兵
衛二代目

座人

元祖
後藤理右
衛門

小南宗次
郎九代目

小南宗左
衛門五代目

小南宗左
衛門六代目

小南宗左
衛門七代目

一私儀遠慮・逼塞・閉門等都御咎之儀無御座い。以上。
嘉永五子年閏二月

小南宗左衛門〇八代目

銀座元締
役
譽田瓶次
目五

御勘定奉行支配銀座元〇役
本國山城 養子 譽田瓶次〇五
生國武藏 子〇四拾九歳

文恭院様御代、私儀文政元寅年七月養父益之丞跡相續被仰付、同年九月八日平役被仰付、天保三辰年十二月廿八日白銀一枚つゝ献上仕御目見仕、同年九月十八日將軍宣下之節、白銀一枚つゝ献上御目見仕、弘化二巳年十二月十三日精出相勤いに付、是迄取來い飯料向後拾人扶持に直被下、別段三人扶持増御扶持方被下い旨、阿部伊勢守殿被仰渡い段、御勘定奉行松平河内守申渡、子年迄三拾五ヶ年相勤罷在い。

瓶次郎伴

譽田亥之〇六助〇目

譽田亥之
助〇六目

當御代、嫡子亥之助儀、天保十亥十月十一日平役見習被仰付、同年十二月廿八日御目見仕、引續年始・八朔・歳暮共御禮罷出、子年迄拾四ヶ年相勤罷在い。

譽田傳藏
初代

譽田傳藏〇初代

一高祖父
惇信院様御代、寛延二巳年十一月被召出銀見役被仰付、安永八亥年九月三日病死仕い。

一會祖父

譽田龜太〇二郎〇目

譽田龜太
郎〇二目

澁明院様御代、安永九子年正月十七日養父傳藏弟之續を以養子に罷成、養父跡相續銀見役被仰付、寛政十二申年六月銀座御改正之節、同月廿八日新規銀座銀見役被仰付、享和三亥年閏正月平役被仰付、文化元子

譽田源左
衛門〇三代目

譽田源左衛門〇三代目

年九月十日江戸詰被仰付、同九申年九月退役仕、文政二卯年九月三日病死仕い。
一祖父
文恭院様御代、文化六巳年十月朔日養父龜太郎跡相續被仰付、同月十五日平役見習被仰付、同年十一月十日病死仕い。

譽田益之
丞〇四代目

譽田益之〇四代目〇日本
文脫之

一養父〇本文
文恭院様御代、文化十三子年十一月養父源左衛門跡相續被仰付、同十四丑年正月平役被仰付、文政元寅年七月退役仕い。

一私儀遠慮・逼塞・閉門等、都御咎之儀無御座い。已上。

嘉永五子年閏二月

譽田瓶次〇五郎〇目

請拂役助
泉谷七郎
兵衛

御勘定奉行支配銀座請拂役助
本國和泉 養子 泉谷七郎〇八兵衛〇目
生國武藏 子〇五拾貳歳

文恭院様御代、私儀文政三辰年八月養父次郎左衛門養子に罷成、同年十一月廿九日平役見習被仰付、同十亥年五月廿三日養父次郎左衛門跡相續被仰付、天保七申年十月十九日銀座出目銀溜吹立上納仕いに付、爲御褒美銀子三枚拜領被仰付い旨、大久保加賀守殿被仰渡い段、御勘定奉行明樂飛驒守申渡、同年十二月廿八日初御目見仕、引續年始・八朔・歳暮御禮罷出い。弘化二巳年十二月十三日精出相勤いに付、是迄取來い飯料向後拾人扶持直被下、別段三人扶持方被下い旨、阿部伊勢守殿被仰渡い段、御勘定奉行松平

河内守申渡、子年迄三拾三ヶ年相勤罷在。

泉谷常次郎(九代目)

七郎兵衛伴

泉谷常次郎(九代目)

子三拾歳

當御代、嫡子常次郎儀、天保八酉年十一月廿九日平役見習被仰付、同年十二月廿八日御目見仕、引續年始・八朔・歳暮共御禮罷出、嘉永元申年九月平役被仰付、子年迄拾六ヶ年相勤罷在。

泉谷七郎兵衛(初代)

泉谷七郎兵衛(初代)

一 先祖 嚴有院様御代、承應二巳年五月被召出銀見役被仰付、寛文四辰年二月十四日病死仕。

泉谷次左衛門(二代目)

泉谷次左衛門(二代目)

一 先祖 嚴有院様御代、寛文五巳年父七郎兵衛跡相續、銀見役被仰付、同九酉年九月三日病死仕。

泉谷次郎左衛門(三代目)

泉谷次郎左衛門(三代目)

一 先祖 嚴有院様御代、寛文十戌年養父次左衛門養子罷成、養父跡相續、銀見役被仰付、元文五申年四月廿九日病死仕。

泉谷次郎左衛門(四代目)

泉谷次郎左衛門(四代目)

一 高祖父 有徳院様御代、元文五申年養父次郎左衛門養子罷成、養父跡相續、銀見役被仰付、寛保二戌年五月十八日病死仕。

泉谷次左衛門(五代目)

泉谷次左衛門(五代目)

有徳院様御代、寛保三亥年養父次郎左衛門養子罷成跡相續、銀見役被仰付、安永元辰年退役仕、寛政元酉年閏六月廿四日病死仕。

泉谷次郎左衛門(六代目)

泉谷次郎左衛門(六代目)

一 養祖父 浚明院御代、安永元辰年養父次左衛門養子罷成養父跡相續、銀見役被仰付、同九子年六月十四日病死仕。

泉谷次郎左衛門(七代目)

泉谷次郎左衛門(七代目)

一 養父 浚明院様御代、天明元丑年養父次郎左衛門養子罷成、養父跡相續、銀見役被仰付、寛政十二申年六月銀座御改正之節、同月廿八日新規銀座銀見役被仰付、文政三辰年八月朔日白銀一枚つゝ献上仕御目見仕、引續年始・八朔・歳暮共御禮罷出。同十亥年五月廿三日退役仕、天保八酉年八月廿七日病死仕。
一 私儀遠慮・逼塞・閉門等都御咎之儀無御座、以上。

嘉永五子年閏二月

泉谷七郎兵衛(八代目)

請拂役助 岡西彌八郎

本國山城 生國武藏

御勘定奉行支配銀座請拂役助 養子 岡西彌八郎(八代目) 子四拾五歳

文恭院様御代、私儀文政七申年十二月養父又三郎弟之續を以養子に罷成、養父跡相續、平役被仰付、天保七申年十月十九日銀座出目銀溜吹立上納仕之付、爲御褒美銀子三枚頂戴被仰付旨、大久保加賀守殿被仰渡、御勘定奉行明樂飛驒守申渡、同年十二月廿八日初御目見仕、引續年始・八朔・歳暮共御禮罷出。弘化二巳年十二月十三日出精相勤仕之付、是迄取來飯料向後拾人扶持に直被下、別段三人扶持増御扶持方被下旨、阿部伊勢守殿被仰渡、御勘定奉行松平河内守申渡、子年迄二拾九ヶ年相勤罷在。

産業篇第三 關都時代

岡西又兵衛初代

岡西又兵衛初代

一 先祖
常憲院様御代、寶永五子年五月被召出銀見役被仰付、享保十酉年七月廿九日病死仕い。

岡西彌左衛門二代目

岡西彌左衛門二代目

一 高祖父
有徳院様御代、享保十四酉年九月養父又兵衛養子に罷成、養父跡相續被仰付銀見役被仰付、延享五辰年二月平役被仰付、安永三年十月退役、天明元丑年五月十八日病死仕い。

岡西政之助三代目

岡西政之助三代目

一 曾祖父
浚明院様御代、寶曆十三未年八月平役見習被仰付、安永三年十月父彌左衛門跡相續被仰付、天明六年十二月退役仕、文化八未年八月十日病死仕い。

岡西又左衛門四代目

岡西又左衛門四代目

一 祖父
文恭院様御代、天明七未年正月父政之助跡相續被仰付、平役被仰付、寛政十二申年六月銀座御改正之節、同月廿八日新規銀座平役被仰付、其後追々轉役仕、文化十二亥年七月退役仕、同十三子年十二月十五日病死仕い。

岡西又三郎五代目

岡西又三郎五代目

一 養父
文恭院様御代、文化十一戌年七月父又左衛門跡相續平役被仰付、文政七申年十月三日病死仕い。

嘉永五子年閏二月

岡西彌八郎六代目

一 私儀遠慮・逼塞・閉門等都る御咎之儀無御座い。已上。

銀座元後 彌惣左衛門九代目

御勘定奉行支配銀座元後 實子 上谷彌惣左衛門九代目

文恭院様御代、文化元子年六月六日平役見習へ出勤仕、同七年九月廿九日平役被仰付、同十一戌年十二月廿日京都詰被仰付、文政九戌年九月十三日父彌惣左衛門跡相續被仰付、同年十月廿七日大阪詰元締役被仰付、天保四巳年七月廿九日京都詰被仰付、同申年十月十九日銀座出目銀溜吹立上納仕いに付、爲御褒美、鬘斗目着用可仕旨、大久保加賀守殿被仰渡い段御勘定奉行明樂飛驒守申渡、子年迄四拾九ヶ年相勤罷在い。

彌惣左衛門伴

上谷五郎三郎十代目 子三拾三歳

上谷五郎三郎十代目

文恭院御代、嫡子五郎三郎儀、天保三辰年十月廿一日平役見習被仰付、同四巳年七月廿九日京都詰被仰付、同八酉年九月平役被仰付、同十亥年五月大阪詰被仰付、子年迄二拾一ヶ年相勤罷在い。

神谷五郎兵衛初代

元祖 神谷五郎兵衛堺住人

一 先祖
泉州堺表にて往古より金銀切遣ひ之吹方仕罷在い處、權現様御代慶長六丑年五月於伏見銀座御取建被仰付い節、座人に被召出吹方御用相勤、同十四酉年二月於駿府末吉勘兵衛を以金谷喜右衛門、神谷五郎兵衛へ被仰渡いえ、近來九州中國筋浦々へ異國船致漂着狼に正金銀持歸りい由相聞い間、銀見之者共御威光を以別而心付可申旨御密事御用被仰付、且諸國諸山金銀銅掘出之儀追て言上仕見改之儀被仰付、諸山へ罷越い節々帯刀御免被成下、正保元申年九月十五日病死仕い。

神谷五郎兵衛二代目

神谷五郎兵衛二代目

銀見役
大猷院様御代、正保元年十一月父五郎兵衛跡相續被仰付、銀見役へ出勤仕、天和三亥年十二月廿一日病死仕い。

神谷庄兵衛(三代目)

神谷庄兵衛(三代目)

一 先祖
常憲院様御代、貞享元年六月父五郎兵衛跡相續被仰付、銀見役へ出勤仕、同四卯年六月十五日於長崎病死仕い。

神谷彌三(四代目)

神谷彌三左衛門(四代目)

一 先祖
常憲院様御代、貞享四卯年、父庄兵衛跡相續被仰付銀見役へ出勤仕、享保九辰年七月十五日病死仕い。

上谷彌三(五代目)

上谷彌三右衛門(五代目)

一 高祖父
有徳院様御代、享保九辰年養父彌三右衛門跡相續被仰付銀見役へ出勤仕、同十九寅年十二月神谷志摩守御勘定奉行被蒙仰い節、神谷を上谷と相改、寛保三亥年三月廿三日於長崎病死仕い。

上谷彌三(六代目)

上谷彌三左衛門(六代目)

一 曾祖父
有徳院様御代、寛保三亥年養父彌三右衛門跡相續被仰付銀見役へ出勤仕、延享三寅年八月十七日病死仕い。

上谷五郎兵衛(七代目)

上谷五郎兵衛(七代目)

一 祖父
惇信院様御代、延享四卯年養父彌三左衛門跡相續被仰付銀見役へ出勤仕、安永六酉年十月九日病死仕い。

上谷彌惣(八代目)

上谷彌惣左衛門(八代目)

一 父
浚明院様御代、安永七戌年正月十七日養父五郎兵衛跡相續被仰付、銀見役へ出勤仕、寛政十二申年六月銀

座御改正之節、同月廿八日新規銀座銀見役被仰付、享和三亥年閏正月平役被仰付、文化十一戌年十二月京都詰元締役被仰付、同十四丑年九月大阪詰被仰付、文政九戌年九月退役仕、同年十一月廿二日病死仕い。
一 私儀遠慮・逼塞・閉門等、都る御咎之儀無御座い。以上。

嘉永五子年閏二月

上谷彌惣左衛門(九代目)

請拂役助
金谷官左衛門

本國和泉
生國山城

御勘定奉行支配銀座請拂役助
養子 金谷官左衛門(九代目) 子五拾五歳

文恭院様御代、私儀文化十三年子七月十二日平役見習被仰付、文政四巳年九月十一日平役被仰付、天保四巳年七月廿八日養子喜左衛門跡相續被仰付、同七申年十月十九日銀座出目役銀溜吹立上納仕いに付、爲御褒美、尉斗目着用被仰付い旨、大久保加賀守殿被仰渡い段御勘定奉行明樂飛驒守申渡、天保十亥年六月六日大阪詰被仰付、子年迄三十七ヶ年相勤罷在い。

官左衛門伴

金谷善三郎(十代目) 子三十二歳

御當代、天保八酉年十月廿九日平役見習京都詰被仰付、弘化二巳年十一月廿八日平役被仰付、子年迄十六ヶ年相勤罷在い。

一 先祖

金谷喜右衛門(初代)

元祖
金谷喜右衛門
堺住人
西國筋浦
々流出正
金銀調
世正
在銀高調

産業篇第三 關都時代

長崎銀座

被召、西國筋浦々へ異國船漂着致し猥に正金銀持歸り由相聞間、銀見之者共御威光を以別心附可申旨御密事御用被仰付、且世上正金銀有高之大概を申上様被仰付、則勘兵衛喜右衛門連印を以て書上仕、元和元卯年長崎表銀座御取建に付罷下節、喜右衛門並小役之者七人迄帶刀御免被成下、且諸國諸山金銀銅掘出之儀追々言上仕見改之儀裁仰付諸山へ罷越節帶刀仕、同九亥年四月廿三日病死仕。

一 先祖

台徳院様御代、寛永二丑年父喜右衛門跡相續被仰付銀見役出勤仕、延寶元丑年七月廿三日病死仕。

一 先祖

嚴有院様御代、延寶二寅年養父喜左衛門跡相續被仰付銀見役へ出勤仕、貞享二丑年四月二日於江戸病死仕。

一 先祖

常憲院様御代、貞享三寅年養父喜左衛門跡相續被仰付銀見役出勤仕、寶永三戌年退役仕、享保三戌年六月八日病死仕。

一 高祖父

常憲院様御代、寶永三戌年養父喜左衛門跡相續被仰付、銀見役へ出勤仕、享保十二未年十二月十三日病死仕。

一 曾祖父

有徳院様御代、享保十二未年父喜左衛門跡相續被仰付銀見役出勤仕、寛保九酉年八月十六日病死仕。

金谷喜左衛門(六代目)

金谷喜左衛門(六代目)

金谷喜左衛門(五代目)

金谷喜左衛門(五代目)

金谷喜左衛門(四代目)

金谷喜左衛門(四代目)

金谷喜左衛門(二代目)

金谷喜左衛門(二代目)

金谷喜左衛門(三代目)

金谷喜左衛門(三代目)

金谷喜左衛門(七代目)

一 祖父

有徳院様御代、寛保二戌年父喜左衛門跡相續被仰付銀見役出勤仕、天明四辰年閏正月廿九日病死仕。

一 養父

浚明院様御代、天明五巳年養父喜左衛門跡相續被仰付銀見役へ出勤仕、寛政十二申年六月銀座御改正之節、同月廿八日新規大阪銀座銀見役被仰付、享和三亥年閏正月平役被仰付、文政六未年五月京都詰元締役被仰付、天保四巳年七月退役仕、同八酉年七月十日病死仕。

一 私儀遠慮・逼塞・閉門等都御咎之儀無御座。以上。

嘉永五子年閏二月

嘉永五子年閏二月

金谷官左衛門(代目)

日本財政經濟史料 卷二、經濟之部一、第一、第二、第三、第四、第五、第六、第七、第八、第九、第十、第十一、第十二、第十三、第十四、第十五、第十六、第十七、第十八、第十九、第二十、第二十一、第二十二、第二十三、第二十四、第二十五、第二十六、第二十七、第二十八、第二十九、第三十、第三十一、第三十二、第三十三、第三十四、第三十五、第三十六、第三十七、第三十八、第三十九、第四十、第四十一、第四十二、第四十三、第四十四、第四十五、第四十六、第四十七、第四十八、第四十九、第五十、第五十一、第五十二、第五十三、第五十四、第五十五、第五十六、第五十七、第五十八、第五十九、第六十、第六十一、第六十二、第六十三、第六十四、第六十五、第六十六、第六十七、第六十八、第六十九、第七十、第七十一、第七十二、第七十三、第七十四、第七十五、第七十六、第七十七、第七十八、第七十九、第八十、第八十一、第八十二、第八十三、第八十四、第八十五、第八十六、第八十七、第八十八、第八十九、第九十、第九十一、第九十二、第九十三、第九十四、第九十五、第九十六、第九十七、第九十八、第九十九、第一百、第一百零一、第一百零二、第一百零三、第一百零四、第一百零五、第一百零六、第一百零七、第一百零八、第一百零九、第一百一十、第一百一十一、第一百一十二、第一百一十三、第一百一十四、第一百一十五、第一百一十六、第一百一十七、第一百一十八、第一百一十九、第一百二十、第一百二十一、第一百二十二、第一百二十三、第一百二十四、第一百二十五、第一百二十六、第一百二十七、第一百二十八、第一百二十九、第一百三十、第一百三十一、第一百三十二、第一百三十三、第一百三十四、第一百三十五、第一百三十六、第一百三十七、第一百三十八、第一百三十九、第一百四十、第一百四十一、第一百四十二、第一百四十三、第一百四十四、第一百四十五、第一百四十六、第一百四十七、第一百四十八、第一百四十九、第一百五十、第一百五十一、第一百五十二、第一百五十三、第一百五十四、第一百五十五、第一百五十六、第一百五十七、第一百五十八、第一百五十九、第一百六十、第一百六十一、第一百六十二、第一百六十三、第一百六十四、第一百六十五、第一百六十六、第一百六十七、第一百六十八、第一百六十九、第一百七十、第一百七十一、第一百七十二、第一百七十三、第一百七十四、第一百七十五、第一百七十六、第一百七十七、第一百七十八、第一百七十九、第一百八十、第一百八十一、第一百八十二、第一百八十三、第一百八十四、第一百八十五、第一百八十六、第一百八十七、第一百八十八、第一百八十九、第一百九十、第一百九十一、第一百九十二、第一百九十三、第一百九十四、第一百九十五、第一百九十六、第一百九十七、第一百九十八、第一百九十九、第二百。

御勘定奉行支配銀座平役

本國共山城 實子 小西彦右衛門(代目)

子四拾七歳

文恭院様御代、文政三辰年六月十七日平役見習被仰付、文政六未年五月五日父彦右衛門跡相續平役被仰付、天保七申年十月銀座出目銀溜吹立上納仕に付、爲御褒美白銀三枚頂戴被仰付旨、大久保加賀守殿被仰渡、段御勘定奉行明樂飛驒守申渡、子年迄三拾三ヶ年相勤罷在。

一 先祖

權現様御代、慶長六丑五月於伏見銀座御取建被仰出、節座人被召出、其後平役被仰付、寛永五辰年退役

小西九右衛門(初代目)

元祖小西九右衛門

銀座平役 小西彦右衛門(九代目)

仕、承應三年九月五日病死仕い。

一 先祖

小西 九右衛門代目

台徳院様御代、寛永五辰年父九右衛門跡相續、平役被仰付、寛文元丑年退役仕、延寶二寅年二月十二日病死仕い。

一 先祖

小西 彦右衛門代目

嚴有院様御代、寛文元丑年養父九右衛門甥之續を以養子罷成、養父跡相續平役被仰付、元祿十一寅年八月十日病死仕い。

一 先祖

小西 彦 九 郎代目

常憲院様御代、元祿十一寅年十月父彦右衛門跡相續平役被仰付、正徳二辰年八月廿九日病死仕い。

一 高祖父

小西 彦右衛門代目

常憲院様御代、寶永五子年十月九日養父彦九郎養子罷成、正徳二辰年八月養父跡相續被仰付、同四年十月平役被仰付、寶曆二申年六月廿八月病死仕い。

一 曾祖父

小西 彦右衛門代目

惇信院様御代、寶曆二申年七月養父彦右衛門甥之續を以養子に罷成、養父跡相續被仰付、同十一巳年正月平役被仰付、明和八卯年七月九日退役仕、享和二戌年八月三日病死仕い。

一 祖父

小西 定 次 郎代目

浚明院御代、明和八卯年七月養父彦右衛門弟之續を以養子に罷成跡相續平役被仰付、安永八亥年十月廿七日退役仕、寛政六寅年閏十一月十五日病死仕い。

小西彦右衛門代目(八)

小西 彦右衛門代目

浚明院様御代、安永八亥年十月養父定次郎甥之續を以養父跡相續被仰付、天明九酉年正月平役被仰付、寛政十二申年六月銀座御改正之節、同月廿八日新規京都銀座平役被仰付、文政六未年五月五日退役仕、同年六月三日病死仕い。

一 私儀遠慮・逼塞・閉門等都御咎之儀無御座い。以上。

嘉永五子年閏二月

小西 彦右衛門代目

銀座平役代目(五)

日本財政經濟史料(卷二經濟之部、第二編山十五附録) 御勘定奉行支配銀座平役 本國近江 實子 中 根 上右衛門代目。 子五拾歳

文恭院様御代、私儀文政五年二月廿六日、養父上右衛門跡相續平役被仰付、天保四巳年七月廿九日大阪詰被仰付、同七申年十月銀座出目銀溜吹上納仕いに付、爲御褒美、白銀三枚被下置い旨、大久保加賀守殿被仰渡い段御勘定奉行明樂飛驒守申渡頂戴仕、同十亥年五月六日京都詰被仰付、子年迄三拾一ヶ年相勤罷在い。

上右衛門代目

中 根 十 一 郎代目

當御代。嫡子十一郎儀、弘化二巳年十一月廿八日京都詰平役見習被仰付、子年迄八ヶ年相勤罷在い。

産業篇第三 關都時代

中根十一郎代目(六)

元祖
中根上右
衛門
算術出精

一 高祖父

常憲院様御代、寶永三戌年算術出精に付於京都銀座平役へ被召出相勤、享保五子年五月自作之統天儀町見杖献上仕、同十二年四月廿八日天文曆術出精に付御扶持方拾人扶持被下置、弟子共取立折々出府も可仕旨、京都町奉行小濱志摩守本多筑後守申渡、同十三年申五月舶來之曆算全書點訓并八縁表著述被仰付、同年十一月十日右爲御褒美白銀三枚頂戴仕、同十七子年出府被仰付、同年五月十日豆州下田太陽高底測量御用被仰付い旨、御側衆有馬兵庫頭、加納遠江守、巨勢縫殿頭被申渡、同月十五日御手大工兩人御傳馬被下置彼地罷越御用相勤、同月晦日歸府仕、同十八酉年二月太陽高低測量算術之書献上仕、同月七日右爲御褒美金貳枚被下置い旨御小姓田沼主殿頭申渡頂戴仕、同年三月五日御暇被下置上京仕、同年九月二日病死仕い。

一 會祖父

有徳院様御代、享保十八丑年十一月晦日父上右衛門跡相續平役被仰付、寶曆七丑年五月十七日退役仕、同十一年八月廿一日病死仕い。

一 祖父

惇信院様御代、寶曆七丑年六月晦日父保之丞跡相續平役被仰付、明和六丑年五月二日退役仕、天明七未年十二月十八日病死仕い。

一 養父

凌明院様御代、安永二巳年七月廿一日父新七郎跡相續平役被仰付、寛政十二申年六月銀座御改正之節、同

中根上右
衛門(四)
代目

中根新七
郎(三代)

中根保之
丞(二代)

中根 上右衛門^{〇初}代目

中根 新七 郎^{〇三}代目

中根 上右衛門^{〇四}代目

月廿八日新規京都銀座平役被仰付、文化十一戌年十二月廿日江戸詰被仰付、同十四丑年八月晦日京都詰被仰付、文政五年二月廿六日退役仕、同年四月廿七日病死仕い。
一 私儀遠慮・逼塞・閉門等都而御咎之儀無御座い。以上。
嘉永五子年閏二月

中根 上右衛門^{〇五}代目

日本財政經濟史料卷二經濟之部、第二編山、十五、附録

御勘定奉行支配銀座平役

本國攝津
生國尾張

養子 平野直之丞^{〇十一}代目
子三拾六歳

銀座平役
平野直之
丞(十一)
代目

文恭院様御代、私儀天保二卯年二月平役見習被仰付、同六未年閏七月平役被仰付、同七申年十月十九日銀座出目銀溜り吹立上納仕いに付、爲御褒美白銀三枚被下い旨、大久保加賀守殿被仰渡い段、御勘定奉行明樂飛驒守申渡、同年十二月廿八日御目見仕、引續年始・八朔・歳暮共御禮罷出、天保九戌年十二月廿九日養父大之進跡相續被仰付、弘化二巳年十二月十三日出精相勤いに付、是迄取來い飯料向後拾人扶持に直、別段貳人扶持増御扶持方被下い旨、阿部伊勢守殿被仰渡い段御勘定奉行松平河内守申渡、子年迄二十二ヶ年相勤罷在い。

一 先祖

末吉勘兵衛利方甥平野勘右衛門之親儀、攝州平野口に罷在い處、權現様御代、慶長六丑年五月於伏見御城銀座御取建被仰付、寛永十三亥年剃髮仕道勢改名仕、慶安二丑年七月十八日病死仕い。

平野 勘右衛門^{〇初}代目

元祖
平野勘右
衛門
勘兵衛利
方之甥

平野藤兵衛(二代目)

平野藤兵衛(二代目)

平野藤右衛門(三代目)

平野藤右衛門(三代目)

平野藤兵衛(四代目)

平野藤兵衛(四代目)

一 先祖
常憲院様御代、貞享二丑年十一月二日父藤右衛門跡相續平役被仰付、正徳五未年二月廿八日退役仕、享保十巳年六月八日病死仕。

平野六郎兵衛(五代目)

平野六郎兵衛(五代目)

一 先祖
文昭院様御代、正徳元卯年十二月廿七日平役被仰付、同五未年二月十八日父藤兵衛跡相續被仰付、元文四未年十二月十八日年寄役被仰付、延享二丑年十二月九日病死仕。

平野藤右衛門(六代目)

平野藤右衛門(六代目)

一 先祖
有徳院様御代、元文元辰年七月五日平役被仰付、延享三寅年父六郎兵衛跡相續被仰付、明和元申年九月廿六日病死仕。

平野六郎兵衛(七代目)

平野六郎兵衛(七代目)

一 高祖父
浚明院様御代、寶曆十三未年九月十八日平役被仰付、明和元申年父藤右衛門跡相續被仰付、寛政八辰年八月二日病死仕。

平野藤左衛門(八代目)

平野藤左衛門(八代目)

一 曾祖父
浚明院様御代、天明二寅年正月平役被仰付、寛政八辰年養父六郎兵衛跡相續被仰付、同十二申年六月銀座御改正之節、同月廿八日新に京都詰銀座平役被仰付、同年九月江戸引越被仰付、文化三寅年十一月三日病死仕。

平野六郎兵衛(九代目)

平野六郎兵衛(九代目)

一 祖父
文恭院様御代、文化四卯年正月十一日養父藤左衛門跡相續平役被仰付、文化十四丑年十一月退役仕。

平野六之進(十代目)

平野六之進(十代目)

一 養父
文恭院様御代、文化十四丑年十一月廿五日養父六郎兵衛跡相續被仰付、文政十三寅年十二月廿八日白銀一枚宛献上仕御目見仕、引續年始・八朔・歳暮共御禮罷出御目見御禮仕、天保七申年十月十九日銀座出目銀溜吹上納仕仕付、爲御褒美・熨斗目着用御免被仰付旨、大久保加賀守殿被仰渡仕段御勘定奉行明樂飛驒守申渡、天保九戌年十二月廿二日退役仕。
一 私儀遠慮・逼塞・閉門等都合御咎之儀無御座仕。以上、
嘉永五子年閏二月

平野直之丞(十一代目)

日本財政經濟史料(卷二經濟之部、第二編山、十五、附録)

御勘定奉行支配銀座請拂役

本國山城 實子 玉村 市右衛門(十代目)

子四拾九歳

請拂役 玉村市右衛門(十代目)

文恭院様御代、私儀文政二卯年五月四日平役見習被仰付、同四巳年九月父市右衛門跡式相續平役被仰付、天保七申年十月十九日銀座出目銀溜り吹立上納仕に付、爲御褒美銀子三枚拜領被仰付の旨、大久保加賀守殿被仰渡の段御勘定奉行明樂飛驒守申渡、同年十二月廿八日御目見仕、引續年始・八朝・歳暮共御禮罷出い、同十五辰年十二月廿八日白銀一枚宛献上仕、御目見仕、弘化二巳年十二月十三日精出相勤いに付、是迄取來い飯料向後十人扶持に直被下、別段三人扶持増御扶持方被下い旨、阿部伊勢守殿被仰渡の段、御勘定奉行松平河内守申渡、子年迄三拾四ヶ年相勤罷在い。

玉村富之助(十一代目)

市右衛門伴
玉村 富之助(十一代目)
子二十歳

當御代、嫡子富之助儀、嘉永元申年二月十七日平役見習被仰付、同年八月朔日御目見御禮仕、引續年始・八朝歳暮共御禮罷出、子年迄五ヶ年相勤罷在い。

元祖 萬屋宗齋 頭役

萬屋 宗齋(初代)

一 先祖
權現様御代、慶長六丑年五月於伏見銀座御取建被仰付の節、頭役被仰付、且度々御陣中供奉仕御用之儀萬事被仰付の節、其方は萬屋成と上意御座いに付、三代目迄は萬屋と相名乗、四代目より玉村と相改、寛永十四丑年五月十三日病死仕い。

一 先祖
萬屋 宗伴(二代目)

御代年月不知、平役被仰付、寛永十四丑年父宗齋跡相續被仰付、慶安元子年九月年寄被仰付、寛文四辰年二月廿三日病死仕い。

萬屋市右衛門(三代目)

萬屋 市右衛門(三代目)

一 先祖
嚴有院様御代、承應二巳年平役被仰付、寛文四辰年父宗伴跡相續被仰付、同五巳年三月年寄役被仰付、年月不知退役仕、延寶八申年八月廿一日病死仕い。

一 先祖
玉村 市右衛門(四代目)

御代年月不知、養父市右衛門弟之續を以養子に罷成、養父跡相續平役被仰付、元祿九子年正月廿九日病死仕い。

玉村與左衛門(五代目)

玉村 與左衛門(五代目)

一 先祖
常憲院様御代、元祿九子年父市右衛門跡相續平役被仰付、寶永四亥年六月十二日病死仕い。

一 高祖父
玉村 市右衛門(六代目)

父與左衛門病死後幼年に付、正徳九子年正月伺之上祖父四郎兵衛儀市之助爲名代平役相勤罷在、有徳院様御代享保五子年正月市之助拾六歳に罷成いに付平役被仰付、市右衛門と改名仕、寛延元年辰年十二月七日退役仕、寶曆十辰年八月八日病死仕い。

一 曾祖父
玉村 市右衛門(七代目)

一 祖父
惇信院様御代、延享五辰年二月平役被仰付、寛延元辰年十二月父市右衛門跡相續被仰付、明和二酉年二月退役仕、天明八申年七月廿九日病死仕い。

玉村市右衛門(八代目)

玉村 市右衛門(八代目)

一 祖父
浚明院様御代、明和二酉年八月養父市右衛門養子罷成、養父跡相續平役被仰付、天明元丑年十二月二日病

産業篇第三 覇都時代

玉村市右衛門(九)

死仕い。

一 父

玉村市右衛門(九)

浚明院様御代、天明二寅年父市右衛門跡相續被仰付、同五巳年正月十七日平役被仰付、寛政十二申年六月銀座御改正之節、同月廿八日新規銀座平役被仰付、享和二戌年八月朔日白銀一枚宛献上仕御目見仕、引續年始・八朔・歳暮共御禮罷出、文化七午九月七日銀座年寄被仰付い旨、牧野備前守殿被仰渡い段御勘定奉行柳生主膳正申渡、同月廿一日於評定所誓詞被仰付、十月十五日紅糸一斤献上仕於帝鑑之間縁頗役儀之御禮申上、引續年始・八朔・歳暮共紅糸一斤つゝ献上仕、五節旬月並共御禮罷出、兩山拜禮度々罷出、文化四巳年九月廿日病死仕い。

一私儀遠慮・逼塞・閉門等都御咎之儀無御座い。以上。

嘉永五子年閏二月

玉村市右衛門(十)

日本財政經濟史料(卷二、經濟之部一、第

二、鑛山十五、附錄

御勘定所奉行支配銀座元締役

本國和泉

養子

細谷

太郎左衛門(十一)

子六十八歳

元締役
細谷太郎
左衛門(十一代)

文恭院様御代、私儀文化十一戌年十二月養父助左衛門養子に罷成養父跡相續平役被仰付、文政四巳年十二月廿八日白銀一枚つゝ献上仕御目見仕、引續年始・八朔・歳暮共御禮罷出、文政十二丑年九月十八日大納言様山王へ御宮參之節於外櫻田御目見仕、天保七申年十月十五日銀座出目銀溜吹上納仕いに付、爲御褒美慰斗目着被仰付い旨、大久保加賀守殿被仰渡い段御勘定奉行明樂飛驒守申渡、同八酉年四月七日御代

細谷唯三
郎(十二代)

之替節白銀一枚つゝ献上仕御目見、同年九月十八日將軍宣下之節白銀一枚宛献上仕御目見仕、弘化二巳年十二月十三日出精相勤いに付、是迄取來い飯料向後拾人扶持に直被下、別段三人扶持増御扶持方被下い旨阿部伊勢守殿被仰渡い段、御勘定奉行松平河内守申渡、子年迄三拾九ヶ年相勤罷在い。

太郎左衛門(作)

細谷唯三郎(十二)

子二十八歳

文恭院様御代、嫡子太郎次郎儀、天保七申年十一月平役見習被仰付、同十一子年十月廿五日病氣に付退役仕、同年十二月六日次男唯三郎儀嫡子相立、平役見習被仰付、同年十二月廿八日御目見仕、引續年始・八朔・歳暮共御禮罷出、子年迄三拾九ヶ年相勤罷在い。

一 先祖

細谷太郎兵衛(初)

元祖
細谷太郎
兵衛
軍學師範
浪人

軍學并中將基師範仕、泉州堺に浪人仕罷在い處、權現様御代被召出、中將基御相手被仰付度々罷出、御時服御上下拜領仕、且武家御取建可被下置旨被仰出い得共、武家之儀ハ望無御座旨申上、然る處慶長六丑年五月於伏見御城銀座御取建被仰付い節頭役被仰付、金一枚拜領仕、寛永二丑年三月退役仕、同年六月六日病死仕い。

一 先祖

細谷太郎左衛門(二)

細谷太郎
左衛門(二代目)

台徳院様御代、寛永二丑年父太郎兵衛跡相續平役被仰付、同八未年十二月廿八日白銀一枚つゝ献上仕、御目見仕、引續年始・八朔・歳暮共御禮罷出、正保元申年年寄役被仰付、年始・八朔・歳暮共紅糸一斤つゝ献上仕、五節旬月並御禮罷出、萬治二亥年二月六日病死仕い。

産業篇第三 覇都時代

細谷五郎
左衛門
(三代目)

細谷 五郎左衛門代目。

一 先祖
大猷院様御代、慶安元子年平役被仰付、萬治元戌年三月四日病死仕い。

細谷太郎
左衛門
(四代目)

細谷 太郎左衛門代目。

一 先祖
嚴有院様御代、萬治元戌年平役被仰付、同二亥年祖父太郎左衛門跡相續平役被仰付、寛文五巳年八月朔日白銀一枚つゝ献上仕御目見仕、引續年始・八朔・歳暮共御禮罷出、貞享五辰年二月十二日病死仕い。

細谷太郎
左衛門
(五代目)

細谷 太郎左衛門代目。

一 先祖
常憲院様御代、元祿元辰年父太郎左衛門跡相續平役被仰付、同十三辰年十二月廿八日白銀一枚つゝ献上仕御目見仕、引續年始・八朔・歳暮共御禮罷出、寶永六丑年年寄役被仰付、年始・八朔・歳暮共紅糸一斤つゝ献上仕、五節旬月並御禮罷出、正徳四年年銀吹方之儀ニ付不調法有之遠島被仰付、享保十巳年歸島被仰付、如前之家名相續平役被仰付、元文元辰年退役仕、同年十月九日病死仕い。

細谷太郎
左衛門
(六代目)

細谷 太郎左衛門代目。

一 先祖
有徳院様御代、元文元辰年八月父太郎左衛門跡相續平役被仰付、延享二丑年十二月白銀一枚宛献上仕御目見仕、引續年始・八朔・歳暮共御禮罷出、寶曆九卯年正月退役仕、同年十二月九日病死仕い。

細谷太郎
左衛門
(七代目)

細谷 太郎兵衛代目。

一 高祖父
惇信院様御代、寶曆九卯年正月父太郎左衛門跡相續平役被仰付、明和二酉年七月退役仕、同四亥年九月十三日病死仕い。

細谷徳藏
(八代目)

細谷 徳藏代目。

一 養祖父
浚明院様御代、明和二酉年養父太郎兵衛養子に罷成養父跡相續平役被仰付、同亥年七月退役仕、同年十一月六日病死仕い。

細谷太郎
左衛門
(九代目)

細谷 太郎左衛門代目。

一 養父
浚明院様御代、明和亥年七月養父徳藏養子罷成、養父跡相續平役被仰付、天明二寅年八月朔日白銀一枚宛献上仕、御目見仕引續年始・八朔・歳暮共御禮罷出、同九酉年正月退役仕、同十年二月八日病死仕い。

細谷助左
衛門
(十代目)

細谷 助左衛門代目。

一 養父
文恭院様御代、天明九酉年正月養父太郎左衛門養子に罷成、養父跡相續平役被仰付、寛政十二申年六月銀座御改正之節同月廿八日新規銀座平役被仰付、享和三亥年八月朔日白銀一枚つゝ献上仕御目見仕、引續年始・八朔・歳暮共御禮罷出、文化十一申年十二月退役仕、同十二亥年四月廿七日病死仕い。
一 私儀遠慮・逼塞・閉門等都る御咎之儀無御座い。以上。

嘉永五子年閏二月

細谷 太郎左衛門代目。

日本財政経財史料 卷二 經濟之部、第 二 鐵山十五附録

本國山城 生國武藏

御勘定奉行支配銀座平役 實子 辻

傳右衛門代目。 子二十六歳

一 養父
文恭院様御代、父幾之助儀、文化六巳年平役被仰付相勤、文政十三寅年十二月病死仕いに付、祖父傳右衛門三男力之助儀嫡子に奉願、天保二卯年二月廿八日平役見習被仰付相勤、同十一子年十月廿五日病氣

銀座平役
傳右衛門
(八代目)

に付退役仕、同十三寅年七月二日私儀嫡孫承祖に願之通被仰付、同十四卯年三月廿七日平役見習被仰付、年始・八朔・歳暮共御目見御禮仕、嘉永四亥年八月廿六日祖父傳右衛門跡式相續被仰付旨、牧野備前守殿被仰渡旨段御奉行石河土佐守申渡、當子年迄拾ヶ年相勤罷在旨。

一 先祖

辻 傳 兵 衛 代初

權現様御代、慶長六丑年五月於伏見銀座御取建被仰付旨節々被召出御銀位見極仕、吹方御用相勤、正保六亥年三月廿四日病死仕旨。

一 先祖

辻 傳 右 衛 門 代二

大猷院様御代、正保四亥年六月父傳兵衛跡相續銀見役被仰付、寛文五年十月十七日病死仕旨。

一 先祖

辻 源 兵 衛 代三

嚴有院様御代、寛文六午年父傳右衛門跡相續銀見役被仰付、寶永七寅年四月廿四日病死仕旨。

一 先祖

辻 傳 右 衛 門 代四

常憲院様御代、元祿八亥年養父源兵衛養子に罷成銀見役被仰付、享保十四年酉年四月三日病死仕旨。

一 高祖父

辻 傳 右 衛 門 代五

有徳院様御代、享保十四酉年七月父傳右衛門跡相續銀見役被仰付、明和三戌年二月三日病死仕旨。

一 曾祖父

辻 傳 兵 衛 代六

浚明院様御代、明和二酉年八月養父傳右衛門養子に罷成銀見役被仰付、同三戌年養父跡相續被仰付、天明六午年十一月廿日病死仕旨。

元祖
辻傳兵衛
銀位見極
吹方

辻傳右衛門
目
二
代

辻源兵衛
目
三
代

辻傳右衛門
目
四
代

辻傳右衛門
目
五
代

辻傳兵衛
目
六
代

辻傳右衛門
目
七
代

銀見役

平役

年寄

一代帶
刀御免

拾人扶
持

一 祖父

辻 傳 右 衛 門 代七

文恭院様御代、天明六午年十二月養父傳兵衛養子に罷成養父跡相續被仰付、同八申年正月銀見役被仰付、寛政十二申年閏四月江戸勤番被仰付、同年六月廿五日銀座御改正之節、同月廿八日新規銀座銀見役被仰付、享和三亥年閏正月五日平役被仰付、文化七年十二月廿八日より白銀一枚献上仕、引續年始・八朔・歳暮共御目見仕、文政四巳年九月朔日銀座年寄被仰付旨、水野出羽守殿被仰渡旨御勘定奉行村松淡路守申渡、同月十四日於評定所誓詞被仰付、同月十五日紅糸一斤宛献上仕、於帝鑑之間縁頼儀之御禮申上、五節句、月並共御禮罷出、兩山拜禮度々罷出、同五年十二月通用銀吹直御用出精相勤旨之付、於燒火之間若御年寄植村駿河守殿被仰渡銀子三枚頂戴仕、同六未年十二月より毎暮銀子前同様頂戴仕、文政十二年九月十八日大納言様山王へ御宮參之節於外櫻田御目見、天保六未年閏七月廿六日常々出精相勤旨に付、其身一代帶刀御免被仰付旨、松平周防守殿被仰渡旨段御勘定奉行明樂飛驒守申渡、同七申年十月十九日銀座出目銀吹立上納仕旨に付、一生之間拾人扶持被下旨、大久保加賀守殿被仰渡旨段明樂飛驒守申渡、同八酉年四月七日御代替之節紅糸壹斤宛献上仕御目見仕、同年九月十八日將軍宣下之節紅糸一斤宛献上仕、同節爲京都惣代別段紅糸一斤宛献上仕、御目見仕、同年十一月十七日爲京都惣代献上物仕旨に付拜領物被仰付旨段、於燒火之間御勘定奉行矢部駿河守申渡時服貳つ頂戴仕、御當代天保十二巳年三月四日、於上野文恭院様御法事之節白銀三拾兩獻備拜禮、弘化二巳年十二月十三日精出相勤旨に付、是迄取來旨御飯料向後拾人扶持に直し別段五人扶持増御扶持方被下旨、於燒火之間若御年寄大岡主膳正殿被仰渡、且又數年貞實相勤旨に付御褒美被下旨御同人申渡、銀七枚頂戴仕、嘉永四亥年二月病氣に

隱居

付御役難相勤、隱居奉願い處、同五月十二日年寄い處數年出精相勤い付爲、御褒美銀子を被下い旨、於燒火之間大岡主膳正殿被仰渡、銀子五枚頂戴仕い。同年八月廿六日病氣に付願之通隱居嫡孫承祖直吉へ跡相續被仰付い旨、牧野備前守殿被仰渡い段於燒火之間御奉行石河土佐守申渡、同年十月十八日病死仕い。一私儀遠慮・逼塞・閉門等都る御咎之儀無御座い。以上。

嘉永五子年閏二月

辻 傳 右衛門代目

日本財政經濟史料 卷二 經濟部、第 二 鐵山十五附錄

御約定奉行支配銀座平役

本國攝津 生國武藏

養子 末 吉 圭 次 郎 〇十二 子貳拾三才

銀座平役 末吉圭次 郎 〇十二 代目

當御代私儀天保十五辰年九月廿八日養父彌九郎跡相續平役被仰付、同年十二月廿八日初御目見仕、引續年始・八朔・歳暮共御禮罷出、弘化二巳年十二月十三日精出相勤いに付、是迄取來い飯料向後拾人扶持直被下、別段貳人扶持増御扶持方被下い旨、阿部伊勢守殿被仰渡い段御勘定奉行松平河内守申渡、子年迄九ヶ年間相勤罷在い。

一 先祖

末 吉 勘 兵 衛 〇初 代目

元祖 末吉勘兵 衛 〇初 代目

權現様御代、慶長六丑年五月於伏見銀座御取建被仰付い節、勘兵衛、後藤庄右衛門兩人申合差配可仕旨被仰付、御代官兼帶相勤、同十二未年三月五日病死仕い。

一 先祖

末 吉 勘 兵 衛 〇二 代目

末吉勘兵 衛 〇二 代目 頭役

權現様御代、慶長六丑年五月銀座御取建之節頭役被仰付、同十二未年父勘兵衛跡相續被仰付御代官兼帶

相勤、同十九寅年大阪御陣之節、十一月四日攝州平野郷へ薄田隼人正、山口主馬允亂入之砌、格別之御忠節申上い義達上聞、從權現様難有奉蒙上意、御紋附御陣羽織御自身拜領仕、今以所持仕い。御代官共惣領孫右衛門へ相讓、右家筋當時新御番大久保筑前守組末吉庄五郎相續仕、銀座職は次男長五郎へ相讓、元和三巳年三月廿六日病死仕い。

一 先祖

末 吉 長 五 郎 〇三 代目

末吉長五 郎 〇三 代目

大猷院様御代、元和三巳年父孫右衛門跡相續被仰付、幼年に付銀座無役、寛永六巳年十二月廿七日病死仕い。

一 先祖

末 吉 八 郎 右 衛 門 〇四 代目

末吉八郎 右衛門 〇四 代目

大猷院様御代、年月不知平役被仰付、寛永七午年養父長五郎甥之續を以養子罷成養父跡相續被仰付、慶安元子年九月年寄役被仰付、天和二戌年七月五日病死仕い。

一 先祖

末 吉 孫 九 郎 〇五 代目

末吉孫九 郎 〇五 代目

嚴有院様御代、年月不知平役被仰付、天和二戌年父八郎右衛門跡相續被仰付、寛文四辰年十一月十六日年寄役被仰付、元祿七戌年三月廿九日退役仕、正徳二辰年九月廿五日病死仕い。

一 先祖

末 吉 八 郎 右 衛 門 〇六 代目

末吉八郎 右衛門 〇六 代目

常憲院様御代、元祿八亥年二月四日父孫九郎跡相續平役被仰付相勤、正徳五未年四月廿一日病死仕い。

一 先祖

末 吉 孫 九 郎 〇七 代目

末吉孫九 郎 〇七 代目

有章院様御代、正徳五未年四月父八郎右衛門跡相續被仰付、享保九辰年正月十七日平役被仰付、同二十一

産業篇第三 朝都時代

末吉八郎
右衛門
(八代目)

辰年病氣に付退役、安永五申年七月廿日病死仕い。

一 高祖父

有徳院様御代、享保二十一辰年正月父孫九郎跡相續被仰付養子、^{〇七}五辰年正月十七日平役被仰付、安永四未年二月廿九日病死仕い。

末吉 八郎右衛門^{〇八}代目。

末吉八郎
右衛門
(九代目)

一 曾祖父

浚明院様御代、安永二巳年五月九日平役見習被仰付、同四未年二月父八郎右衛門跡相續被仰付、寛政十二申年六月銀座御改正之節、同月廿八日新に京都銀座元締役被仰付、享和二戌年五月廿三日江戸詰被仰付、同年八月朔日白銀一枚つゝ、献上仕、同年十二月廿一日銀座年寄被仰付い旨、松平伊豆守殿被仰渡い段御勘定奉行中川飛驒守申渡、同月廿八日紅糸一斤つゝ、献上仕、於帝鑑之間縁頼役儀之御禮申上、同三亥年正月十三日於評定所誓詞被仰付引續年始、八朔・歳暮共紅糸一斤つゝ、献上仕、五節旬月並共御禮罷出、兩山拜禮にも罷出、文化五辰年十一月廿日病死仕い。

末吉 八郎右衛門^{〇九}代目。

末吉長五郎
(十代目)

一 祖父

文恭院様御代、文化五辰年十一月養父八郎右衛門跡相續被仰付、同六巳年正月十一日平役被仰付、同九年八月退役仕い。

末吉 長五郎^{〇十}代目。

末吉孫九郎
(十一代目)

一 養父

文恭院様御代、文化九申年八月九日養父長五郎跡相續被仰付、同年十一月四日平役被仰付、文化十亥年八月朔日白銀一枚つゝ、献上御目見仕、引續年始、八朔・歳暮共御禮罷出、同十二年九月十八日大納言様山

末吉 孫九郎^{〇十一}代目。

王へ御宮參之節於外櫻田御目見仕、天保七申年十月十九日銀座出目銀溜り吹立上納仕いに付、爲御褒美、熨斗目着用被仰付い旨、大久保加賀守殿被仰渡い段御勘奉行明樂飛驒守申渡、同八酉年四月御代替之節國銀一枚つゝ、献上御目見仕、同年九月十八日將軍宣下之節白銀一枚つゝ、献上仕御目見仕、同十五辰年十月五日病死仕い。

一 私儀遠慮・逼塞・閉門等都御咎之儀無御座い。以上。

末吉 圭次郎^{〇十二}代目。

銀座手代・中通・小仕等ノ由緒、傳フル所左ノ如シ。

日本財政經濟史料 卷二 經濟之部、第 二 鐵山、十五、附録

手代 中通 小仕一同由緒書

一 初代

右之者、文政四巳年九月十八日小仕へ被召抱、文政十二丑年十月十八日病死仕い。

重澤 仁兵衛

一 貳代目

右之者、文政六未年小仕見習へ被召出、天保三辰年中通被仰付、同四巳年十月廿五日病死仕い。

實子 同 仁兵衛

一 三代目

右私儀天保四巳年十一月小仕へ被召出、天保十三辰年中通被仰付、嘉永元申年手代被仰付、當戌年迄三十拾年相勤申い。

實子 同 仁右衛門
當戌四拾四歲

文久二戌年四月

重澤 仁右衛門

産業篇第三 覇都時代

手代中通
小仕一同
由緒書
重澤仁兵衛
衛
小仕
貳代目仁兵衛
兵衛
習小仕見
習
中通
三代目仁右衛門
右衛門
小仕
中通
手代

山口長三郎

山口長三郎

小仕見習
中通
手代人

一 初代
右之者、文化十四年八月十日小仕見習へ新規に被召出、文政三辰年中通被仰付、文政五戌年手代被仰付、天保十亥年小役人被仰付、弘化二巳年二月十二日家出仕に付御尋被仰付に處、未行衛相知れ不申。

喜右衛門
小仕見習

實子 同 喜右衛門

當戌四拾貳歲

中通
手代

一 貳代目
右私儀、天保五年四月小仕見習へ被召出、同十四卯年中通被仰付、嘉永三戌年手代被仰付、當戌年迄貳拾九年相勤申。

文久二戌年四月

山口喜右衛門

深江庄左衛門

深江庄左衛門

大勘定

一 初代
右之者、慶長六丑年五月於伏見銀座御取建被爲遊節座人に被召出、大勘定役相勤、寛永二丑年十一月七日病死仕。

一 貳代目

實子 同 庄左衛門

二代目
庄左衛門
大勘定

右之者、元和年中被召出、戸柵勘定役相勤、寛文四辰年願之通隠居被仰付、同八申年正月廿八日病死仕。

い。

一 三代目

同 同 七左衛門

三代目
七左衛門
平役

右之者、承應年中被召出、平役相勤、貞享三寅年願之通隠居被仰付、寶永七寅年四月十八日病死仕。

同 同 庄左衛門

戸柵勘定
大勘定
年寄役
五代目
太郎
大勘定

右之者、貞享三寅年五月出座平役相勤、元祿七戌年戸柵役被仰付、同十一寅年戸柵勘定役被仰付、同十三辰年大勘定役被仰付、同十四巳年年寄役被仰付、正徳四午年迄相勤、享保三戌年五月廿七日病死仕。

一 五代目

同 庄太郎

右之者、元祿年中被召出、寶永七寅年大勘定役被仰付、正徳四午年迄相勤、寶曆七丑年四月八日病死仕。

一 六代目

同 同 九八郎

右之者、享保年中被召出、平役相勤、寶曆六子年十月十五日病死仕。

一 七代目

養子 同 庄左衛門

右之者、明和元年平役相勤、同六丑年戸柵役被仰付、安永二巳年戸柵勘定役被仰付、寛政七卯年大勘定役被仰付、同十二申年六月御改正之砌、座職被召放引拂被仰付、文政三辰年六月廿九日病死仕。

一 八代目

實子 同 喜三郎

右之者、文政九戌年八月被召歸、中通被仰付、天保三辰年八月四日病死仕。

一 九代目

養子 同 五四郎

右之者、文政十三寅年十一月小仕見習へ被召出、天保九戌年中通被仰付、同十三寅年二月十五日病氣に付願之通退身被仰付。

一 拾代目

同 同 貞五郎

右私儀、天保十三寅年小仕に被召出、嘉永元申年中通被仰付、安政六年未年手代被仰付、當戌年迄貳拾

産業篇第三 覇都時代

十代目
小仕
手代

九代目
小仕見習

八代目
中通

七代目
平役

六代目
平役

五代目
大勘定

四代目
大勘定

三代目
大勘定

二代目
大勘定

一代目
大勘定

飯塚太四郎

文久二戌年四月

一 初代

深江貞五郎
飯塚太四郎

右之者、享和二戌年九月小仕に御取建、文化元子年中通被仰付、同五辰年手代被仰付、文化十一戌年小役人被仰付、留守居役相勤、文政十三寅年正月出精相勤に付小役人頭取被仰付、爲御手當一ヶ年金三兩被下候旨被仰渡、天保十三寅年八月七拾五歳にて病死仕い。

二代目太四郎

一 貳代目

養子 同 太四郎

右之者、文化九申年二月小仕見習被召出、文政元寅年中通被仰付、同三辰年手代被仰付、同九戌年小役人被仰付、天保十四卯年留守居役被仰付、嘉永元申年六月十五日五拾壹歳にて病死仕い。

三代目庄三郎

一 三代目

實子 同 庄三郎

右私儀、天保十三寅年小仕見習に被召出、嘉永三戌年中通被仰付、安政六未年手代被仰付、當戌年迄貳拾壹ヶ年相勤申い。

木村傳藏

文久二戌年四月

一 初代

飯塚庄三郎
木村傳藏

右之者、文化二丑年中通へ被召抱、同六巳年手代被仰付、文政四巳年小役人被仰付、同六未年八月十九日病死仕い。

二代目金藏

一 貳代目

養子 同 金藏

小仕見習 手代人

右之者、文政三辰年小仕見習へ被召出、天保九戌年手代被仰付、弘化二巳年小役人被仰付、嘉永三戌年正月十二日病死仕い。

三代目傳藏

一 三代目

同 同 傳藏

小仕見習 中通 手代

右私儀、天保十四卯年八月小仕見習被召出、安政二卯年中通被仰付、萬延元申年手代被仰付、當戌年迄貳拾ヶ年相勤申い。

土田市郎兵衛

文久二戌年四月

木村傳藏

兵衛 手代人

一 初代

土田市郎兵衛

二代目源藏

右之者、寛保二戌年手代に被召抱、其後小役人被仰付、寛政五丑年七月十三日病死仕い。

小仕見習 中通

右之者、養子兵七家督以前死去に付嫡孫承祖に被仰付、寛政五丑年小仕に被召出、其後中通被仰付、同十二申歳御改正之砌即日元役へ被召歸、文化元子年三月十五日病氣之處未男子無御座に付、桶町壹町目大工平右衛門次男勝藏と申者貳拾七歳に相成、夫婦共貫受度旨文化元子年五月相願い處願之通被仰付、同年五月十五日病死仕い。

三代目市兵衛

一 三代目

右勝藏事 土田市兵衛

四代目仁左衛門

右之者、文化元子年六月小仕に被召出、同五辰年中通被仰付、同十一戌年手代被仰付、天保四巳年病氣に付退身之義願之通被仰付。

一 四代目

實子 同 仁左衛門

産業篇第三 霸都時代

右之者、文化十五寅年二月小仕見習に被召出、文政十二丑年中通被仰付、天保九戌年手代被仰付、同十二年七月病氣に付退身之義願之通被仰付。

一 五代目

右之者、天保十二丑年七月小仕に被召出、同十四卯年八月中通勤方被仰付、弘化二年四月病氣に付退身之義願之通被仰付。

一 六代目

右私儀、弘化二巳年四月小仕に被召出、安政三辰年中通被仰付、同七申年手代被仰付、當戊年迄拾八ヶ年相勤申い。

文久二戌年四月

一 初代

右之者、天明四辰年中通に被召抱、其後手代被仰付、寛政十二申年六月御改正之砌即日元役へ被召歸、文化三寅年正月十七日五拾九歳にて病死仕い。

一 貳代目

右之者、文化三寅年小仕に被召出、同五辰年中通被仰付、同十一戌年手代被仰付、同十五寅年二月廿二日病死仕い。

一 三代目

右之者、文化十五寅年十二月小仕に被召出、文政四巳年中通被仰付、天保四巳年病氣に付退身之義願之

小仕見習
中通
手代
又

五代目

六代目
又

六代目
又

六代目
又

初代
小山
清兵衛
中通
手代

二代目
藤右衛門
小仕
中通
手代

二代目
藤

三代目
伴藏
小仕
中通

右之者、文化十五寅年二月小仕見習に被召出、文政十二丑年中通被仰付、天保九戌年手代被仰付、同十二年七月病氣に付退身之義願之通被仰付。

一 五代目

右之者、天保十二丑年七月小仕に被召出、同十四卯年八月中通勤方被仰付、弘化二年四月病氣に付退身之義願之通被仰付。

一 六代目

右私儀、弘化二巳年四月小仕に被召出、安政三辰年中通被仰付、同七申年手代被仰付、當戊年迄拾八ヶ年相勤申い。

文久二戌年四月

一 初代

右之者、天明四辰年中通に被召抱、其後手代被仰付、寛政十二申年六月御改正之砌即日元役へ被召歸、文化三寅年正月十七日五拾九歳にて病死仕い。

一 貳代目

右之者、文化三寅年小仕に被召出、同五辰年中通被仰付、同十一戌年手代被仰付、同十五寅年二月廿二日病死仕い。

一 三代目

右之者、文化十五寅年十二月小仕に被召出、文政四巳年中通被仰付、天保四巳年病氣に付退身之義願之

小仕見習
中通
手代
又

五代目

六代目
又

六代目
又

初代
小山
清兵衛
中通
手代

二代目
藤右衛門
小仕
中通
手代

二代目
藤

三代目
伴藏
小仕
中通

通被仰付。

一 四代目

右之者、天保四巳年十一月小仕に被召出、同十三寅年中通被仰付、弘化二巳年病氣に付退身之義願之通被仰付。

一 六代目

右私儀、弘化二巳年十一月小仕に被召出、安政四巳年中通被仰付、同七申年手代被仰付、當戊年迄拾八年相勤申い。

文久二戌年四月

一 初代

右之者、文化十二亥年十二月中通へ御取建に相成、文政元寅年眼病に付退身之義願之通被仰付、同二卯年病死仕い。

一 貳代目

右之者、文化十四丑年小仕見習に被召出、文政二卯年中通被仰付、同四巳年手代被仰付、天保五午年病氣に付退身之義願之通被仰付、同九戌年十二月病死仕い。

一 三代目

右之者、天保四巳年五月小仕見習に被召出、天保十亥年中通被仰付、弘化四未年手代被仰付、安政三辰五月病氣に付退身之義願之通被仰付。

産業篇第三 覇都時代

一 四代目

右之者、天保四巳年十一月小仕に被召出、同十三寅年中通被仰付、弘化二巳年病氣に付退身之義願之通被仰付。

一 六代目

右私儀、弘化二巳年十一月小仕に被召出、安政四巳年中通被仰付、同七申年手代被仰付、當戊年迄拾八年相勤申い。

文久二戌年四月

一 初代

右之者、文化十二亥年十二月中通へ御取建に相成、文政元寅年眼病に付退身之義願之通被仰付、同二卯年病死仕い。

一 貳代目

右之者、文化十四丑年小仕見習に被召出、文政二卯年中通被仰付、同四巳年手代被仰付、天保五午年病氣に付退身之義願之通被仰付、同九戌年十二月病死仕い。

一 三代目

右之者、天保四巳年五月小仕見習に被召出、天保十亥年中通被仰付、弘化四未年手代被仰付、安政三辰五月病氣に付退身之義願之通被仰付。

産業篇第三 覇都時代

八代目清
小仕見
習中通
手代

一 四代目
右私儀、嘉永元申年八月小仕見習へ被召出、安政六未年中通被仰付、安政七申年手代勤方被仰付、當戌年迄拾五年相勤申い。

同 當戌 清八
當戌 貳拾六歲

文久二戌年四月

村田 清 八

蔭山德左
衛門
中通
小役人

一 初代

右之者、安政六酉年中通へ被召抱、其後小役人被仰付、寛政十二申年六月御改正之砌、即日元役へ被

蔭山德左衛門

召歸、文化八未年十二月十九日五拾貳歳にて病死仕い。

一 貳代目

養子 同 庄五郎

二代目庄
五郎
小仕見
習小仕本
役

右之者、文化八未年七月小仕見習へ被召出、同九申年小仕本役被仰付、同十一戌年病氣に付退身之儀願之通被仰付。

一 三代目

同 同 武兵衛

右之者、文化十一戌年十二月小仕へ被召出、同十四丑年中通被仰付、文政三辰年手代被仰付、弘化三年五拾八歳にて病死仕い。

一 四代目

實子 同 德藏

四代目德
藏
小仕
中通
手代

右之者、天保十亥年十月小仕に被召出、弘化二巳年中通被仰付、嘉永元申年手代勤方被召出、同年病氣に付退身之儀願之通被仰付。

一 五代目

養子 同 德三郎
當戌 貳十三歲

小仕
中通
手代

右私儀嘉永元申年小仕に被召出、安政六未年中通被仰付、同七申年手代勤方被仰付、當戌年迄拾五年相勤申い。

文久二戌年四月

蔭山德三郎

清水惣兵
衛
小役人

一 初代

清水 惣兵 衛

二代目惣
兵衛
小役人

右之者、元祿年中大阪より被召抱、其後小役人被仰付、正徳五未年六月廿二日六拾三歳にて病死仕い。

一 貳代目

實子 同 惣兵衛

三代目惣
兵衛
小役人

右之者、寶永年中被召出、其後小役人被仰付、寶曆四戌年五月三日六拾五歳にて病死仕い。

一 三代目

同 同 惣兵衛

四代目惣
兵衛
小役人

右之者、享保年中被召出、其後小役人被仰付、安永四未年十一月九日六拾壹歳にて病死仕い。

一 四代目

同 同 惣兵衛

五代目惣
兵衛
中通
手代

右之者、寶曆五亥年被召出、其後小役人被仰付、天明八申年十一月三日四拾七歳にて病死仕い。

一 五代目

養子 同 惣兵衛

六代目惣
右衛門
小仕見
習中通
手代

右之者、安永九子年中通へ被召抱、其後惣兵衛養子に被仰付、天明七申年手代被仰付、寛政十二申年六月御改正被仰出い砌、即日元役へ被召歸、享和二酉年小役人被仰付、文政十亥年六月老衰致いに付御奉公御免之儀願之通被仰付。

一 六代目

同 同 惣右衛門

右之者、文化十一戌年八月小仕見習へ被召出、同十四丑年中通被仰付、文政二卯年手代被仰付、文政十

手代人

亥年父惣兵衛年來無滯相勤いに付小役人被仰付、天保十四卯年正月家出致いに付御届申上追々相尋い處行衛相知不申い。

七代目喜十郎

一 七代目 同 喜十郎

習小仕見

右之者、天保十三寅年九月小仕見習被仰付、弘化四未年中通勤方被仰付、嘉永四亥年病氣に付退身之義願之通被仰付。

八代目米三郎

一 八代目 同 米三郎

中仕

右私儀、嘉永四亥年十二月小仕え被召出、安政七年中通被仰付、戊辰年迄拾貳ヶ年相勤申い。

三郎

文久二戌年四月 清水 米三郎

遠藤久三郎

一 初代 遠藤 久三郎

中仕

右之者、文政三辰年四月小仕に被召抱、同十亥年中通被仰付、天保十三寅年手代被仰付、弘化四未年小役人被仰付、嘉永戌年五月廿日五拾五歳にて病死仕い。

二代目久之助

一 貳代目 養子 同 久之助

習小仕見

右之者、天保十亥年十月小仕見習に被召出、弘化四未年中通被仰付、安政三辰年手代被仰付、同四巳年十一月十一日病死仕い。

三代目友三郎

一 三代目 同 友三郎

習小仕見

右私儀安政三卯年十一月小仕見習に被召出、同七申年中通被仰付、當戌年迄八ヶ年相勤申い。

文久二戌年四月

遠藤 友三郎

池澤權右衛門

池澤 權右衛門

二代目治助

一 初代 右之者、元文三年被召抱、寛保四子年十月廿九日病死仕い。

三代目助次郎

一 貳代目 實子 同 治助

四代目權右衛門

一 三代目 右之者、寛保元酉年被召出、寶曆五亥年四月廿三日病死仕い。

五代目常八

一 四代目 同 權右衛門

六代目權右衛門

一 五代目 養子 同 常八

七代目鐵五郎

一 六代目 同 權右衛門

八代目鐵五郎

一 七代目 同 鐵五郎

習小仕見

右之者、天保十四卯年八月小仕見習に被召出、嘉永五子年中通被仰付、安政三辰年病氣に付退身之儀願之通被仰付、其後病死仕い。

産業篇第三 朝都時代

八代目常
小仕
中通

一 八代目
右私儀、安政三辰年三月小仕へ被召出、同七申年中通被仰付、當戊年迄七ヶ年相勤申い。

鐵五郎弟 同 常 當戊廿六歲

野村定四
小仕
中通

一 初代
右之者、文政十一子年十二月小仕へ御抱入に相成、天保九戌年中通被仰付、弘化四未年手代被仰付、安政六未年九月十五日六拾六歳にて病死仕い。

池澤常八 野村定四郎

二代目安
太郎
小仕
中通

一 貳代目
右私儀、安政六未年十二月小仕に被召出、同年中通勤方被仰付、當戊年迄四ヶ年相勤申い。

孫 同 安太郎 當戊拾五歲

蔭山文之
小仕
極印彫

一 初代
右私儀、文久元酉年四月小仕に御抱入被仰付、極印彫相勤、當戊年迄貳ヶ年相勤申い。

德三郎弟 蔭山文之助 當戊三拾貳歲

座人並一
同由緒書
新庄善右
衛門

一 初代
右之者、被召出い年限、相分不申い得共、寛文延寶之頃と申傳い。貞享五辰年三月十三日、病死仕い。

新庄善右衛門

二代目善
右衛門
銀見久保
七郎兵衛

一 貳代目
右之者、貞享元子年新規之銀見久保七郎兵衛と同時に召抱、元祿八亥年七月十一日病死仕い。

養子 同 善右衛門

三代目善
右衛門

一 三代目
右之者、元祿住八年七月中被召出、寛延二巳年八月廿二日病死仕い。

實子 同 善右衛門

四代目元
次郎

一 四代目
右之者、被召出い年限相分不申い。安永六酉年九月十二日病死仕い。

養子 同 元次郎

五代目三
郎次郎

一 五代目
右同斷、天明六年九月四日病死仕候。

實子 同 三郎次郎

六代目三
郎次郎

一 六代目
右之者、安永八申年京都銀座より江戸詰銀見役頭取被仰付、寛政九巳年長銀見役頭取被仰付、同十二年申御改正に付銀座一同引拂被仰付、其節御召歸無之、文政三辰年三月朔日銀見役兼座人並被召歸、同

實子 同 三郎次郎

七代目三
郎次郎

一 七代目
右之者、文政十一子年二月廿五日銀見役兼座人並次席見習被仰付、同年六月廿四日座人並次席被仰付、天保七申年二月六日座人並被仰付、弘化三年十二月十六日病氣に付退身仕い。

同 同 三郎次郎

八代目三
郎次郎

一 八代目
右之者、弘化三年十二月十六日銀見役兼座人並次席被仰付、安政元寅年正月十三日御細工所取締役被仰付、萬延元申年座人並被仰付。

同 同 三郎四郎 ○原々姓名ヲ缺ク

爲吉
座人並

一 産業篇第三 覇都時代

養子 同 爲吉

四代目太

一 四代目

實子 同 太助

右之者、寛政五丑年小仕に被召出、同寅年中通被仰付、同十一未年手代被仰付、同十二申年御改正に付銀座一同引拂被仰付、同年六月廿五日手代に御召歸し、文化六丑年小役人被仰付、文政二卯年十二月廿五日座人並次席被仰付、天保十四卯年十一月三日病氣に付退身仕い。

五代目平

一 五代目

四代目太助孫 同 平之丞

右之者、天保九戌年六月廿日座人並次席見習被仰付、同十四卯年十一月三日座人並次席被仰付、嘉永六丑年十月廿三日座人並被仰付、安政四巳年七月廿四日病氣に付退身仕い。

六代目兼

一 六代目

實子 同 兼太郎

右は安政四巳年七月九日座人並次席見習被仰付、同年八月廿二日座人並次席被仰付。

勝間五左衛門

入江兼太郎

一 初代

右之者、安永五申年中通へ被召抱、天明七未年病氣に付退身仕い。

二代目官

一 貳代目

實子 同 官次

右之者、天明四辰年小仕に被召出、寛政元酉年中通へ被仰付、同十年手代被仰付、同十二申年御改正に付銀座一同引拂被仰付、同年六月廿五日手代へ御召歸、文化五辰年小役人被仰付、文化十四丑年座人並被仰付、文政六未年座人並頭取被仰付、天保七申年正月十六日病死仕い。

三代目官

一 三代目

實子 同 官次

右之者、文政十亥年二月十日座人並次席見習被仰付、同十三寅年十一月十二日座人並次席被仰付、天保九戌年六月廿八日座人並被仰付、嘉永六丑年九月十日病死仕い。

之助代目孝

一 四代目

實子 同 孝之助

右之者、天保十一子年十一月十九日座人並次席見習被仰付、嘉永六丑年十月廿三日座人並次席被仰付、嘉永七寅年閏七月八日病氣に付退身仕い。

五郎代目次

一 五代目

養子 同 次郎右衛門

右之者、嘉永七寅年閏七月廿八日座人並次席被仰付、安政五年四月廿七日病氣に付退身仕い。

六代目佐

一 六代目

同 同 佐七郎

右は安政五年四月廿七日座人並次席被仰付。

池田武左衛門

勝間 佐七郎

一 初代

右之者、正徳四年京都より勤番に罷下り、其後定府小役人被仰付、寶曆五亥年八月二日病死仕い。

十二代目喜

一 貳代目

實子 同 喜十郎

右之者、元文五申年小仕に被召出、其後小役人被仰付、寶曆十三未年七月廿日病死仕い。

三代目武

一 三代目

順養子 同 武左衛門

右之者、寛保元酉年小仕に被召出、其後兄辨十郎實子無御座、順養子にて小役人被仰付、寛政十一未年老衰仕いに付退身。

左四代目武衛門
中代通仕
小代役人
座人並

五代目藤三郎
座人並

習次席人並

座人並

右六代目武衛門
座人並

習次席人並

座人並

七代目藤三郎
座人並

習次席人並

座人並

東京市史稿

一 四代目

右之者、明和九辰年小仕に被召出、安永三年中通に被仰付、天明元丑年小役人被仰付、寛政十二申年中御改正に付銀座一同引拂被仰付、同年六月廿五日小役人被召歸、文化十一戌年十二月廿日座人並被仰付、文政八酉年正月九日病死仕い。

養子 同 武左衛門

一 五代目

右之者、文政二卯年十二月廿五日座人並次席見習被仰付、同六年座人並次席被仰付、同十二年六月四日座人並被仰付、天保二卯年六月七日病死仕い。

同 同 藤三郎

一 六代目

右之者、文政九戌年正月十九日座人並次席見習被仰付、天保二卯年六月座人並次席被仰付、弘化二巳年十月四日病氣に付退身仕い。

同 同 武右衛門

一 七代目

右之者、弘化二巳年十月七日座人並次席被仰付、嘉永七寅年二月四日座人並被仰付、文久元酉年七月廿二日病死仕い。

五代目藤三郎實子 同 藤三郎

一 八代目

右之者、萬延元申年四月廿日座人並次席見習被仰付、文久元酉年八月廿四日座人並次席被仰付、文久二戌年四月

養子 同 常次郎

一 初代

池田 常次郎
栗田 源助

小仕
二代目源助

三代目小平

四代目源助

小代目源人

小代目源人

中代通仕

手代通仕

座人並

六代目安並

七代目福吉

習次席人並

座人並

座人並

座人並

右之者、元祿十五年小仕に被召出、享保寅年四月十日病死仕候。 同 源助

一、貳代目 右之者、被召出、年月不知申い。明和十二酉年十月十六日病死仕い。 同 源助

一、三代目 右同斷、明和七寅年十二月十七日病死仕い。 養子 同 小平

一、四代目 右之者、安永五申年小仕に被召出、其後小役人被仰付、寛政十二申年御改正に付銀座一同引拂被仰付、同年六月廿五日小役人被召歸、享和二戌年三月廿八日病死仕い。 實子 同 源助

一、五代目 右之者、享和二戌年小仕に被召出、同年中通被仰付、文化五辰年手代被仰付、文化十四丑年七月十二日座人並次席被仰付、文政八酉年七月座人並被仰付、天保十一年十二月病死仕い。 同 同 源三郎

一、六代目 右之者、文政九戌年正月十九日座人並次席見習被仰付、天保四巳年十二月十三日座人並次席被仰付、嘉永三戌年六月廿八日座人並被仰付、萬延元申年閏三月八日病氣に付退身仕い。 同 同 安之助

一、七代目 右之者、嘉永七寅年十月廿三日座人並次席見習被仰付、萬延元申年閏三月廿八日座人並次席被仰付、文久元酉年十二月廿八日病氣に付退身仕い。 同 同 福吉

產業篇第三 霸都時代 二二七

一、八代目

右は文久元酉年十二月廿八日座人並次席被仰付。

文久二戊四月

養子 同 源三郎

栗田源三郎

——日本財政經濟史料卷二經濟之部一、第二
鑛山、一五、附錄

右銀座役員由緒書中、御銀吹極所上納銀改役大黒氏ノ條ニ、慶長六丑年五月銀座創建ノ際ニ於ケル役員、後藤庄三郎光次、大黒作兵衛常是、外十名ノ座人名ヲ掲グルコト左ノ如シ。

後藤庄右衛門、末吉孫九郎、山口屋彌三右衛門、平野藤次郎、野村新兵衛、古手屋五郎右衛門、帶屋九郎右衛門、淀屋次郎右衛門、丸屋次郎助、萬屋市右衛門。

而シテ銀座職員由緒書ノ全篇ニ亘リ、更ニ慶長六年銀座創設當時ヨリノ座人ヲ順次檢出スレバ左ノ如シ。但、大黒常是○湯淺。作兵衛ニ就キテハ、後藤庄三郎光次、末吉勘兵衛利方○初ト共ニ、已ニ記載スル所アレバ、省略ス。

秋田常味 座人 寛永九申年四月廿日歿。

尾州岩倉之城主織田大和守敏信孫伊賀守信武次男津田庄兵衛信儀、初メ内藏ト名乗り岩倉ニ住ス。天正十七丑年織田常信吹舉ニテ三州岡崎ニテ家康ニ目見奉公ス。慶長五子年關ヶ原御陣ニ手疵ヲ負ヒ歩行不自由トナリ退身ヲ願フ。同六年銀座座人トナリ、同年九月剃髮秋田常味ト改名、同十一年駿府銀座役所設置ノ際地所ヲ拜領シ其地ニ移轉ス。

後藤理右衛門○庄三郎 座人 寛永十七年五月六日歿。

二代養子理兵衛ノ時、寛永十七年家督相續直後、小南姓ニ改稱シ、大勘定役タリ。

神谷○又、上座人 吹方御用 正保元申年九月十五日歿。

泉州堺ニテ往古ヨリ金銀切遣ノ吹方ヲ營ミ、慶長六年銀座創設ニツキ座人トナル。慶長十四年駿府ニ於テ末吉勘兵衛ヲ以テ金谷喜右衛門ト共ニ家康ノ御前ニ召サレ、西國筋浦々へ異國船漂着、猥ニ正金銀ヲ持歸ル由ニ付、銀見ノ者特ニ監視スベキ内命ヲ受ケ、且世上正金銀有高ノ大概ヲ調査スベキ命アリ、勘兵衛ト連印シテ書上グ。

金谷喜右衛門 座人 元和九亥年四月廿三日歿。

泉州堺ニテ往古ヨリ金銀切遣ヒノ吹方ヲ營ム。慶長六年銀座座人トナリ、慶長十四年駿府ニテ前記神谷五郎兵衛ト同命ヲ受ケ、是ヲ果シ、元和元卯年長崎表銀座設置ニツキ長崎ニ赴ク。同人并小者七人迄帶刀ヲ免サレ、且諸國諸山金銀銅掘出ニツキ進言、其檢分ヲ命セラレ、諸山へ赴クニ帶刀ヲ許サル。

小西九右衛門 座人 寛永五辰年退役、承應三年九月五日歿。

慶長六丑年五月銀座創設ノ際座人トナル。以下六名同ジ。

平野勘右衛門○末吉勘 座人 慶安二丑年七月十八日歿。

萬屋宗齋○三代目遠萬屋 座人 寛永十四丑年五月十三日歿。

細谷太郎兵衛 座人 寛永二丑年六月六日歿。

泉州浪人、軍學並ニ中將某師範タリシガ銀座創設ノ際座人トナル。

辻傳兵衛 座人 銀位見極吹方御用 正保六亥年三月廿四日歿。

末吉勘兵衛○二 座人 元和三巳年三月廿六日歿。代官ヲ兼ヌ。

産業篇第三 覇都時代

座人 寛永二丑年十一月七日歿。

大勘定役

深江庄左衛門 座人 寛永二丑年十一月七日歿。
右ニ大黒氏ヲ加ヘ十二家ハ、慶長以來連綿幕末ニ及ベルモノニシテ、銀座役員由緒書記載三十五家中ノ殘ル二十三家ハ、其後座人ニ加ハリ、何レモ幕末ニ及ブ。既出家傳史料所載寛永八年五月銀座年寄提出ノ銀座由緒書ノ後ニ添付セル銀座人數書ニヨリテ計算スレバ、當時銀座人數ハ七十九名七十一家ヲ數ヘタリシガ、寛政十二年ノ銀座改革ニ一旦解散セラレ、改革後取立ラレタルモノ十四家或ハ十五家ト云ヒ、爾來幕末迄ニ再ビ其數ヲ加ヘタルモノ、如シ。

銀座座人職名及順位

尙、銀座役員由緒書ニ現ハル、銀座座人ノ職名及ビ其順位ヲ檢スルニ、先ヅ小仕見習トナルヲ出座ト云ヒ、小仕見習ヨリ小仕トナリ○後山氏ノ場合、小仕ニシテ深印職ヲ務ムトアリ。尋イデ中通トナリ、手代ニ進ミ、小役人トナル○池田氏ノ場合小役人ニ過人ハ助人、本役ノ區別アリシモノ、如ク、又飯塚氏ノ場合、細谷二氏ノ場合ニハ銀座元締役アリ。座人並次席見習ニ進ミ、座人並次席トナリ○御細工所取締役ヲ兼ネタルアリ。座人並トナリ○新庄氏ノ場合、座人並頭取トナリ、座人並次席見習ニ進ミ、座人並次席トナリヲ兼ネタルアリ。座人並平役ノ下ニ、長銀見、平銀見 合力銀見ノ三階段アリ、安永八年ノ銀座年寄提出ノ銀座由緒書ニ添付セル銀座人數書ニハ銀見役ヲ別格ニ扱ヒタレバ、或ハ職分上別格ノ昇級順位アリシカ、暫ク茲ニ記シテ後考ニ備フ。平役ヨリハ進ミテ戸棚役トナル○這ノ間玉村氏ノ場合ニハ、銀座諸掃役アリ、尋イデ戸棚勘定役トナリ、大勘定役トナリ、年寄役トナル。金銀座書留ハ年寄役ヲ以テ最高ニ止メタルモ、銀座役員由緒書ハ、末吉、西村、平野、細谷四氏ノ場合ニ、頭役ナルモノヲ載セ、秋田氏ノ場合ニ、頭役上席又ハ同上座ヲ載セ、同秋田氏ノ場合ニ、座方萬端支配、末吉、後藤二氏ノ場合ニ、差配ナル職名ヲ載ス。或ハ是等頭役ヨリ差配ニ至ル職名ハ、銀座革創ノ際、未ダ諸職制確定セザル頃ノ稱呼タルヤモ知ルベカラズ。素ヨリ銀座沿革ト共ニ其職制ニモ變遷

銀座運上

アリシヲ以テ、其詳細ハ後ニ討究スル事トシ、茲ニハ銀座役員由緒書所見ノモノヲ檢出シテ後考ニ便ズ。
銀座運上銀座ノ運上ニ關シテハ、先ニ載スル元文三年ノ銀座年寄由緒書中ニ、

一、右之通銀座御取建被下ハ付、毎年諸國灰吹買入ハ高ニ應ジ、御運上銀段々御定有ハ之、年々上納仕ハい。古來御定書御老中様方ヨリ被下置ハ手形于今所持仕ハい事。

一、右御運上銀、慶長年中御取建之節ヨリ奉納ハ付、最初之内ニ權現様、台徳院様御黒印被下置ハい。其以後モ、御勘定所御書替之御連判御證文毎年無間斷被下ハ之、此節迄相揃銀座ニ所持仕ハい事。

トアリ、慶長中創建以來、毎年諸國灰吹買入高ニ應ジ、一定率ノ運上ヲ出シタルコト明カナレド、ソノ定率ヲ記載セズ。恐ラク其ノ率モ時代ニ依リ變遷アリシニアラザルカ、官中秘策中、銀座ニ關スル記事ハ、運上銀ニツキ左ノ如キ定率アリシ事ヲ記載ス。

銀座之事

一、佐渡但馬兩國より出ハ御銀、百貫目ヲ付銅二拾貫目入、丁銀吹立、百拾貫五百目上納之御定也。但殘三貫目は吹減、又は常是吹賃、其外諸入用ヲ遣す、常見吹賃、壹貫目に付六匁餘。

一、石見御銀は、百貫目に付、銅貳拾貳貫目入、丁銀に吹立、百拾九貫目上納之御定也。

右之御銀を受取、御定之通銀座にて吹合、其以後常是ハ人ヲ付置、丁銀に吹立させ右極印を打せ包せ申ハい事。

一、寄銀百貫目、御銀位之銀にして、銅貳拾貫五百目入、百拾五貫目にて遣、御銀位に無之銀ハ、ためし候上、相對有ハ之ハい事。

一、運上之銀は、寄銀三千九百九拾貫目迄は御運上銀五百枚、寄銀四千貫目より五千九百九拾貫目迄ハ、御運上銀千枚、寄銀六千貫目より上は、千貫目に付、貳千枚宛差上申事。

年寄 末吉 孫九郎

鳥屋 清三郎

行事 狩野七郎右衛門

玉村市郎右衛門

——官中秘策二十九

一、大黒作右衛門義は、極印并包役勤い。御銀吹賃被下い。但銀座之由也。

而シテ金銀座書留ニハ、慶長十九年以降享保十七年ニ至ル銀座運上額ヲ載スル事左ノ如シ。
一、慶長十九寅年例年之通壹萬六千枚上納可仕處、大坂御陣ニ付從諸國灰吹集り不申御斷申上、六千枚御赦免被爲成、壹萬枚奉納。

一、元和七酉年吹銀集り兼有躰ニ積り壹萬三千枚奉納可仕段申上い處、用立不申座人相除き、例年之通上納可仕旨被仰付、依之貳拾五人相除き、御運上壹萬六千枚上納致。

一、寛永十八巳年江戸銀座類焼、半年餘銀吹不申御運上不足仕いニ付、御訴訟申上い處、誓詞之上壹萬千枚御赦免被相成五千枚奉納。

一、同貳拾末年灰吹集兼い故御訴訟申上、誓詞之上有躰上納被爲仰付、壹萬三千枚奉納。

一、正徳元申年右同斷五千枚奉納。
一、寛文五巳年 壹萬枚御未進。

一、同六年御訴訟申上御詮儀之上、三千枚御赦免七千枚奉納。是ハ七千枚宛上納ニ十二月被爲仰付。

一、寛文八申年 七千枚御未進。

一、同九酉年御訴訟申上い處、二千枚御赦免、五千枚上納、是ハ五千枚宛ニ十二月被爲仰付。

一、延寶元丑年 五千枚御未進。

一、同貳寅年 五千枚御未進。

此二口は貞享元ハ寶永七年迄に皆上納。

一、同三卯年御訴訟申上御詮儀之上、向後毎年灰吹高ニ應じ奉納仕い様被爲仰付、依之、五百枚奉納、是ハ別ニ御定書被下い。
——金銀座書留

己申御未進銀納方

寛文拾貳子年 御未進之内百枚上納。

元祿十五年 右同斷 五百枚上納。

右は灰吹五千貫目以上買集い年連々以上納可仕旨、寛文九酉年十二月十日被爲仰付、其後寛文十二子年御未進之内之百枚納、其後未灰吹集り不申い得共、御吹直にて御頂戴仕いニ付、爲冥加御未進之内之五百枚上納。

元祿十一寅年七月廿六日御未進之内、百枚上納。

右は同斷

享保十七子年 御未進之内、百枚上納。

産業篇第三 覇都時代

但灰吹五千貫目餘集りゆに付。

御未進銀已申兩年高壹萬七千枚之内、右四ヶ度に千二百枚奉納。殘壹萬五千八百枚御未進。

— 金銀座書留

尙、教令類纂初集、寛文五年四月二十八日ノ條ニハ

銀座運上一箇年白銀一萬枚、納期は翌年の七月限り。

トアリ、以テ參考スベシ。

十八年癸丑○慶長○紀元
二二七三年三月十三日辛未○辛未、三
正綜覽淺草寺○市内
淺草區ニ寺領五百石ヲ、豊島郡中

同寺傍近ノ地ニ於テ給ス。爾來同寺ヲ中心ニ右寺領内ノ門前町屋著シク發達シ、殷

昌ナル市街トナリ、諸商櫛比スルニ至ル○淺草寺文書、文政寺社書上。淺草寺志。府内誌殘編。江戸志。
女政町方書上。御府内備考。參考落穂集。校註天正日記。府内場

末沿革圖書。慶長日記。
ひともと草。

淺草寺寺領給賜及同寺門前ノ發展 慶長十八年家康ヨリ淺草寺ニ寺領五百石ノ寄附有リ、翌十九年秀忠ヨリ

朱印ヲ與フ。

武藏國豊島郡 淺草寺

一、寺領五百石。

此内貳百五拾石別當分。但修理免共。

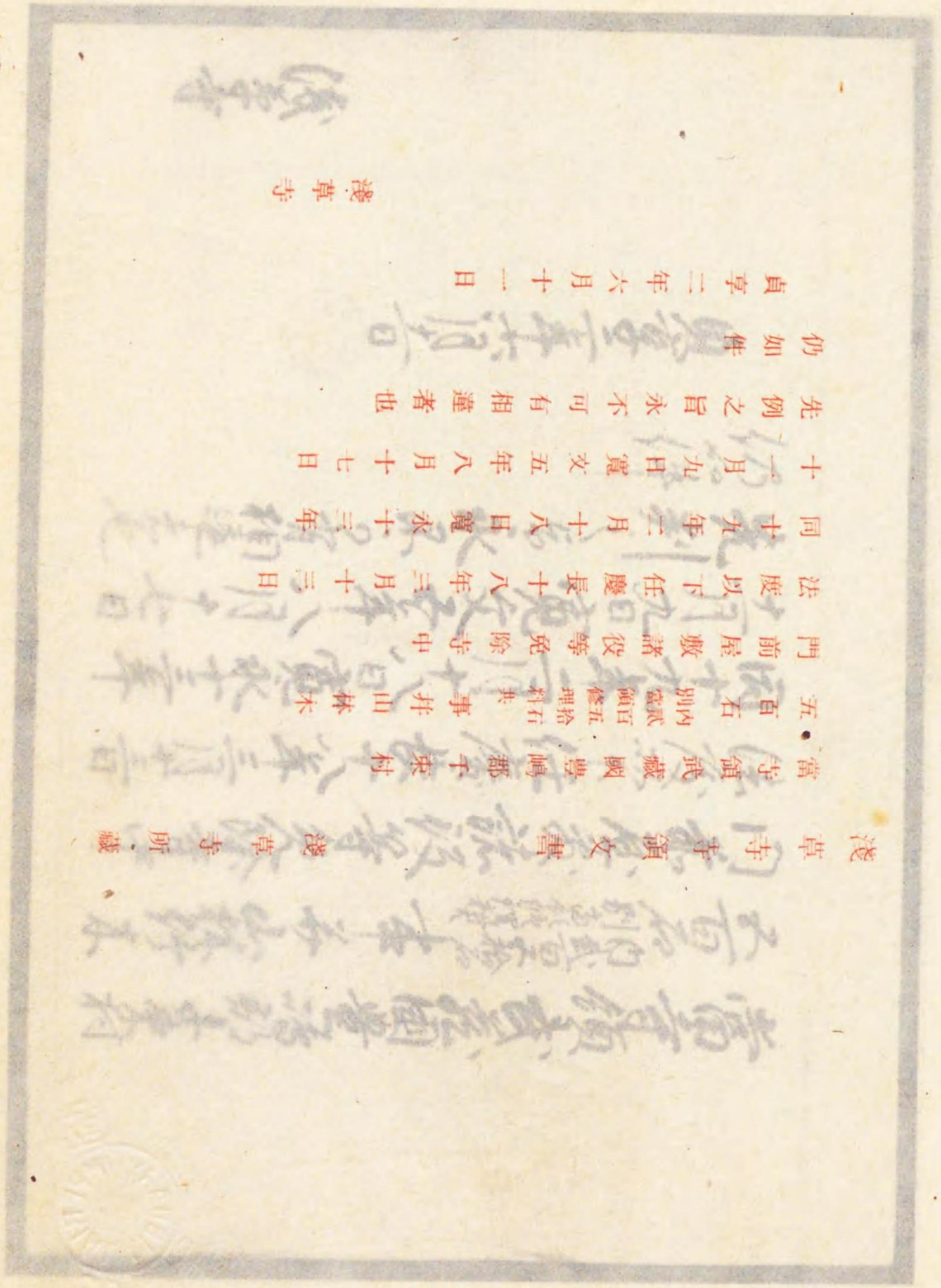
一、衆徒跡、猥平僧不可住居、同無寺ニ明屋敷不可抱置事。

付、諸法度可隨寺務之下知、並公用造營之時不勤其役之、坊領可召放事。

淺草寺寺領
給賜及同寺
門前ノ發展

淺草寺寺領
給賜及同寺
門前ノ發展

寺領五百石



淺草寺

貞享二年六月十一日

仍如件

先例之旨永不可有相違者也

十一月九日寛文五年八月十七日

同十九年二月十八日寛永十三年

法度以下任慶長十八年三月十三日

門前屋敷諸役等免除寺中

五百石別當領五百石并山林木

當寺領武藏國豊島郡千束村

淺草寺寺領文書 淺草寺所藏

但灰吹五千貫目餘集りゆ之付。

御未進銀已申兩年高壹萬七千枚之内、右四ヶ度に千二百枚奉納。殘壹萬五千八百枚御未進。

金銀座書留

尙、教令類纂初集、寛文五年四月二十八日ノ條ニハ

銀座運上一箇年白銀一萬枚、納期は翌年の七月限り。

トアリ、以テ参考スベシ。

淺草寺寺領
給賜及同寺
門前ノ發展

十八年癸丑○慶長○紀元
二二七三年三月十三日辛未○辛未、
正綜覽。淺草寺○市内
淺草區。ニ寺領五百石ヲ、豊島郡中

同寺傍近ノ地ニ於テ給ス。爾來同寺ヲ中心ニ右寺領内ノ門前町屋著シク發達シ、殷

昌ナル市街トナリ、諸商櫛比スルニ至ル○淺草寺文書。
文政町方書上。淺草寺志。府内誌殘編。江戸志。
文政寺社書上。淺草寺志。府内誌殘編。江戸志。
御府内備考。參考落穂集。校註天正日記。府内場

末沿革圖書。慶長日記。
ひともと草。

淺草寺寺領給賜及同寺門前ノ發展 慶長十八年家康ヨリ淺草寺ニ寺領五百石ノ寄附有リ、翌十九年秀忠ヨリ

朱印ヲ與フ。

武藏國豊島郡 淺草寺

一、寺領五百石。

此内貳百五拾石別當分。但修理免共。

一、衆徒跡、猥平僧不可住居。同無寺ニシテ明屋敷不可抱置事。

付、諸法度可隨寺務之下知、並公用造營之時不勤其役之、坊領可召放事。

寺領五百石

淺草寺寺領
給賜及同寺
門前ノ發展

淺草寺

貞享二年六月十一日

仍如件

先例之旨永不可有相違者也

十一月九日寛文五年八月十七日

同十九年二月十八日寛永十三年

法度以下任慶長十八年三月十三日

門前屋敷諸役等免除寺中

五百石別當領修理料共事并山林木

當寺領武藏國豊島郡千束村

淺草寺寺領文書

淺草寺所藏

新華志

庚辛二年六月十一日

庚辛

武國之留永平世世世世世世

十月廿五日庚文五年八月十日

四月十八日庚辛二月十八日庚辛

五月廿五日庚辛三月十八日庚辛

門前前前前前前前前前前前

武百廿五日庚辛三月十八日庚辛

高志高志高志高志高志高志高志

新華志

新華志

庚辛

庚辛二年六月

仍

光緒二十九年八月十七日

十九年二月十八日庚辛三年

庚辛二年三月十日

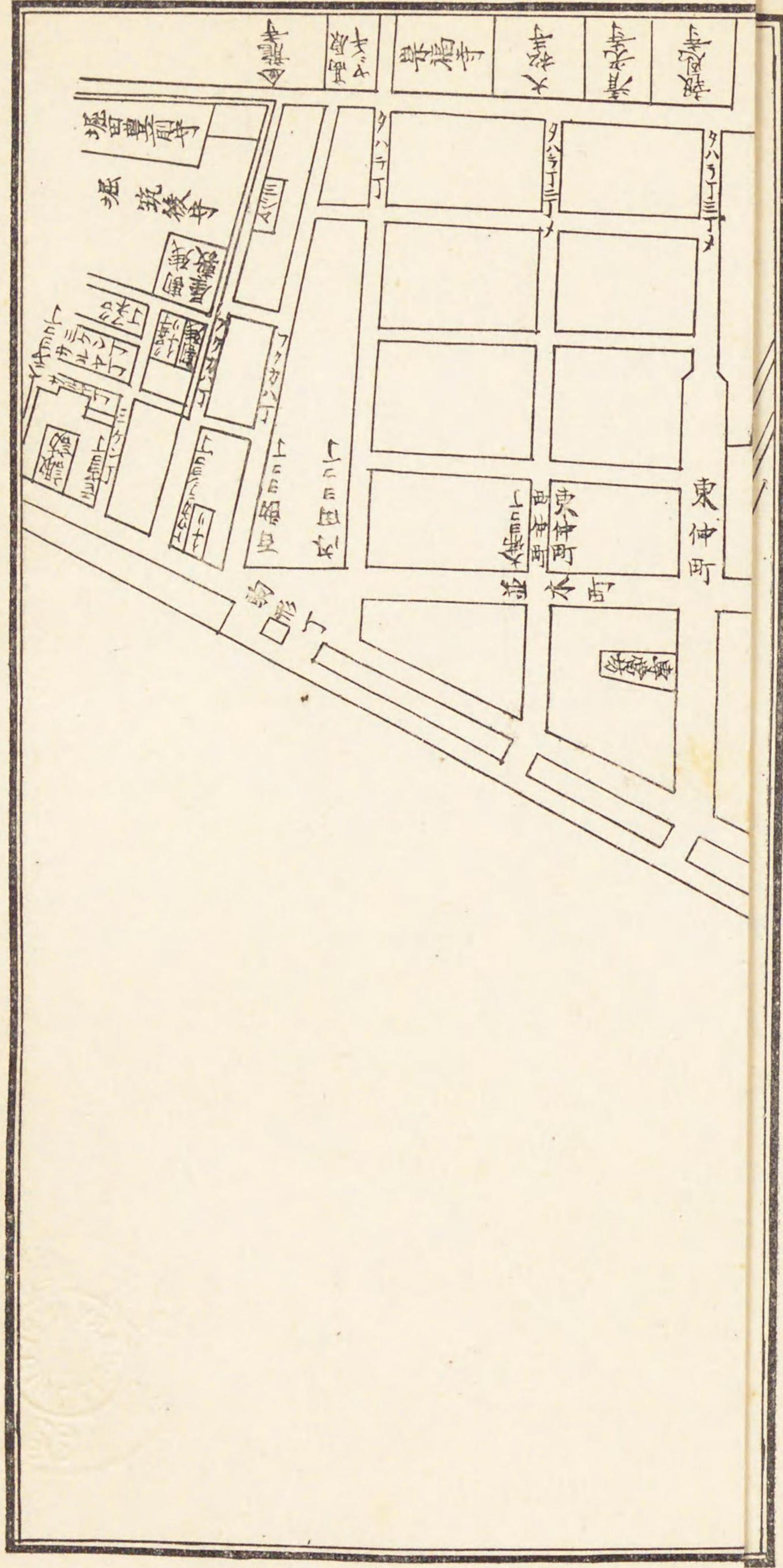
庚辛二年三月十日

庚辛二年三月十日

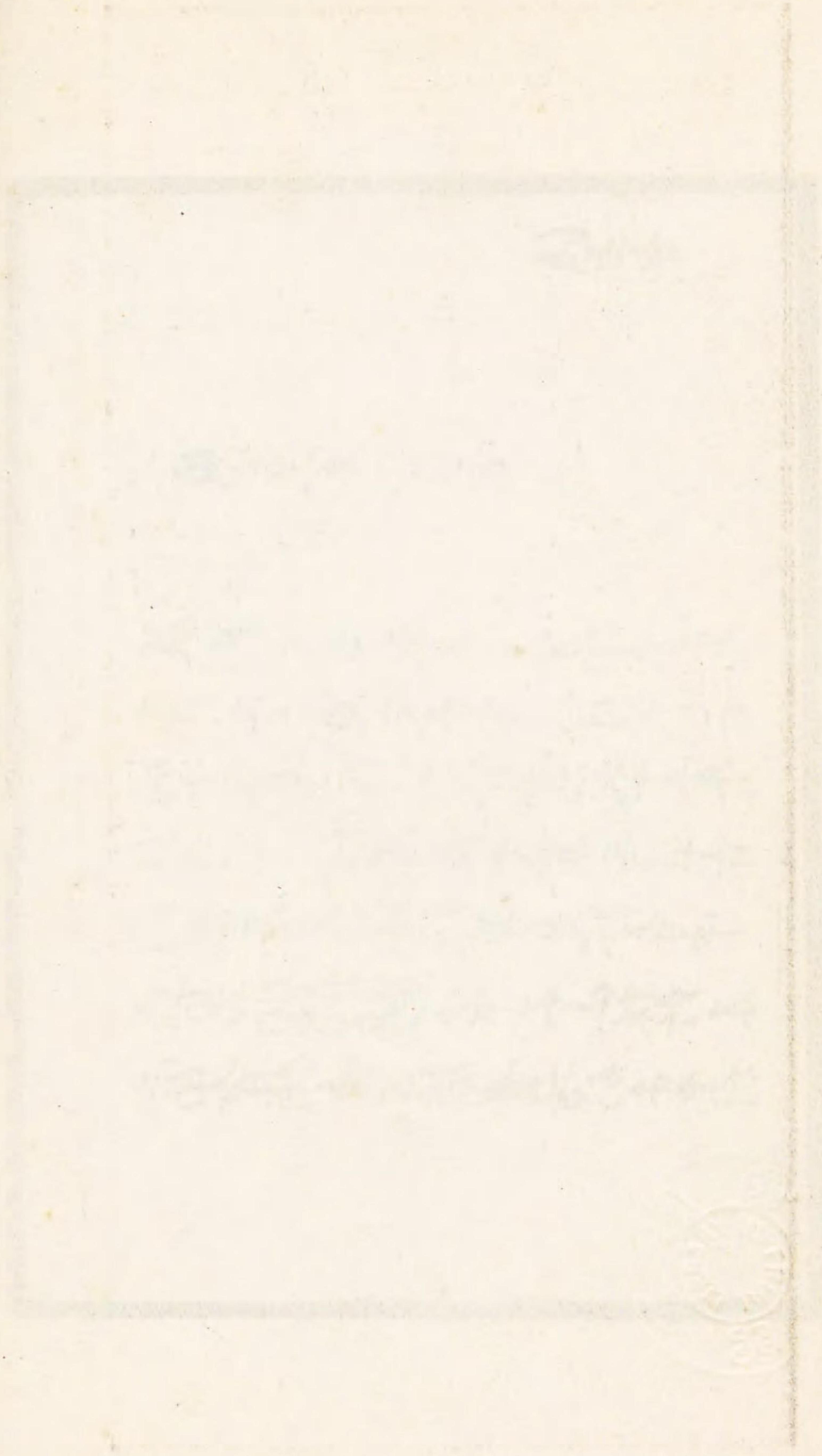
庚辛二年三月十日

庚辛二年三月十日


庚辛二年三月十日



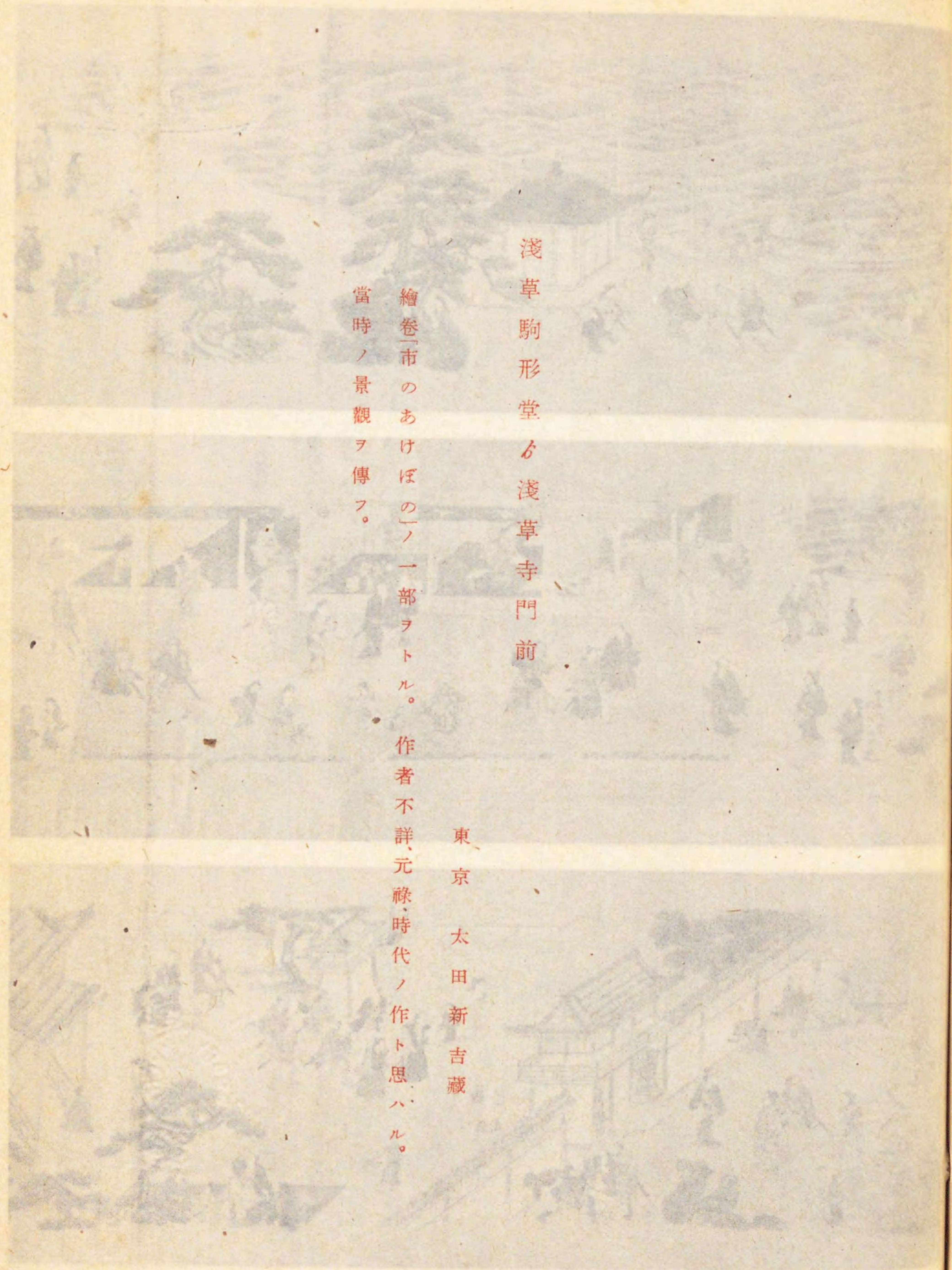
淺草寺志卷之一所載淺草寺領邊圖



淺草寺領邊圖



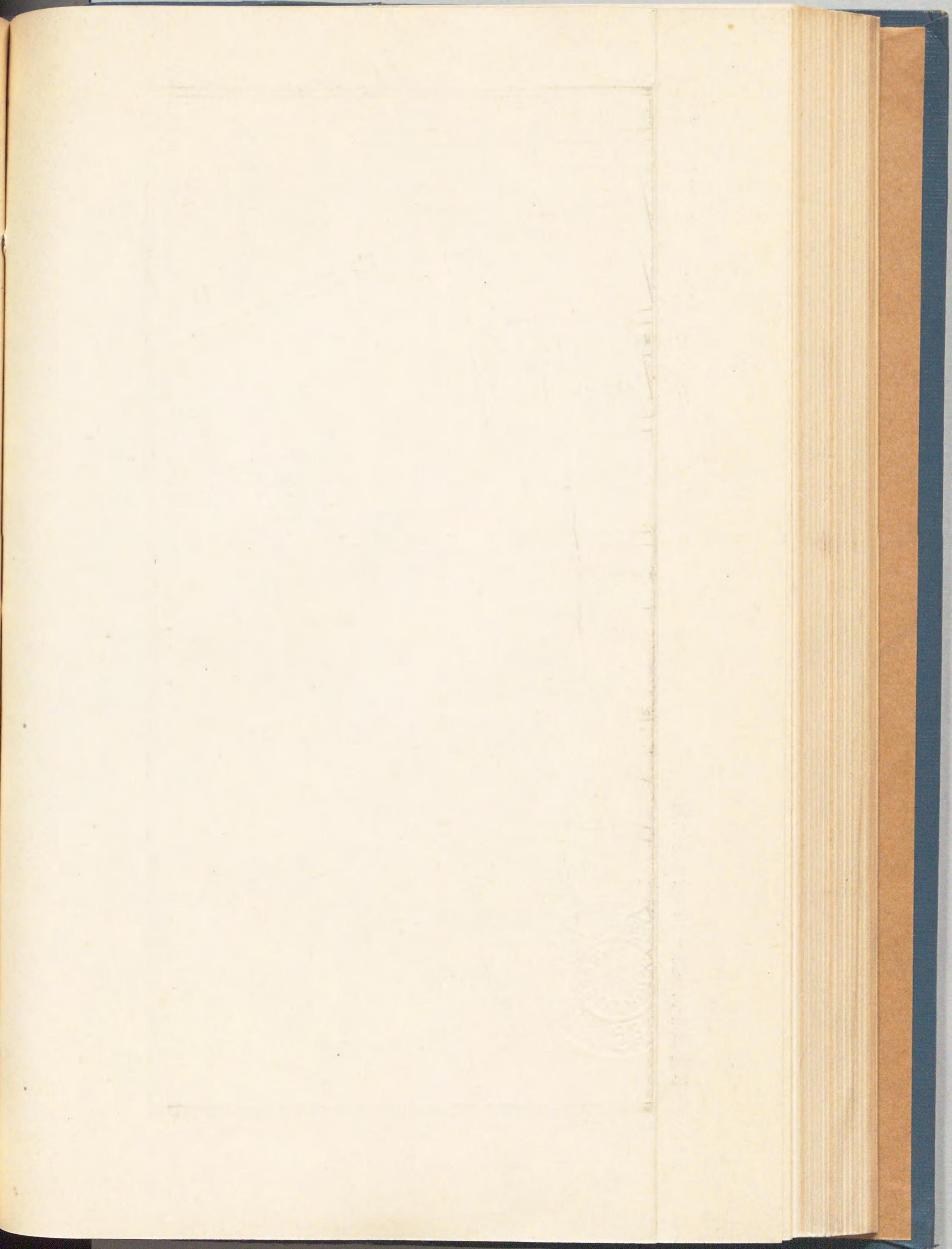
淺草寺志卷之一所載淺草寺領邊圖



淺草駒形堂の淺草寺門前

繪卷市のあけぼのの一部ヲトル。作者不詳、元祿時代ノ作ト思ハル。當時ノ景觀ヲ傳フ。

東京 太田新吉藏



淺草駒形堂の淺草寺門前

繪卷市のあけぼのの一ノ一部ヲトル。作者不詳元祿時代ノ作ト思ハル。當時ノ景觀ヲ傳フ。

東京 太田新吉藏

一、山林竹木門前屋敷、如舊規諸役令免許之。
右、堅可守此旨者也。

慶長十八年三月十三日 御黒印○徳川家康

一、御朱印淺草寺領五百石○武藏國豊島郡之内ニ被下置也。

慶長十八癸丑年三月十三日東照宮様御黒印、其後慶長十九年台徳院様御黒印頂戴被仰付、寛永十三年大猷院様御朱印之被成下置、其後御代々様御朱印頂戴仕也。外之、

一、朱印貳百石○智樂院權僧正忠尊之時ハ紅葉山御別當料。

右之寛永十三丙子年武州久良岐郡金澤之内坂本村之被下置也。但、上野御兼帯以後御朱印之儀之上野御別當所之有之也。

御朱印地之事

淺草寺領分田畑門前町屋共御朱印地之有、地頭淺草寺之年貢諸役往古取立申事。

一、門前町屋敷、間口、往還を除都合四千八百三拾八間餘。

一、町名之事○割註現町名ハ歴々沿革アリ、所在ノ大略ヲ示ス。

並木町○淺草區雷門一丁目 駒形町○同區雷門一丁目 諏訪町○同區駒形一丁目 三間町○同區雷門一丁目 田原町、但三丁○同區北田原町、同田原町。

西仲町○同區雷門一丁目 東仲町○同區雷門一丁目 茶屋町○同區雷門一丁目 材木町○同區雷門一丁目 花川戸町○同區花川戸一丁目 山之宿町○同區花川戸二丁目 聖

天町○同區聖天門一丁目 聖天横町○同區聖天横丁 瓦町○同區金山瓦町 淺草町○同區駒形町邊 田町、但貳丁○同區田町 北馬道町○同區馬道一丁目 南馬道町○同區馬道一丁目

道子 南馬道新町○同區馬道一丁目 醫王院門前○同區馬道一丁目 齋頭門前○同區馬道一丁目 常音門前○同區馬道一丁目 番屋鋪○同區馬道一丁目 割殘屋

産業篇 第三 霸都時代

敷○同區田都合貳拾四ヶ所。

一、田畑之事。

武州豐嶋郡千束村。

畑六町五畝五拾四步。

田三拾貳丁四反七畝五拾六步。

右三ヶ町ま唱、山之宿町名主三郎左衛門、材木町名主權左衛門、花川戸町年寄清左衛門、右之者共草分二る、往古より支配仕罷居一。

一、門前町屋願濟之年月之事。

右之領分、往古百姓共畑等の家作いたし罷在一處、御入國以後追々御繁榮之相成、家作等後建續、自然之町屋之相成一儀二る、年久敷御座一間、年月之義を相分兼一。右往古地頭直支配仕罷在一處、御府内段々御繁榮之相成一儀二付、地頭支配不行届一間、御奉行所一申上、門前人之儀、江戸町々同様に町御奉行所御支配被一成下一様、萬治二年相願一所、願之通被一仰付一。

一、東之中谷西之日輪寺門前大下水道、南之雷神門、北之竹門迄、淺草寺境内より相唱申一。

——文政寺社書上

將軍家御掟書、御代々御朱印、當院○淺草寺に藏む。

武藏國豐島郡
淺草寺 十二坊

禁 制

一、軍勢甲乙人等濫妨狼藉事。

一、放火事。

一、對寺僧門前之輩非分之儀申還○寺、族事。

右條々堅令停止訖、若於違犯之輩を忽可被處嚴科者也。

天正十八年卯月日 東照宮御朱印

武藏國豐島郡

淺 草 寺

一、寺領五百石 此内貳百五拾石別當分、但修理免共。

一、衆徒跡根平僧不可住居○衆徒同無寺而明屋敷不可抱置事。

付諸法度可隨寺務之下知並公用造營之時不勤其役者坊領可召放事。

一、山林竹木門屋敷如舊觀○規力諸役令免許。

右堅可守此旨者也。

慶長十八年三月十三日 東照宮御朱印

武藏國豐島郡

淺 草 寺

一、當寺領五百石此内別當分貳百五十石事。但修理料共。

一、衆徒之跡濫凡僧不可居住同寺院之明屋敷不可抱置事。

附諸式法度以下可隨寺務之下知並公役修造之節有令怠慢輩を忽可召放坊領事。

一、山林竹木門前屋敷等如先規諸役令免除事。

產業篇第三 關都時代

右任者慶長十八年三月十三日先判旨永不可有相違者也。

慶長十九年二月十八日 台徳公御黒印

當寺領武藏國豊島郡之内五百石此内別當分二百五十石、但修理料共事並山林竹木門屋敷等諸役免除寺中諸法度以下任慶長十八年三月十三日、同十九年二月十八日兩先判之者永不可有相違之狀如件。

寛永十三年十一月九日 大猷公御朱印

——淺草寺志

淺草寺領知

一、高五百石

内三百十石

内百九十石

花川戸町	山宿町	材木町
並木町	駒形町	諏訪町
三間町	田原町三丁	西仲町
東仲町	茶屋町	聖天町
瓦町	淺草町	田町

按するに武藏國田園簿○正保年中調査ニ久良岐郡ニ智樂院領、豊島郡ニ觀音領を載す、其文左の如し。

久良岐郡

日損場

一、高六百八拾八石五斗四升四合、内四百五拾八石六斗四升貳合、田方、貳百貳拾九石九斗貳合、畑方、

八木次良右衛門御代官所、釜利谷村。外貳百石 智樂院領。

豊島郡

一、高貳百五十四石六升三合、内貳百四石九斗三升五合、田方、四拾九石壹斗貳升八合、畑方、野村彦太

夫御代官所 山之宿村。

天水場

一、高貳百九拾六石壹斗六升九合、内貳百五十三石七斗八升、田方、四拾貳石三斗八升九合、畑方、同人

○野村彦太御代官所、花川戸町。

一、高五百石、内四百六拾七石六升三合、田方、三十二石九斗三升七合、畑方、觀音領淺草門前町。

按するに江戸町名付之領内町々を載す。その文左の如し。

三番組寺社門前町々、淺草寺領の分。

淺草 諏訪町	同	駒形町	同	田原町壹丁目
同 貳丁目	同	三丁目	同	東仲町
同 三軒町	同	西仲町	同	並木町
同 材木町	同	花川戸町	同	山宿町
同 聖天町	同	聖天町横町	同	金龍下瓦町
同 南馬道町	同	新町	同	北馬道町
同 田町	同	山谷淺草町	同	

○山谷淺草町、先キニ單ニ淺草町トアリ、古ク駒形町ノ邊ニアリシヲ用地トナリ、龜戸村ニ移サレ、天和二年官ニ請ヒ更ニ此地ニ移リ山谷淺草町ト稱スト云フ。

按するに寺社便覽に當院の事を略載す、其文左の如し。

産業篇第三 覇都時代

觀音別當 東叡山御末流

一、寺社五百石 ○領賦 金龍山傳法院淺草寺僧正跡

外貳百石、紅葉山御別當領。

境内拾壹萬四千五百坪餘。寺中三拾四ヶ寺。衆徒寺僧有之。末寺十四箇寺。門徒十箇寺。

右院付の知行米壹石より廿石餘不同有之。代僧六人金十兩、拾人扶持つゝ。御祈禱僧十七人金四兩つゝ。

但銀百枚十七人にて配當。何れも紅葉山出勤。代僧泊番勤之。

一、御祈禱僧代りの節、傳法院より跡役僧吟味の上書出す。親類書差添、寺社奉行より伺の上、以御書付被仰渡之於奉行所誓詞申置也。代僧同斷、但御祈禱僧より轉故、重て不及誓詞。

一、配當領有之承仕三人。

一、同斷 職人三人。

一、三拾俵貳人扶持、御仕著代銀五枚宛。御高盛坊主十六人。

一、拾五俵壹人半扶持、御高盛御陸尺拾六人。

右代僧御祈禱僧、御高盛坊主、御陸尺、御擬作者、從公儀被下之。

——淺草寺志八

淺草寺ノ所在、及び同寺ノ縁起ニツキテハ既ニ市街篇、宗教篇ニ詳述セラル。茲ニハ大要ヲ知ルニ便ズル資料ト、同寺ノ輪廓、寺則、並ニ古來同寺ガ保有シタル威權ノ一片ヲ窺知スベキ資料ヲ收ム。

淺草ハ、豊島郡狭○賦田領ニ屬シ、本城ノ良ニ在リ。其地域廣クシテ、南ハ淺草橋外、北ハ橋場新島越ニ及ヒ、東ハ淺草川ニ限リ、西ハ下谷ニ接ス。今鳥越橋場○地名等ノ地、淺草ノ内ニ併入スレドモ古ハオノヅ

カラ分別アリシ地ナリ。○中按スルニ淺草寺至徳四年○紀元二〇四七ノ鐘銘ニ、豊島郡千束郷金龍山淺草寺ト

彫タレハ、此地古ハ千束郷ニ屬セシナリ。長祿ノ江戸圖ニ、石濱村ノ傍ニ千束村ト記ス。サレト北條役帳

ニ二十七貫七百文江戸千束内近藤分、十一貫二百八十文千束内金杉分、六貫六百八十五文千束石濱惣領分、

二十九貫七十二文千束南原、六貫二百文千束内三戸分、十五貫四百文千束石濱土屋分、十六貫二百九十文

千束内阿佐谷岸分、四貫二百九十文千束内朝倉分ナト載タレハ、當時村名ニアラス、廣ク係リシ郷名タル

コト知ヘシ。但寛文五年淺草寺ニ賜リシ御朱印ニ、千束村五百石トアレバ、其頃ハ村名トナリタルニヤ。

今ハ山之宿、花川戸、材木町、橋場町、今戸町、下谷三之輪町等ノ在方分ノ内、日本堤ヲ堺ヒテ、内千束

外千束ト號シテ、其邊ノ小名ノ如クナリシナリ。

——府内誌雜編淺草一

小田原役帳ニ據ルニ、永祿ノ頃當所○淺ハ淺草寺家五十貫、及ヒ島津彌七郎二十七貫七百文、太田大膳

亮附屬ノ士六貫六百八十五文、太田新六郎六貫二百文、同附屬ノ士十五貫四百文、木内宮内少輔十二貫四

百八十文、江戸鍛冶四貫二百文、同番匠四貫二百九十文等知行セリ。

——府内誌雜編淺草一

求涼雜記に、往古此邊、武藏野よりつゞきてすべて野中ふれば、草のみ生茂りし所故、淺草淺臺などいひ

て、皆草にもとづきたる地名かりといへり。按するに、淺とは深きに對したる名にて、淺野、淺田、淺井

等の淺のことし。山城國深草郷も、古は莽蒼の野にて草深かりしよりの名ふるべし。田澤義章が武藏野地

名考に、むさしの古へは、十郡に跨ると云。是に據れば豊島郡も、武藏野のうちにて草ふかゝりつるに、

獨此地は觀世音の靈場にておのづから聚落となり、荒蕪のひらくる事他の地より先たちたれば、淺草の名

はれこりけん、雜記の説いまた盡さざるに似たり。

——淺草寺志

按するに、淺草といへる地名、ものに見へたるは、吾妻鏡治承五年に武藏國淺草大工と見へたるを始めとす。和名類聚鈔國郡の部に、豊しほ郡の下日頭、占方、荒墓、湯島、廣岡の五名を載す。是所謂郷名か
るへし、湯島は今も其地存したれど、餘の四名はその地闕たれば、淺草の屬する所今考ふべからず、今淺
草寺に存する至徳四年の鐘の銘も豊島郡千束郷金龍山淺草寺と有を以て見れば、其頃より前すでに倭名鈔
に載せたる某の郷を更めて千束と名つけしや、又は某の郷を割きて別々千束郷を置しにや、源順、貞元元
年に卒してより至徳四年に至るまで凡三百九十一年かれば、其間沿革ありしことを知るへし。それより下
りて、道晃准后の回國雜記に、淺草といへる所とまると載せ、北條分限帳にも淺草寺家四拾貫九百文淺
草としるしたれば、その頃は村名に呼しにや、但長祿年中江戸邊の圖にまさしく淺草村とあるし、又同じ
圖に石濱村の西の方に千束村としるしたり。然らば其頃淺草千束二つに分かれ、共に村名たりしと見ゆ、
又天正十八年本寺に賜はりし制札には、武藏國豊島郡淺草寺十二坊と有りて村名を擧げず。寛文五年の御
朱印には武藏國豊島郡千束村五百石とあれば、其頃は淺草の地千束村に屬せしと見へたり。今寺より西北
にあたりて龍泉寺村と云ふあり。そこに千束稻荷と云ふ祠あり。あれ其地名のわずかに残れるかりと云ふ
まからば、龍泉寺村は千束村のおかたにありしか、又は昔淺草にありし稻荷の祠をまゝに移し、その儘舊
名を聞たるにや、後の考をまつのみ。

又按するに、今淺草と稱する地、南は淺草御門の外より北は山谷町及び龍泉寺村と限り、東は淺草川より
西は下谷を限りとす。東西に凡十餘町、南北は廿餘町、江戸町割第三番組一、二番組に屬す。其淺草寺領に入るもの
は、諏訪町、駒形町、田原町、東仲町、三間町、西仲町、並木町、茶屋町、花川戸町、山之宿町、聖天

町、横町、金龍山下町、瓦町、南馬道町、新町、山谷淺草町、田町、北馬道町、地中三十箇院、借地町
屋、醫王院門前、齋藤門前、常音寺門前あり。領外上平右衛門町、下平右衛門町、福井町、芋町、天王町
御藏前片町、森田町、旅籠町、黒船町、新旅籠町、猿屋町、福富町、元鳥越町、三好町、御掃除屋敷、陸
尺屋敷、高原屋敷、阿部川町、新鳥越町、今戸町、山之宿六軒町、山川町、福川町、橋場町、山谷町、新
吉原江戸町、角町、京町、揚屋町五拾間道(町々代地悉く記すにいとまあらず。)

寺社は、壽松院、大護院、正覺寺、常福寺、本願寺、金剛院、實相寺、東光院満泉寺、西光寺、法福寺、
西照寺、正安寺、等覺寺、榮藏寺、吉祥寺、觀藏院、龍福寺、地藏院、觀音院、華藏院、了源寺、法泉寺、
蓮光寺、誓願寺、密藏院、廣大寺、西福寺、東漸寺、龍寶寺、欣淨寺、延命院、新光明寺、清徳寺、妙福
寺、淨念寺、第六天社、大圓寺、元鳥越明神社並神主居宅、長樂寺、三島明神社、西藏院、金龍寺、心
光院、東禪寺各門前地ありて、皆三番組に屬す。

淺草寺志一

淺草寺は、大城の東北一里十三町に在、金龍山と號す、其領内と稱する地、南は諏訪町より北は山谷堀を
限り、東は淺草門より西は田原町を限りとす。相傳ふ。中古は今の淺草御門の外萱町は淺草寺の惣門あり
て、北は山谷邊を限り、東は淺草川より、西は今の東本願寺の西なる菊屋橋を限りて、領内にてありしが、
世みだれ一圓の曠野とかりて租税の利もなかりし故、人ありて田宅をれこさん事を乞へば、寺僧これが意
まかせて、みたりにあの地を割與へしかばおのづから後は寺領の外とかりしとかん。今山之宿に小出家
の屋敷及び九品寺といふ淨家の寺などあるに見れば今にも思はるゝにぞ。

淺草寺志

境内○淺草寺御朱印地十一萬四千五百九坪餘、城内ニ二十四箇町ヲ建ツ、○中略地域ノ四至、南ハ諏訪町ヨリ山

谷堀ニ限り、東ハ淺草川ニ堺ヒ、西ハ田原町ニ及ヘリ、坊中所在ノ地ヲ、南谷、東谷、北谷、中谷ト分チ唱フ。
府内誌殘編

神社考詳節ニ云、武藏國豐島郡宮戸河者宮戸河者今ノ淺草川也。漁舟之所泊也。此故漁家鱗差乎北南以雜所于茲、宮戸河邊有兄弟三人、曰檜熊、曰濱成、曰竹成一説曰、三人者、土師氏也。素以垂釣爲常業、推古天皇三十六年戊子三月十八日朝天霽三子携網出。棹小舟赴宮戸河沖擲網乎海中、三子擧網不得魚、忽得觀音像三子大驚合掌禮拜、自爲希有之思矣。三子亦携網達七浦皆看觀音像於是益驚、即歸于家學家親戚大驚、人皆爲奇妙也。時人謂三子曰、汝等非凡人早建小宮可安置觀音像、同十九日三子拜謁靈像曰、昨日掛靈像於御磯之網可蒙恩免焉、然吾平生擧網販魚養生涯、今日亦入網于海中請得魚、言訖携網赴七浦擲于海中、擧網巨口細頭之遊魚、滿網、三子售魚直得萬貫、時人皆奇之曰、是必靈像之助也。遂改小宮相攸、新創建觀音堂、三子卒後建三社爲三神、今之三所護法是也。略。

淺草寺志十八

江戸名所記事ニ云、むかし武藏國豐島郡宮戸川ハ漁者にあつまる所、これ今の淺草川也。まかるに此川のほとりに兄弟三人のすかとりあり、兄を檜熊と名つけ、次を濱成、弟を竹成と名つく、推古天皇の御宇三十六年つちのへの元子三月十八日の事なるに、三人の兄弟網をもち舟に棹して、宮戸川の沖にこきいたして、網を海中におろしけるに、魚さらにかし。忽ちに觀音の形像あみにかゝりてあかりける。略。我ら常ハ魚をとりて世をわたるものなり魚をとらされば身をすくる手だてかし、此故に今日又海におもむきて網をおろすべし。ねかはくは魚をとらせ給はれ。略。

淺草寺志十八

○金龍山淺草寺傳法院、寺領五百石 上野末 諸社一覽曰、昔武藏國豐島郡宮戸川今之淺草川也。漁舟之所泊也。

此故漁家鱗差乎北南以雜處于茲、宮戸川邊有兄弟三人、曰會熊、曰濱成、曰竹成、一説曰、三人々土師氏也。曰眞中知、曰濱成、曰竹成、素以垂釣爲常業、推古天皇三十六年戊子三月十八日朝天霽、三子携網出棹小舟趣宮戸川沖擲網于海中三子擧網不得魚、忽得觀音像三子大驚、合掌禮拜爲希有之思矣。略。建觀音堂、三子卒後子孫建三社、今之三所護法是也。

傳記曰、舒明天皇御宇正月十八日觀音堂爵攸の變一説曰、二八九年罹りて烏有とかる。時靈像火煙の中より飛出す。人みな是を奇とす。靈像示現して曰、昔此地を積て殺生の所也。我穢土を燒拂ひ清淨比靈地とふさんと欲す、故に回祿の變ありと。

孝德天皇大化元年勝海二人破壊の蓮宮を再び建つ則當寺の開山とす。

朱雀院天慶五年房州の刺史安房守平公雅帝都に赴く時、武州宮戸川邊米子林の下に至り、淺草寺に詣て當國の太守たらむ事をいのる。其後當國の太守と稱號を給ふ。關東に下向す。淺草寺に詣て梓匠の力を雇ひて土木の功をなし、觀音堂を再興し高堂を列立し輪藏を造設す、五層の塔を建て新たに覺鐘を鑄る。後朱雀院長久二年辛巳十二月廿二日大地震動て佛閣ごとく顛倒し、永承六年阿闍梨觀音堂を建、白河院承暦三年己未十二月四日神火在之佛堂盡く燒亡す。此時觀音榎木に移る。

近衛院御宇左馬頭源義朝當寺に詣て、觀音飛移る所の榎木の上に觀音堂を建つ。

江戸砂子云、回祿の時飛移り給ふ榎木を以て新たに觀音を造立し給ふ。此像の基座は鎌田兵衛政清奉行と書付あり。今以て内陳有と云。

堀川院承德二年戊寅○紀元一七五八年。四月藤原成實從五位下に叙し、武藏守と稱す、常に觀音を信仰す。
六條院仁安三年戊子○紀元一八二八年。五月二日用舜法師觀音堂を建、後白河院治承四年庚子○紀元一八四〇年。八月十七日源賴朝卿淺草寺に詣て美田三十六丁を寄す。

順德院承久三年辛巳○紀元一八一一年。五月平政子二品相州、武州等願書を淺草寺の靈前に献す。白檀の觀音像一像白色の綾羅帳一流れ信濃布千端を寄進せ。

正應二年○紀元一四四九年。十月廿一日僧太輔聖觀音堂に詣て佛閣大半損壞せ。於于是聖勸進帳を作て再ひ堂祠を建、正安二年庚子○紀元一四六〇年。三月十八日其功成。

後醍醐天皇建武年中○紀元一九九四年。將軍源尊氏公鎮西に趣時、願書を淺草寺に献る。正平七年壬辰○紀元一三二二年。閏二月廿日尊氏武藏野合戦之時美田を寄せ。

後圓融院永和四年戊午年○紀元一三三八年。十二月十三日神火在之堂宇ことごとく燒失せ。往古より丙丁の變九度、嘉慶元年庚申○嘉慶元年八月卯(庚申)非之紀元一〇四七年。三月十八日定上人勸進帳を以て同年六月一日杣入り應永年中○紀元一〇五四年。に到り再功せ。

天文四年乙未○紀元一九五五年。八月十八日炎上、北條氏綱悉く再興す。忠善上人を以て別當とす。先師忠海上人ハ伊丹三河守子也。三河守宿願の事ありて、末子を沙門小して當寺に別當とす。夫より伊丹遠山兩家をもつて相續せ。元和年中堂宇壞破を依て御再興也。此時堂乃棟札に大道寺駿河守とありとぞ。

寛永年中諸堂悉く回祿す、其後御建立在て、今に至て靈場誠ニあらた也。○下——江戸志二〇淺草。
古文書八通 當院に納む。

奉對御當家○德川御當山御由緒之覺所へ指上留

一、天正十八年庚子年相州小田原御陣之節、四月初旬唯今迄北條家持來之國々不殘權現様○德川家康御領地相極武州江戸御居城可被遊と有之、則天海上人御陣營に被爲召、江戸城下に於て天台宗よて永々御祈願所御定被遊、可然寺院在之に哉と御尋之節、江戸之御城より鬼門相當、金龍山淺草寺と申天台宗よて古跡之寺在之に。古來より源家之諸大將信仰之由緒深寺にて御座に旨被申上に付、小田原御陣所へ淺草寺觀音院忠豪被爲召、今度關東御入國被遊以後之儀ハ、淺草寺を以御祈願所御定被遊旨上意よて、淺草寺境内安堵之御朱印被成下、御入國之後、權現様、台徳院様御當代之儀不及申、大猷院様御代寛永之年東叡山御建立迄淺草寺ヨリ御城御平日之御祈願相務に由申傳に。○中——淺草寺志七山内二ノ部。

衆徒○十二箇寺

日音院	梅園院	醫王院	智光院	自性院	修善院
實相院	松壽院	本龍院	無動院	顯松院	金藏院
妙音院	正智院	壽命院	妙徳院	徳應院	善龍院
遍照院	教善院	覺善院	長壽院	正福院	圓乘院
觀智院	延命院	吉祥院	法善院	金剛院	誠心院
勝藏院	泉凌院	泉藏院	壽徳院		

○役者二人、衆徒十二院の内よりこれを勤む。當時醫王、日音院。
 ○御祈禱僧十七人、衆徒、寺僧より勤む。但本龍院ハ代僧御祈禱を勤むることを免さる。
 ○弟子譲り之寺四箇院、日音院、梅園院、本龍院、觀智院。
 末寺門徒二拾五箇寺、内拾七箇寺末寺、八箇寺門徒。

末寺○葛飾郡十五箇寺、
豊島郡二箇寺。

葛飾郡本所牛島表町 牛竇山最勝寺明王院
 同 郡西葛西領木下川村 青龍山淨光寺藥王院

右貳ヶ寺ハ惣末寺の筆頭とす。

同 郡南本所荒井町 長景山清光寺妙智院
 同 郡同所石原町 高龍山普賢寺明王院
 同 郡同所番場町 醫光山泉龍寺高松院
 同 郡小梅代地町 三圍山延命寺眞珠院
 同 郡中之郷町 業平山東泉寺南藏院
 同 郡請地村 飛木山圓通寺普門院
 同 郡押上村 弘誓山徳正寺清淨院
 同 郡龜戸村 龜命山光明寺遍照院
 同 郡南本所深川 醫王山泉養寺無量壽院

同 郡葛西川村 金林山東漸寺明了院
 同 郡同村 醫王山東昌寺方便院
 同 郡澁江村 超越山西光寺來迎院
 同 郡同村 清寶山觀正寺法性院
 豊島郡淺艸橋場町 砂尾山橋場寺不動院
 同 郡同所今戸町 八幡山無量寺松林院

門徒○葛飾郡五箇寺、
二箇寺。 豊島郡
埼玉郡一箇寺。

葛飾郡北本所番場町 醫王山松林寺明王院
 同 郡同所中之郷町 福聚山光徳寺觀音院
 豊島郡淺草黒船町 泉住寺
 葛飾郡寺島新田村 海福山正圓寺天王院
 同 郡龜戸村 普聲山善龍寺示現院
 同 郡木下川村 天童山光福寺吉祥院
 豊島郡淺草山谷町 青龍山 福壽院
 埼玉郡川崎村 圓樂寺

最勝寺○末寺ノ
筆頭。 門徒

葛飾郡本所表町

東榮寺

——淺草寺志七
山内二ノ部、本坊ノ部。

衆徒寺
僧仕置

淺草寺衆徒寺僧仕置之條々。

一、如舊規天下安全之御祈禱、爲衆徒十二坊每月不解、就中正五九月ハ朔日より七日、本堂へ出仕、無怠
慢可勤之、勿論紅葉山御祈禱ハ、衆徒寺僧相交、二之御丸御宮より勤來ハ通無懈可罷出事。○中略。十箇條。

衣服之事

一、素絹紋白袈裟縹緗帽子之事、紋白縹緗者、雖爲衆徒四十已下までハ不着用、但し紅葉山代僧ハ、
從御公儀被下之間、可爲各別、其外者雖爲老僧未堅義之者ハ可致遠慮之事。

一、小袖也、出仕講演之砌成とも白木綿、晴之時也、羽二重、絹袖可致着用、紅葉山へ相詰にも木綿不苦
い間、可着之。今迄所持之紗綾縮緬縹緗子也、破次第可致着用、重る用意仕間敷事。

膳部之事

一、弟子得度之節者、先年一汁七菜雖相定、自今以後也、一汁五菜、酒者可爲三遍事。珍客同前、朝夕
常住者可爲一汁三菜事。

一、唯今迄寺付之畠屋敷、方々へ年季借し置い。先年嚴有院様御時代之寺社御奉行小笠原山城守殿、太田
攝津守殿被仰渡面々御取返い様何もへ申渡い。其御仕置之通、自今已後畠屋敷方々へ借散申事、堅令停止
之條、其旨相守可被申上事、若穩便に借置申以來知い者可爲曲事。

延寶九年酉六月七日

智樂院

忠

運

權

僧

正

淺草寺惣寺中

衆徒中

寺僧中

——淺草寺志七

食穢

食穢之事○淺草寺。

六畜

牛馬雞豕犬羊

一、牛 馬 百五十日。

一、豕犬羊 七十日。

一、雞 五日。

但玉子は魚子同じ。

六畜之外

一、鹿 猿 猪 七十日。

一、羚羊狼兎狸 五日。

一、二足之食穢 五辛に同じ。

五辛

大蒜 タイサン 茗葱 カクサウ 韭葱 キウサウ 蘭葱 ランサウ 興渠 コウゴ
アヒル ヒトモシ ニブ アサツキ クレノヲモ

産業篇第三 關都時代

此内興渠は、古來より知を不申い。

一、五辛精進之刻限より給申間敷い事。

右ハ傳法院ヲ藏する淺草觀音御參詣御淨めの次第と云冊子に載する所あり。元祿八年御尋により覺王院より書上る扣あり。凡八十一ヶ條ハ、いさゝか憚ることあれハ、その全文を載せず。食穢の一條を抄出するのみ。奥書に、元祿八乙亥年五月十日覺王院權僧正印と有り、又寶永二年書上る所の扣一通、凡二條奥書ハ寶永二乙酉十一月二十三日覺王院大僧正判と有。

——淺草寺志^{山内二ノ部}。

寺衆武
士ト競

寺衆、武士ト競フ。家康入國ノ當時ハ、尙未ダ中世以降寺院ガ權力ヲ保持シタル餘勢ヲ受ケ、寺衆、武人ニ讓ラザルノ傾向ハ、天正日記天正十八年九月廿八日ニ、青山常陸介ノ臣ト淺草寺ノ寺衆トガ、些末ノ事ヨリ争ヒヲ生ジ、下谷ノ寺衆ノ扱ヒニ依リテ事ナキヲ得タルガ如キ、延キテ此勢ハ尙慶長年中ニモ引續キ、慶長日記記載ノ通り、慶長十八年六月廿一日増上寺ニ於テ、御家人ト寺衆トノ鬭争ヲ見タルガ如キ、其一班ナリキ。只當時ノ寺院ノ經營、經濟ノ状態ヲ詳知スベキ資料ヲ缺キ、僅ニ其ノ餘燼ヲ、斷片ニ窺フノ外ナキヲ遺憾トス。

廿八日^{○天正十八年九月}ふる。あさくさの御寺の^{○堀}へいくづれる。御ちやあどの御出いて、しまつ被[○]仰上。青山さまの衆と御寺^{○淺草寺}の衆といひぶんできる。ひたち様衆まけと云事。

へいハ堀ナルベシ。茶阿局ハ東照公ノ侍妾、其姓傳ハラズ、或云山田氏ナリ。

廿九日^{○同}はれる。ひたち様衆いひぶん。くわんおんの寺家衆、ひたち様衆は奉行のこととして、下谷の寺あつかひ、くわんおんの寺家衆かんにんといふ事、ひたち様衆ひねの九郎右衛門うたをよむ。くわんお

んのめうちりきにもと^{○マツ}かぬはひきかねつむりとふけうのよこくるまなり。

と^{○マツ}かぬはハ原書塗沫シテ改メタリ。

くわんおん寺衆のほしいを、ひたち様衆うまにてとおるとて、ふみこぼす、寺家衆かんにんぶんの、ろうりやう也、りふじんと申。ひたち衆馬のみちへ、ほし置い事ぶねんと申さる。馬のみちも寺内也、寺内へのり入いこといかゞと申、双方いひぶんとなる、下谷の寺家衆あつかひ、馬のみちといふことかまくらにもあり、これは寺の衆のものをはこぶためのみち也、外の馬のとをるみちになし、さんけいの馬は門の外にておりにこと也、ひたち様衆ぶあんない事也、ふみこぼしたる馬はく^{○マツ}はんおんのけんぞく也、くわんおんのけんぞくが、くわんおんの僧衆のりやうをふみこぼすとて、けんぞくをとがめだてなるまじと云。これにて寺家衆うちわらひ、いひぶんかすと也。

以上ハ正文、以下ハ旁記ナリ、原書ハ散シ書ニシ、如此重複アリ。

ひたち衆さんけいになし、用ありて寺へ入といはる。下谷の衆申さる。用ありて觀音の堂までのり入給ふかといふ。ひたち衆、いや堂迄はといふ。これよりひきわかると也、おかしき事也。この事いひつたへて、おかちさま御聞、それより御聞に入、ちやあ殿きかれ、下谷の寺家衆よくあつかわれいとして御ほめ也。下谷の寺家衆はいづれも小田原より引こし衆也。

おかちは東照公ノ侍妾太田氏ナリ、^{或云太田氏假令風聲ノ人ナリトモ、年甫十三ノ女子ナレバ、其言宜ク日記ニ載スベカラズ。疑フラクハ別人ニテ、太田氏後ニ其名ヲ襲稱セシナルベシ。當時前後二人ノ阿方アルモ其例ナリト、尙再考ヲ俟}。按ニ本文ハ前日ノ事ヲ重テ詳記セルナリ。

——校註天正日記

尙、淺草寺ニハ古ク觀音ノ裏門前ニ馬場アリ、或ハ淺草寺ノ馬場、或ハ僧上ガ馬場ト云フ。是レ新井白石ガ

紳書ニ、昔時淺草寺ノ僧徒武藝ヲ習ヒ馬ニ乗リシ故馬場モアリ。御成御門晝夜勤行スミタル後出入自由ニテ御軍法ヲ修メタルガ、綱吉將軍ノ時代東叡山ノ末寺ト成リテ以來、此ノ故實スタルト記セル者是也。紳書ノ記事ニシテ信ズベクムバ、淺草寺々衆ガ、其ノ初メ武技ヲモ練磨セシ一班ヲ推量スベシ。右ノ馬場ニ關シ諸書載スル處ハ左ノ如シ。

馬場淺草寺奥山ノ北圍の外にあり。東ハ北馬道町より入る木戸際より、西ハ奥山圍外にある石地藏を限とす。東西長百二十間、横ハ東の末にて八間餘、西の末にも四間餘有、元祿六年の圖には圍外に道ありて、道と馬場との間に溝有、馬場長五十五間四尺、横東の末に六間三尺、西の末にて六間とあるせり。此馬場を守るものは森田氏勘右衛門と云て、西の末に住す。毎夜宵、夜半、曉と三度つゝ巡見す。奥山圍外の溝ハ、妙徳院地面に住する鈴木市十郎これを支配するかり。

紫の一本云、馬場ハ淺草觀音の此うら門のさきにあり。

江戸童云、淺草の馬場、淺草くもんおんのうら門前の馬場かり。江戸鹿子ニ同。

再訂江戸鹿子云、觀音のうしろ、六郷伊賀守殿御座敷まへ。

淺草寺雜簿云、寶曆四年四月二十一日、觀音堂馬場之義、古來如何様之譯ニ馬場に成來ル哉、今日中書付相認差出可申旨町御奉行所より御尋之由、樽屋藤左衛門方より北馬道町名主五郎左衛門方迄申來い間、尤妙徳院、修善院裏通り馬場有之義も尋來い由、是ハ地借の者共借地の内勝手ニ致馬場置い由申立相濟い得共、觀音堂裏馬場之義ハ慥成書留も無之の間、如何書出可申哉と菊地助右衛門方へ五郎左衛門伺出い付、相伺い由助右衛門申出い間、當山之義ハ古來より御祈禱所之大伽藍靈場ニハ處度々火災有

之、別る寛永年中御建立以後間も無之類燒致、其節又々御再建被仰付い。其砌より當山四方ニ火除ニ空地を拵い處、其後無據義ニ町屋ニ成い處有之い得共、今以南ニ廣小路西ニ火除の田畑、北ニ馬場の空地以、今有之い。右此之空地往還故、近邊屋敷方又ハ借馬之者共馬を乘來、依之自然ニ世上より馬場と唱來い。此方より根元馬取立置い義ニ無之、右之通火除之明地ニ由申傳い趣書出い様ニ助右衛門に申渡之。

淺草寺馬場

——淺草寺志十四

僧正
馬場

淺草寺淺草區の後ハあり、里俗僧正ハ馬場と呼ふ。白石紳書云、昔ハ淺草寺の僧徒武藝を習ひ馬よりのりしゆへ馬場もあるなり、御成御門晝夜御行をみて出入自由ニ御軍法之有る事なりしり。憲廟乃御代東叡山ノ末寺となりて、山より寺持持ことゝかり。むろし乃故實をまれる人もかしと。淺草志云、奥山乃北、圍の外ハあり。東ハ北馬道町ハ入る木戸際より西ハ奥山圍外ハある石地藏を限とせ、東西長百貳拾間、横ハ末にて八間餘、西の末にて四間餘有。元祿六年の圖ハ、圍外ハ道ありて、道と馬場との間に溝あり。馬場長五十五間四尺、横東の末にて六間三尺、西の末にて六間とあるせり。此馬場を守るものハ森田氏勘右衛門と云て、西の末に住せ。夜毎に宵夜半曉と三度つゝ巡見と。淺草寺雜簿云、寶曆四年四月廿一日觀音堂後馬場之儀古來如何様之譯ニ馬場ニ成來い哉、今日書付相認差出可申旨、町奉行所より御尋之由、樽屋藤左衛門方ハ北馬道町名主五郎左衛門方迄申來い旨、尤妙徳院、修善院裏通り馬場有之義も尋來い由、是ハ地借之者共借地之内勝手ニ致馬場置い之由申立、相濟い得共、觀音堂裏馬場之儀ハ、慥成書留も無之の間如何書出可申哉と、菊地助左衛門方ハ五郎左衛門伺出い付、相伺い由、助左衛門申出い間、當寺之儀ハ、

古來御祈禱所之大伽藍靈場ニ由所、度々火災有之、別當寛永年中御建立以後間も無之類焼いたし、其節又々御再建被仰付い。其砌必當山四方ニ火除之空地を拵い所、其後無穢儀まで町屋ニ成い所有之由得共、今以南ニ廣小路、西ニ火除之田畑、北ニ馬場之空地今以有之由。右北之空地、往還故、近邊屋敷方又は借馬之者とも馬を乘來、依て自然ニ世上ニ馬場と唱來い。此方根元馬場取立置い義までハ無之、右之通火除之明地ニ由申傳い趣、書出い様ニ、助左衛門申渡之云云、是等までも白石りいへるとく當今故實を失ひて附會の説多き事推して知るべし。

御府内備考十三

江戸志二淺草

○馬場 觀音後

淺草六郷築前守居屋敷同北馬道町淺草寺地中其外畑屋敷邊之部。○中

延寶年中者、當所中程六郷伊賀守○當時築前守居屋敷屋鋪領之由ニ存之。同人借地○中南手廣道之内馬場○此馬場、古繪圖に相見候取拂候哉不詳。壹ヶ所○下之、其後何之頃

府内場末沿革圖書二十八

即チ文久二年ノ調査ニ係ル府内場末沿革圖書ニ依レバ、延寶年中ニハ淺草ノ馬場アリシガ、其後何時ノ頃ニ取拂ハレタル哉ヲ明ニセズトナス。然ルニ淺草寺志一ニ載スル諸圖ヲ見ルニ、境内略圖ニハ其記載ナキモ淺草寺領邊圖ニハ馬場ノ圖ヲ記入ス。寛文十一年ノ圖ニハ馬場圖アリ、延寶四年ノ圖中ニハ何等記載ナク、延寶八年ノ圖ニハ馬場圖及ビ「まば」ノ記載アリ。天和二年ノ圖ニハ「馬場」ノ文字ノミヲ記入シ、元祿二年ノ圖ニハ又何等記載ナク。正徳三年ノ圖ニハ馬場圖及ビ「まば」ノ文字アリ。享保三年ノ圖ニハ馬場圖及ビ「御まば」ノ記入アリ。尙、文化十癸酉年ノ序アル同書本文、此ノ馬場ノ存在シタル記事アレバ、當時ハ未ダ存シタル事明カナリ。

慶長十八年六月廿一日、増上寺ノ寺衆ト御家人等ト衝突シテ流血ヲ見タルハ、慶長日記ニ左ノ記事アリ。

一、六月廿一日○慶長十八年。御家人松平清六ト申者、鈴木平兵衛子ヲ令同道。品川へ遊山ニ出、増上寺へ寄、寺ノ厨へ行、出家衆是ヲトカメ、喧嘩ニ成、門ヲ立、出合大勢ニテ切合申い間、清六方小勢ニテ二人氏ニ相果申い。

慶長日記

尙、淺草寺中ニ於テモ、衆徒ト寺僧トノ區別アリ、天和元年○紀元二三四一年。五月智樂院ヨリ上野御役者へ差出シタル書付等ニ見レバ、寺中寺僧即チ清僧ト、衆徒即チ妻帯ノ僧トニ區別セラレ、衆徒ハ續落穂集ニ「山伏同然ノ妻帯坊主」ト云ヘルモノ是ニシテ、時々黨ヲ樹テ抗争セシコト左記ノ如シ。
(正)天和か
天保元年五月智樂院ヨリ上野御役者へ差出い書付。

本書鼠喫あり「無之候」と云より前の文を闕く。

無之由、往昔後土御門御宇○寛正六年一明徳九年、紀元一二二五—一二六〇年迄ハ、坊中百餘ヶ寺御座い。何れも妻帯まで御座い。其時之住寺忠海上人、坊中ノ亂行不淨の躰をかおしみ妻子を脱却し、清僧に致し、天下安全の御祈禱致させ度と奏聞仕い所よ、則勅許有之由に付、妻子を脱却し、百餘ヶ寺を三十三坊につゝめ、内十二坊を衆坊と號し、學力有之清僧をよえて、天下安全の御祈禱を致させ、のこる二十一坊ハ寺僧と名付、行方正しき清僧をすえて、年中行事の助衆に加へい。

此時より、衆徒、寺僧と分り、後土御門御宇○元紀一二二五—一二六〇年より當年○天和元年、紀元一二三四年頃迄百九十年の間、其傳を不亂、其中正親町院御宇天正年中に衆徒、寺僧之義混亂仕たる儀有之由哉覽、其時の住寺忠善上人權現様へ訴へ申、淺草寺十二坊と御書出し、衆徒寺僧混亂せざる爲めと相見へ餘事を不交、淺草寺十二坊と計に

て、其制法御書添、年號日附を御直筆にて、御朱印一通、寺領之御朱印之外に御座い。然處に去年、○延寶八年、紀元二三、○徳川家綱、嚴有院様御中陰御法事之時、寺僧之輩肩書付僧と被成い事迷惑に間、寺中と肩書に致しくれるやうにと達て欲申い。右之通寺僧方に召罷在、寺僧の肩書迷惑とは不被言儀にいと、隨分申聞い得とも合點不仕い。兎角申い得ハ、御法事妨にも罷成い間、寺中と御書付い様にと覺城院へ去年申遣い。嚴有院様御一周忌の御廻狀之節、衆徒十二坊の義申入い得者、御布施の高下有之、其高下の分離被成い間、衆徒の外二十一坊をは、肩書附寺僧と可被成哉、一坊と可被成哉と、我等方へ被仰越い。其段御尤に存い。愚意一分ハ了簡に難仕い間、寺僧二十一坊呼寄せ、如此兩役者中より申來い、此肩書如何様に返事可申入哉と相尋ねい得ハ、有無の返事に不_レ及い、寺僧一坊との肩書よては中々初聞淺ましくい間、當年の御經には罷出間敷と申いに付て、以ての外無分別まてい條、様さま致教訓い得とも、中々承引不仕、剩へ二十一坊徒黨を組いて、彌々寺僧の肩書にては御經に罷出ましくい間、御經の人数を御除い様に申入いてくれい得、此義偽まて無之と連判の起請を以て堅く申切い。權現様○徳川家綱より御代々の御朱印の旨にも相背、殊更嚴有院様御一周忌之御追善之御經に罷出間敷と公儀をも憚り不_レ申起請にて申切い事、日本天下にてハ無比類大罪人不過之い。天下一統の御制法まて徒黨仕い罪難遁い。兼々不便を加へ萬事宥免を致置い故、勝り乗り奢いて、御法事の度毎ハ我儘成事計申出、自他宗の外聞も如何にい間、幸此度御代々御朱印の旨に任せ、急度仕置申附い得共、嚴有院様御追善の大法事御執行の前にてい間、萬事穩便ハ仕指置申い。已來御法事過いハ、其沙汰急度可仕存い間、爲御心得申入置い。寺中末門の御廻狀、右の仕合故に今御返進不_レ申い。右の二十一坊徒黨の中ハ、其列を離れ、寺僧の肩書にて可罷

出と佗事仕者も有之い間、彌其善惡之譯承届、善人悪人のまわけを立、御廻狀を重て返進可申い。右之趣寺社御奉行所迄申入置い。又去る十四日の朝、六人欠落仕いハ付て、十五日の朝當時役者家來長嶺勘兵衛相添へ、松平山城守殿へ御訴へ申入置い。村井宗兵衛兩人へ被申い、今朝先々六人の出家、淺草寺中を立退い届に參い由、右兩人の使者へ被申聞たる由、彼兩人罷歸り我等ハ物語申い。欠落い程の者、御奉行所へ御斷參い程の不屈者に御座い間、此以後如何様の不儀をかまへ、御奉行所へ可罷出哉知れ不_レ申い間、自然左様之義ま共、御代々御朱印之旨ま相背本寺違背仕たる惡黨にて御座い間、御取上無之様能々被御上可_レ被給い。已上。

五月十八日

智樂院權僧正判

右之通寺社御奉行所并上野御役者迄被仰上い一卷之書也。

按するに、續落穂集ハ問云、江戸表に於て、三縁山増上寺を以て御菩提所、金龍山淺草寺を以て御祈禱所と被仰出いと有ハ、御入國以後の儀ハ有之いと申ハ其通の事にい哉。答云、此儀に付てハ色々の説を申ふれいと相聞へい。我等の及承い趣ハ、權現様の御入國被遊いと有之ハ、天正十八年八月上旬と申に相違ハ無御座い。然共北條家を御攻絶し、其跡を御拜領有之義ハ、前方より相定りたる儀とも有之い哉、權現様小田原表へ御着陣被遊い以後、江戸表に於て、御祈願所にも可_レ被遊様成天台宗之寺一ヶ寺と、御菩提所にも可_レ被成様成浄土宗の寺一ヶ寺見立い様との御吟味被仰出い節、浄土宗に可然寺と申いては、傳通院、増上寺と申て二ヶ寺有之い。其内傳通院の義ハ、古跡ハ有之い得とも、其所から一向の在郷まて御座い。増上寺の儀ハ、前ハ海後ハ山を抱へ殊の外なる景地に有之、其上江戸の御城へも程近く

御菩提所
御祈禱所

有之、扱て又御祈禱所の義ハ、淺草寺觀音堂の外より可然天台宗の寺と申ハ無御座由御聞に達し、然はと有之、増上寺方丈と、淺草寺觀音院を小田原御陣所へ被召寄、御目見被仰付、兩寺ながら境内亂妨禁制の御書付を被下置る、則御祐筆衆より右の御書付を認め、被差上り得也、御覽被遊、淺草寺へ被遣ひ御書付の義ハ、卯の月日と認め様にと被仰出い得ハ、御祐筆方も惣る箇様成御書付ハ、月の異名を書不申書法之旨被申上り處に、重て被仰いも、増上寺の義ハ、菩提所の義かれは、四月日と調、淺草寺の儀ハ、祈禱所の儀かれは、異名にも不苦間、卯月日と認め様にと被仰いと也。久敷以前の義にい得バ、實不實の段は不存い。其せつ觀音の義は、古跡とは乍申かたの如く不繁昌に有之、寺中之坊數おとも古來より三十六坊とは申傳へい得共、其内十坊許ハ清僧よて、相残りい坊中の義ハミか、山伏同然の妻帯坊主共に有之い得也、公儀の祈禱所には、不都合の由諸人申觸い得共、何之御構も無御座い。其節ハ正五九月よりは相定り御城中にて大般若轉讀の御祈禱有之、左様の節ハ申こ不及、其外公儀の御祈禱に付、觀音堂へ出勤の節も、清僧共罷出相勤い様よと被仰出い付、妻帯坊主の義も、自分寺中の徘徊も難仕事と罷成いを以て、或は我子を清僧に仕立、又弟子共を清僧に致して寺をゆつり、其身は寺内に隱居所をかまへて引込申とく有之。程もかく清僧計と罷成いと也と有。又按するに明曆三丁西板江戸繪圖一、雉子橋内松平伊豆屋敷の南、酒井雅樂此隣御堀端に觀音院と有、寛永九年壬申板の圖は、此所よ、大久保喜平治、倉橋小兵衛と有、承應二年癸巳の板は、此所御大工あやと有、當院覺書にも、寛永十六年平川口拜領の屋敷おゐて、忠尊病死とあれば、寛永以前ハ觀音院御廊内よ住居ありし事分明也。

淺草寺志七 山内一ノ部、本坊ノ部。

淺草寺志中、同寺ニ直接ナル經濟資料ヲ拔録スレバ、同寺年中行事中鉦始ハ、前卷既ニ掲グル淺草大工歴世此事ニ預カリ、十二月十七、八、兩日ノ歳市ハ、府内第一位ノ盛況ヲ極メ、正月物ヲ賣リ、平日觀世音參詣者ノ投ズル賽錢ハ、積ンデ山ヲナシ、月々鋤ニテ堀崩シ、吠ニ盛り、封印ヲ附シテ本坊へ送リシト云フ。神馬所ハ、參詣者、諸願成就ノ爲神馬ヲ本堂前マデ牽カシムルヤ、神馬牽料トテ御堂廻リ三百三十銅、御前引百三十三銅ヲ徴シ、寺内寅藥師堂ニハ、一員代十六文ノ目藥ヲ販賣ス。即左ノ如シ。

十一日○正月。淺草寺年中行事。鉦始。

一、寅之刻、大工棟梁鈴木筑後好音院裏ニ住丹、鈴木丹波傳法院裏ニ住丹、布衣を着、被官左官九郎兵衛三門町、瓦師四郎兵衛山の宿、家根屋市郎兵衛仲町、勝田屋茂左衛門材木町、麻上下を着、本堂愛染の前に長持を開き、供物諸道具等を出し、材木をつらぬ材木五、角三本勝田屋より調進す。棟梁筑後、丹波咒を唱へ禮拜し、左右よ分れ、筑後西の方、丹波東の方よ座す。勝田屋茂左衛門墨壺曲尺を取、二人の棟梁に渡す。二人材木の外へ出、兩方に座す。茂左衛門、筑後の方の糸をとり、三度墨にひたし、東へ持行、丹波へ渡す。筑後曲尺打事三度、糸を打事三度にして糸を巻收む。茂左衛門又丹波の方の糸を取、三度墨にひたし、西へ打行、筑後へ渡す。丹波曲尺を打事三度糸を打事、三度にして糸を巻收む。茂左衛門又筑後の方の糸をとり、三度墨にひたし、東へ持行、丹波へ渡す。筑後又曲尺を打事三度、糸を打事三度にして糸を收む。茂左衛門墨壺曲尺を本處に置、筑後丹波本座に歸り、咒を唱へ禮拜す。茂左衛門鉦を取、二人に渡す。二人左右ニ分レ、鉦を打事、各々三度、鉦及墨壺曲尺を葭簀の上に下し、本座に歸り祈念禮拜す。時に四所にある十二の土器を材木の上に列す。筑後土器を取り、丹波長柄の神酒を各々の土器につぐ、二人各々供米を取り、十二の土器に入れこれを供

ふ。二人本座に歸り祈念禮拜し畢る。委しくは圖に見へたり。

鈴木筑後、鈴木丹波兩棟梁の由緒書淺草寺雜簿の内抜萃して出す、左の如し。

寛保二年壬戌六月十五日

一、棟梁鈴木源右衛門、同大良左衛門先達テ代官所迄此度駒形堂御普請ニ節付候ニ付、受領之儀願出ハ
間、重き願ニ由ル共、古き由緒有之者之儀故、上野へ申上ル處、受領と申儀ハ決て難成儀、呼名斗を
被下ル例も有之事に由ル共、是以重き儀に由ル共、殊の外古き由緒の者ニ由ル故、名を御改兩人一人切に
被仰付ニ付、今日右之通り、牡丹之間にて、櫻井織部兩代官立合、理乘院申渡之。

右兩人願書並由緒書之留

一、毎年御本堂御新始、布衣素襖尉斗目等着仕、御祝儀拙者共兩人ニ相勤申上ル處、受領無御座也。然處
ニ此度駒形堂御建立ニ付、御普請兩人ハ被仰付難有仕合ニ奉存也。何とそ駒形堂御棟梁上ニ付、受領奉
願上也。右之段被爲聞召譯被仰付被下置ルハ、難有可奉存也。以上。

寛保二壬戌年四月

鈴木 源右衛門印

同 太郎左衛門印

本間 庄兵衛殿

菊地 助右衛門殿

由緒書

一、拙者先祖大工太郎藏と申者、寶龜年中○紀元一四三〇年一四四〇年初、淺草觀世普ノ御厨子拵申上。夫より御出入

仕也。其後久安年中、○紀元一八〇五年一八一〇年左馬頭義朝公御建立之時、鎌田兵衛政清御奉行ニ由、其時大工太郎藏
義、先祖太郎藏寶龜年中初テ御厨子拵申上由緒を以て、御普請之棟梁ニ被仰付、右御建立成就仕上、家
名を鈴木源左衛門と相改申也。其後淺草寺付之棟梁ニ被仰付也ニ付、御寺領之内御地中御寺院之並御扶
持方被下置也、其後養和年中○紀元一八四一年一八四二年源頼朝公、鎌倉若宮八幡御建立ノ節、鎌倉ニ可然棟梁無之ニ付、
先祖其時ノ鈴木源左衛門を被爲召登、昌寛を御奉行ニ棟梁ニ被仰付、御普請成就仕也。其後御本堂焼
失仕上、新ニ御建立有之節も、棟梁相勤、御普請成就仕上ニ付、其時之鈴木源左衛門義、名を鈴木治
部と被仰付也。其後一人に由ルは家絶也事可有之旨被仰、右治部次男太郎左衛門を被召出、相役ニ被
仰付兩棟梁ニ被成下也。夫より只今迄六代相勤申也。以上。

寛保二壬戌年四月

鈴木 源左衛門

——淺草寺志十五
年中行事部。

觀音堂御建立棟梁役名前書

私共兩人ハ、觀音從往古代々大工棟梁にて、則御寺領之内を太郎左衛門、同源右衛門兩家拜領仕上、
諸事御修覆等仕來也。右大將頼朝公之御時、鎌倉若宮八幡御造營之時、私共祖先被召出被爲仰付也。御
造營成就仕、御褒美拜領仕、從是御所御作事も仕來也處、當御代五十二年以前、大猷院様觀音堂御建立
之節、御奉行ハ船越三郎兵衛殿、花房五郎左衛門殿、私共由緒被聞召分、公儀大棟梁平内大隅と一同、棟
梁役被仰付也。其後四十年前、御建立にも罷出、御棟梁仕、當御城内御作事度々罷出相勤め來也。觀

産業篇第三 覇都時代

音堂末社御修復、于今棟梁役仕。御普請出来の後、御褒美従前々拜領仕来、右之通御座の間、以口上書申上。以上。

貞享二年寅三月初日

浅草寺
御役人衆中

貞享三年寅三月初日浅草寺へ書出の打寫に御座。

右も、上野御持に相成の付如斯御座。

浅草寺志十八

歳市

十七、十八日市○浅草寺年中行事、十二月。

一、市兩日、定式之法樂のみにて、別之法式無之。

一、十七日 朝七時より二王門をひらき、市人並に參詣の諸人は出入をゆるむ。夜に至つても門を鎖す事なく、十八日の夜の四時を限りとす。凡市立の場は、本堂の前より寺内へいふに不及、南谷をせじめ、西仲町、茶屋町、並木町、駒形町、諏訪町、領外は黒船町、旅籠町、森田町、片町、天王町、瓦町、茅町に至るなり。市に鬻ぐ所の品、大概左に著すといへども、漏れたるも多かるべし。

品の商

蛭子大黒木像○後ニ出ゾ。

注連繩

神徳利

同口

瓶子の臺

土器

灯明土器

ざつき

山

折鋪

組入

鏡餅臺

枺

白

蒸籠

笊

米揚笊

蒲筥

田座

味噌越笊

木地鉢

椀

提桶

小桶

鹽

鍋釜の蓋

飯櫃

木砧

庖刀

摺鉢

摺木

杓子

貝杓子

柄杓

紫檀箸

辨當箸

菜箸

火箸

火打箱

石

箱火鉢

手あふり

あんか

五とく

あふりこ

網鐵きう

火搔

七りんの網

鯉節箱

茶笥

茶袋○後ニ出ゾ。

茶ほいろ

茶釜蒸籠

土瓶

じさひおろし

漏斗

十のふ

炭とり

灰ふるひ

温石

やくわん敷

火吹竹

反古團扇

千人前

八人前

香物た

くき

ゑはお箱

櫛道具

楊枝

齒磨

手拭

糠袋

頭巾

さいたい

茶碗

口

焼物蓋物類

繪皿

手鹽皿

手燭

かけ行燈

燈心おさへ

かんてら

燈かい

燈心

油徳利

竹細工

竹細工規

燭臺ほんぼり

提灯入

えやうき

水入

粘入

印肉入

そけ

あて判

状さし

年始手札

表札入

柱曆

懐中曆

曆卷

裏付草

履

日和下駄

まゆそくき

みお箒

手箒

羽箒

ちりとり

さくら

さい槌

荷かい棒

杖

麴棒

雪掻

まま弓

そあ板

毬

紙鳶

おきあかりこぼし

張形

陰莖

其外子供弄物品々

搗ぐり

鰯海老

干海老

ゆづり葉

裏白

昆布

んんた

へら

櫃

橙

串柿

密柑

金柑

切干大根

鉢植梅

同水仙

同福壽草

蛭子大
黒木像

茶袋

一、蛭子大黒の木像は、田村八太夫が方より作出して、市にひさく事をゆるす。

一、茶袋を商ふは、本堂の下に限り、其制さいにて、堅六寸許ふ横五寸許りに縫ひ、袋の中に文錢一文と芋二三分許りを入れる。買求人、左の袂の中に賣人をして是を入れしめ、家に歸りその茶袋を左の袂よ

産業篇第三 覇都時代

り右へぬき出し、その草と錢とを常に懷中にすれば、諸の厄難をのかるといふ俗説あり。價ハ錢五十文と定むきと極たることにもあらず。茶袋を買求めざる人は、芋ばかりを袂に入れさずるもあるなり。

——淺草寺志十五

本堂年中行事^{○後}

^{○中}十二月十七日より十九日まで、淺草觀音堂市、此日正月のかざり道具賣あり。江府の諸人、きつきやうをいさひ、色々求歸るなり^{江戸}。十七日、十八日晝夜淺草寺市^{正月のかざり物なり}。江府第一の大市、淺草橋より市物みちく、御藏前駒形並木にうつり、雷神門の大通東西五丁が程、三側四側に並ひ、境内寸地かし、うらには砂利場、山の宿カミ^{○下}ては武士らた町百姓此市に立て、正月物を求るを嘉例とす。^{續砂}

——淺草寺志十五

淺草市の記事

知

篤^{○社忠}
左衛門。

むかし土師氏の子、眞中知濱成竹成とかいひけむもの、宮戸川の沖より魚とる網にかけて引あげたりしとかいふ武藏の國淺草の觀世音の事は、いひかひなきめのわらは心なき山かつも聞しれることなればかいつくまでもあらじかし。なをちかき世までもかのわたりは、しづの家だにまれにんとき、侍れば、松のなみ木の立ならびて、今もその名の残れること思ひやるべし。いつしか人の家居立こみて所せきまでなりもてゆけば、淺草といふ所の名をもたるとるはかりになりけり。さるに古くより年ごとのならはしにて、しはすの十七日十八日は、かならず市女あき人たちつどひて、年のはじめのいはひものをうり侍ること今もなをかはらぬ。そのはじめしれる事もなければ、元祿の頃かきたるものに十七日より十九日をかざりて市

たてりとのみしるしたれば、はやくよりのとにて、そのころもはじめをさだかにしれる人もなかりけるにや。いまはかの二日に限りたるも、又それよりのちの事なるべし。なをそのころは、觀音の堂めぐりにとこそきけ、今はひろきわたりに立あまりて、南は淺草門のわたり、にしは上野山下のわたりまで、數十町をへて立つゞきたり。ひかしは大川橋を越えて葛飾の郡におよぶ。その日となれば、いつくにもくゆきかふ人ひきもきらず、まして淺草寺のちかきわたりは、大路小路のわかちも見えずことさらにしげくて、うりかひとよむ聲山もうごきぬべし。ひさぐものは、道もさりあへすうちひろげて、ゆづる葉小松かやのたぐひ、くさくさの物路傍にふまれたり。そかしなくはかきつくるもうるさし。さらぬものをうりのしる。もとめえんと思ふ人は、あしをとめて、これはなぞ、かれはいかになどいふほど、うしろよりかやくとよりくる人にをしやられて、ことかたへゆくもほいなき心ちやすらん。あるは人をおしやりておのれひとりかひとらんと聲たかくひしめき云へど、あきびとは聞もつけねば、はらだちつぶやくもあり、又からうじて求めえたる人を見れば、あやしげなるかたちして、脊には大なるあけさるとかいへるかたみをおひ、手にはよねをひる箕と云ふものもち、かしらには桶などいたゞきて、中にはくさくさのものをえもいはずとりいれたるが、うごくべくもあらていとくるしげに、つれなるおのこにたすけられつゝ、かまへて海老のひげ折給ふなどいふめり、こは孟軻かいひけん龍斷のたぐひにはあらさめれど、あなかによくふかき心ちぞする。又さかなきものゝたはふれに、木にきざみたる福の神をぬすみうれば、かならず福つくこととて、とさまかうさまに心をくだきて、立よりたるに、うるひと心も心をえて、かねてよりよいやしつらん、ほそき糸をもつなぎたれば、立ならへたるかたへをひとつはかりとりたるに、の

こりもなくうごき立めり、こはなぞなどいはれて、はしりにぐるうしろ手もはしたなきを、見る人はわらふ。されとかたはらしてこがねをつかむしれものもなきは、御をきてのおろかならぬしるしなるべし。日をもて夜につき、夜をもて日につき、うるひとは、その品をあかつにいとまなく、かふひともそのあたひをかふるにひまなし。まことに十七日の曉より十八日の夜をこめてよりつどひたる千萬の人いつくより來りて、いづちにか歸る。しらす武藏野のひろき御めぐみの露淺草のくさ葉のすゑにあまれることを、誰かいひし草をかりて三徑を通じ、田をひらきて一坊を占しむと、宜なるかな車はこしきをうち人は肩を摩すと、袷をつらねては帷となし、袂をあけては幕となせり、そもこの觀世音はいかなるちかひありて、かくとし毎の市をばよろこばせ給ふぞといふひとあり、おもふにむかしより名に聞えたるは、しかまの市、あすかの市、三輪の市、かへるの市、あへの市などあまたあれど、うるまの市は辰の日にかぎるをもて、辰の市ともいふにや、これはふるくより十七日をたがへず、たちならべらる。まことに大悲薩摩衆生結縁の日なり、いかなることもおもひわかねど、椿市の八十のちまたとよみけんは、初瀬路に名高きところにて、そのかみ市のたちたればこそ、かくはいふらめ、清少納言もつはいちは大和にあまたあるなかに、長谷寺にまうづる人のかならずここにとまりければ、觀音の御縁あるにやとるしたるを思へば、ふるくより似かよへる事もありけるにやと云ふことを、かことはかりの取得になして筆をとむるものならし。

——ひともと草百萬燈所收。

賽錢

賽錢箱淺草寺本堂。外陣正面格子の際にあり。縦一丈六尺三寸五分、横一丈四寸六分、高二尺三寸、横木數十九箱の下に穴藏を構ふ。内陣の賽錢箱も庭は一所也。西の石坂と北の椽の下とに入口あり。年中の賽錢年々

多少あれとも、平にして、大概一萬四千貫文許ありと云ふ。毎日東叡山御納戸の役人來りて是を點檢せ。錢の積ること、毎月山の如くなれば、容易に取揚がたし、よつて鋤がらにて掘くづし、かますに盛り封印をつけ、本坊へ送る。此役にあたる隸卒とも、上をば筒袖にして下に股引をはかすむ。はその私せん事を防ぐ爲めなり。さて其かますに盛りたる錢をば、本坊役所へ於て、小錢と四文錢と撰ひ分るに、大かる篩にて是をふるい分け、青竹を裂き節をぬき、その中よて錢をゆり、百銅の長さに拵へたる金箸のやうかるものをもて穴を貫き、傍よりは縦に通す。皆役々ありて嚴重なり。百銅につきて二三文乃至四五文の過はあれとも、不足なきよふに仕立る事なり。是は兩替の商家に、縦ひ利潤を得せしむるとも、損失かからんゑめとの意かりとなん。

古老のつたへに、當山いまた東叡山御兼帯にならざりしとき、公英僧正といへるは、本より慈悲深き人にて、佛前の錢、已に庫中に納めし上は、一錢にても私するものは盜賊に同じかるべし。いまた納めざる前は誰をか主とせんや、隸卒とも力にまかせ拾ひ取るとも、何の妨げんや、これまた悲願の旨かりとて、あなかに會計なかりしに、其時の散物今より却て夥しかりしとぞ。

——淺草寺志本堂之部。

神馬所

神馬所淺草寺内。山王社の南七間余に在。

南北 京間四間、東西三間、三騎立也。今ハ神馬二疋共珊目馬也。一説には、東照宮家康御鎮座の時の神馬所也と云。大猷院殿の御時ハは上より神馬の料を下されしとぞ。今ハ諸人秣を寄進す。多くは江戸近所の農家より納むる也。馬屋の内ハ寄進の名氏を張付有。神馬ハ、いつの比よりか、壹疋ハ御旗本落産業篇第三 覇都時代

神馬牽料

合縫殿助殿牛込築土下高二百三十七石御新番 西川久之丞殿牛込築土下二百石 兩家より獻し、一疋ハ赤阪傳馬町供田平兵衛といふ質兩替屋かしはもと云より獻する事になれり。本堂へ參詣の人、諸願成就の爲神馬を堂まで牽かする有。神馬牽料、御堂廻り三百三十三銅、御前引百三十三銅と定る。神馬預、富松嘉七ハ地中長壽院の内に住す。忰傳兵衛手代五兵衛とも日夜交代して此所を守る。
渡邊氏覺書に云、御馬屋まは白馬二疋有ける。古來は一疋にて代々瀬戸物町鳥屋作右衛門と申者施主に納め處、其後天下御馬屋別當ヨリ壹疋ツ、納り來り依之二疋ツ、也。
江戸志には、神馬ハ鮫馬の小たけなるを用ひ來れり、世々落合家より獻す。

——淺草寺志五、寺内ノ部下。

寅藥師目藥

寅藥師堂○淺草寺内。

夢想の目藥を出す。一貝代錢十六文、功能書左の如し。

功能書

寅藥師御夢想御目藥

やミ目 血目 かきミ目 風眼 つめきし絲つ有目 やみ出テしふる目 どよくいづる目
目の内出來物 ぼつけ入 痛目 いつれ後信心用ひてめう也。
右之御藥、猪口ニ清き水少うけ、御藥を入、人はだにあたくめ、榕の葉跡先をきり、その葉を入、かき廻し、洗、五度ニ一度ハ目の内へ露を入れる信を執度々洗ふべし。淺草觀音堂左寅藥師 御夢想御目藥也。

——淺草寺志五、寺内ノ部下。

中見世其他寺者内營業

所謂中見世其他寺内ニ於テ參詣者對手の營業ヲ爲ス者ニ就テハ、其營業ヲ特許スルト共ニ寺ニ對シテ諸役ヲ負擔シ、火災等ノ危難アル場合ニハ、其店舗ヲ破却シテ本堂ノ類焼ヲ防グノ義務アルコト、淺草寺本堂御休息所控書ニ記ス如ク、又境内諸費ノ負擔ハ境内惣見世運上帳ニ明細ナリ、即チ以下ノ如シ、
淺草寺本堂御休息所控書、長押ノ上ニ掲グル文中左ノ如シ

覺

○中 一、近所出火之時分、一山寺中本堂へ相詰可申事。たとひ近火にても、風餘り強く無之ハモ、中見世堂場商人茶屋に申付、防い様兩代官兩堂番下知可申事。

附、仁王門之外隨身門之茶屋商人見世、火急之節、崩い様可申付事。

一、内陣は、執事代ニ隨ひ、専ら堂齋頭常音相守、役者可任下知事。

一、稻荷一式は、稻荷御供所へ可相談い。堂場一式は、當番へ可談事。

一、急火之節は、本堂末社之本尊、本堂末社道心者出家に隨ひ、中見世商人茶屋に申付、稻荷土藏へ運入い様に一山衆中兩堂番下知可申事。

附、出家道心者、自分之道具は御供所末社之下に申付、除させい様に可致事。

一、近所出火の時分、中見世は不及申堂庭之諸商人茶屋とも、不依何時欠付可申い。若欠附不申もの有之ハハ、其品により堂庭取上可申事。若働之品により褒美可遣事。

右之條々猥無之相可務者也、

産業篇第三 覇都時代

中見世其他茶屋商人營業防火責

- 一、同
- 一、藥師堂前 水茶屋
- 一、御本堂後 水茶屋
- 一、疱瘡神後 水茶屋
- 一、同 からくり
- 一、太神堂前 水茶屋
- 一、淡島前 楊枝見世
- 一、下番所後 水茶屋
- 一、御本堂石盤の上左右二ヶ所 草花
- 一、同東ノ方 飴見世
- メ百七拾九所 此分地代毎月納る。
- 一、神馬所前 團子茶屋
- 一、三社鳥居際 明地
- 一、表御門前ノ仁王門迄の間 草花運上
- メ三ヶ所 此分七月極月兩度ノ地代調納る。

役料場
一、二十軒茶屋之内 水茶屋

同斷
四百五十文
三百五十文
同斷
二百文
四百五十文
同斷
二百五十文
五百文
二百文

二八二
義兵衛
勘五郎
右軒茶屋持
與兵衛
右同斷
義兵衛
藤兵衛
又兵衛
彌七
權七
利兵衛
長兵衛
藤右衛門
義兵衛
傳兵衛
平治
新右衛門

- 一、御本堂 水茶屋
- 一、二十軒茶屋之内 水茶屋
- 一、同
- 一、辨天山入口 水茶屋
- 一、仁王門外 飴見世
- 一、隨身門外 水茶屋
- 一、隨身門内南側 楊枝見世
- 一、同
- 一、同北側 楊枝見世
- 一、同
- 一、三社前 太平記茶屋
- 一、御本堂東坂 楊枝見世
- 一、同
- 一、隨身門外 水茶屋
- 一、仁王門内西側 楊枝見世
- 一、隨身門外 水茶屋
- 一、同所南側 楊枝見世

産業篇第三 覇都時代

二八三
吉右衛門
八右衛門
孫右衛門
權七
勘七
忠兵衛
市兵衛
權左衛門
傳兵衛
八兵衛
惣兵衛
佐兵衛
又七
忠兵衛
孫兵衛
七右衛門
傳兵衛

- 一、仁王門内西側 楊枝見世
- 一、同東側 楊枝見世
- 一、隨身門外 水茶屋
- 一、同外西側 はりこ見世
- 一、同内西側 楊枝見世
- 一、同
- 一、同
- 一、同
- 一、二十軒茶屋ノ内 水茶屋
- 一、同
- 一、同下西ノ方 團子茶屋
- 一、同東ノ方 同
- 一、辨天山下 水茶屋
- 一、同 入口等置場
- 一、同 水茶屋
- 一、同

卯右衛門
同 人
忠兵衛
半右衛門
勘右衛門
七右衛門
甚兵衛
善兵衛
權次郎
平七
新兵衛
半右衛門
金兵衛
重次郎
左門
彦兵衛
當時明場

- 一、仁王門外東茶屋裏地二ヶ所 水茶屋
- 一、二十軒茶屋後廻り當時賣藥場入組
- 一、千本櫻之内 水茶屋
- 一、寅薬師前 同
- 一、 \times 四十ヶ所
- 一、櫃代廻り場
- 一、辨天山入口 草双紙見世
- 一、仁王門外西側 はりこ見世
- 一、同 宮細工見世
- 一、同 飴見世
- 一、同
- 一、仁王門内西側 楊枝見世
- 一、同所東側 同
- 一、同
- 一、同
- 一、同
- 一、同

源藤十郎七
源次郎
半次郎
長助
新右衛門
伊右衛門
同 人
仁平治
藤右衛門
平右衛門
五郎兵衛
宇兵衛
久兵衛
傳兵衛
半兵衛

- 一、同
- 一、同
- 一、同
- 一、隨身門内南側 楊枝見世
- 一、同
- 一、同
- 一、同北側 楊枝見世
- 一、同
- 一、三社前 同見世
- 一、御本堂東 同見世
- 一、同
- 一、同
- 一、同
- 一、三社前 同
- 一、熊谷稻荷前 同
- 一、同
- 一、同

權次郎
長助
伊左衛門
權左衛門
市兵衛
八兵衛
五左衛門
藤助
千之助
治兵衛
又七
茂助
源八
久七
傳次郎
彌兵衛
權八

- 一、下番所際 楊枝見世
- 又二十九ヶ所
- 掃除免
- 一、仁王門内東側 楊枝見世
- 一、隨身門外 楊枝見世
- 一、同所北側 楊枝見世
- 一、同
- 一、同
- 一、三社前 太平記場
- 一、同 場枝見世
- 一、同
- 一、御本堂東 楊枝見世
- 一、同
- 一、同
- 一、熊谷稻荷前 楊枝見世
- 一、三社前 同見世
- 一、熊谷稻荷前 五種香見世

藤兵衛
宇兵衛
庄兵衛
勘右衛門
宇八
重藏
孫兵衛
仁兵衛
藏次郎
喜兵衛
長十郎
吉松
喜八
源八
九兵衛

東京市史稿

駿河屋文藏

觀音院寺内

吉田屋榮次郎

正智院地内

此間老女辨天へ通る道あり。

稻屋新兵衛

南馬道町

二軒ヲ合ス。

福屋吉右衛門

正智院地内

葛屋彌八

南馬道町

境やてる

自性院地内

河内や孫八

妙音院地内

扇や小兵衛

南馬道町二軒ヲ合ス。

小松屋源兵衛

南馬道町

伊勢や源兵衛

梅園院地内

よしや權次郎

梅園院地内

玉屋小八

南馬道町

越前屋萬助

無動院地内

坂じや源七

梅園院地内

町田や

二軒を合當今これなし

歌仙茶屋お福の茶屋の

再校江戸砂子云、歌仙茶屋、又お福の茶屋、今ハ廿軒茶屋と云。もとおふく茶屋といひしを、いつしか呉服の茶屋と誤れり。御福といふより呉服と誤るにや。六七年前迄ハごふくの茶まいれ〜と呼入れしと

也、目黒不動にて飯櫃に白餅を入れてごふくの餅めせとうる。これも古き事なりとか、参詣の輩此もちを買て犬にあたふる也。又諸國神社佛閣に此類の事有、御福石などいふものありて、下向に必かの石を撫る。いづれも参詣のひと福をえて歸ることにて、ふるき祝事也と聞ゆ。此茶やも、又その類にやとおほゆ。

江戸志云、俗傳云、女の髪、櫛巻に結ふ事、此茶屋より初るよし。お福の茶屋もいつしか呉服茶屋と云。

——淺草寺志六

増補俳諧名所集云、二拾軒茶屋定水茶屋也。常夜燈アリ。

向、境内著名ノ松井源水獨樂店地及ビ閻魔堂傍芝居ニツキテハ左ノ如ク記載セラル。

松井源水獨樂地、本堂^{○淺草寺}の西北二十三間餘ニ在、松井源水通稱ハ九兵衛といふ。田原町三丁目に住す。

香具を商ふ事を業とし、口中の藥を製し、獨樂を廻す。本家は、上總國うしゆくに住し、今ニ松井源水と稱すれども、農業を専として口科を那さす。^{○藤記一巻有別卷ニ著す。}九兵衛が祖ハ、紀州御醫師宇留野氏の門人よて、口科を業とし、故有て松井氏を續き、藥をひろむる爲とて、獨樂を廻す事を習ひ得たるに、その妙をきハ

め、自然と高名になりたる也。いかなる故にや傳法院權僧正の恩顧をかうふり、淺草寺の地内に店地を出す事を許さる。ましめハ、今の二十軒茶屋のうしろ、辨天山の麓、二尊の有所に店地有之。享保十一年家重公いまた若君にて御座しませし御時、初テ上覽被遊、その後も若君初テ淺草寺へ御成の時ハ、兩宮稻荷の鳥居の所にて上覽あり。御成長の後も淺草寺にて上覽なきゆへに、山王、神田の祭禮には、源水祭りの後に従ひ、上覽所の前にて獨樂を廻すへき旨をかうふり、今にその如しとなす。^{上覽の記および香具商賣のさため別にあらはす。}

産業篇第三 覇都時代

松井源水獨樂店地

芝居

芝居、閻魔堂の東三間餘に在、六間之五間、清兵衛、次良兵衛といふ。近世奇跡考云、昔淺草寺境内に虎屋七右衛門といふ。歌舞妓芝居ありしよし、その比の狂言おとり小歌せりぬをかきたるぬるき板木を松蘿館主人得て硯箱につくれり。年號なきによりて、時代つまひらかならむ。案るに貞享四年淺草觀音開帳あり、その比のものか、その板木を摺うつして左にあらます。末に小歌せりぬ或は狂言の繪なとあれと、板磨減して分明ならず。よつて略しぬ。

——淺草寺志^四寺内ノ部中。

寺領諸町ノ沿革ハ文政町方書上、府内誌殘編其他記載アリ。

淺草南馬道町

寺領諸町
沿革
淺草南馬道町
楊枝線
香渡世

一、町内之義々、往古ハ淺草寺境内町屋ニ在、本坊并境内向掃除等致、不依何事、諸役相勤罷在ハ町人共ニ御座ハ處、爲助成觀音境内ハ罷出、櫃を置、楊枝線香等致渡世罷在、其頃ハ住居致ハ者共二十九人ニ有之、往古ハ名主義も馬道町並境内共兩支配仕ハ義ニ御座ハ。家持町人廿九人之内重立ハ者兩三人組頭ハ相唱、境内諸向相勤來申ハ。右二十九人之者共追々親類又ハ縁者等之者代リニ差出渡世爲致ハ儀ニ御座ハ。依之馬道町家持二十九人之義々、櫃親ハ相唱、代リニ罷出渡世致ハものは櫃子ハ相唱來申ハ。尤二十九人楊枝見世茶見世之儀も、境内諸用相勤ハ付、役見世ハ相唱、無地代ニ在渡世仕ハ。且境内市兩日市商人共地代之儀も、古來ハ馬道町町人共ハ淺草寺ハ被下置、境内向諸入用取賦、并馬道町町入用ハ差加ヘニ相成申ハ。尤舊記等致薩失年號等相知不申ハ付申傳ニ御座ハ。

一、町内東西ハ折廻シ貳町貳拾六間八尺南北ハ七間三尺。

一、町御奉行御支配ニ在淺草寺境内町屋御座ハ。

略○中

名主 淺草南馬道町 喜右衛門

正直 淺草南馬道町 勘左衛門

一、私先祖之義、寛永年中本所中之郷邊ニ住致、淺草寺境内當時住居仕ハ場所ハ菅簀張ニ在戸板之上ハ黒椀ニ在生そハ盛り渡世致、其頃ハ直段下直ニ澤山有之ハ付、其砌ハ正直ハ申觸シ、其後町屋ニ相成、右場所ハ家作致住居仕申ハ。代々長壽ニ在是迄七代相續仕ハ。寛保三年ノ春ハあく拔そハ相知申ハ義ニ御座ハ。以上。

西十月

正直 淺草南馬道町 勘左衛門

——文政町方書上

南馬道町、當所及ヒ新町、北馬道町共ニ淺草寺ノ境内町屋ト唱フル地ナリ、馬道ト呼ヘルハ、其起リ詳ナラス。事蹟合考ニ此地昔ハ常陸往還ノ海道ナリ、サレハ今モ武士馬上ニテ通ルナリ因テ馬道ト云ト見エ、江戸志ニ寛文ノ頃マテハ遊里ノ往來皆馬ナリシカハ此邊馬路ノ繩ルコトナシ故ニカク呼ナリト載タレト共ニ探用シガタシ。又市郎ヲ開キシ年代モ傳ヘサレト古ヘヨリ本坊及ヒ境内ノ掃除等ヲ初トシテ諸役ヲ勤ムル者廿九人アリテ爰ニ居住ス。是等カ助成ノ爲トテ境内ニ出テ諸物ヲ繫グ事ヲ聽シ、其地子ヲ免除ス。當町四區ニ分割シテ九百四十三坪餘アリ、此下數町元ヨリ町奉行ノ支配ニシテ變遷セサレハ各町ニ贅セズ。

——府内誌紙編○淺草一

淺草北馬道町

産業篇第三 朝都時代

淺草北馬道町

生そば
盛り渡
世りば
あく拔
そば

市日
家内商
ひ

一、町名之起并町家ニ相成ハ起立書留等、焼失ニ付相分リ不申、淺草寺境内町屋ニ地頭淺草寺へ諸役相勤申ハ。町方御支配ニ相成ハ年代相分不申ハ。

一、淺草北馬道町東西拾五間半、南北拾六間餘。但し道幅半分共。

一、毎年十二月十七日十八日淺草寺市相立ハ節、家内ニ商ヒ仕ハ。

一、同町飛地之分凡貳百坪餘。

但、同所南馬道町東側ニ貳ヶ所有之ハ。

右飛地之内間口貳間貳尺、奥行五間半之地所、同所花川戸町通道ニ相成居申ハ。

淺草寺境内圍外南北凡八間、東西百間餘之地所。

但、字僧正が馬場ヲ唱申ハ。當時淺草寺持ニ明地ニ相成居申ハ。

——文政町方書上

僧正が
馬場

北馬道町、爰モ前町○南馬道新町ト等シク淺草寺境内ノ諸役ヲ勤ムル者連住ス。市郎ヲ開キン年代ヲ傳ヘズ。表間數三十三間餘アリ。又南馬道町ヲ挾ミテ飛地ニ區アリ、其坪數二百坪ト云ヘリ。又閑地一區、里俗僧正ガ馬場ト唱フルヨリ、其緣故ヲ知ラス。

——府内殘編淺草一

淺草、南馬道新町○市内淺草區

一、町内之儀淺草寺境内ニ有之ハ處、觀音堂永代爲修復料助成、享保十三年十二月申寺社御奉行黒田豐前守様ハ以書付僧正公英御願申上、同十五戌年八月兩日願之通被仰付新町屋出來仕ハ。

一、町内東西ニ南之方六拾壹間壹尺、中程ニ拾參間、北之方三拾五間四尺、南北東之方ニ八拾八間四尺九寸、西之方ニ拾貳間。

但片側町

一、町御奉行御支配ニ在、淺草寺境内町屋ニ御座ハ。尤地頭役相勤ハ付、年貢差出不申ハ。

一、反別無之、地坪千七百貳拾坪

——御府内備考十七

南馬道新町、此ハ享保十五年傳法院僧正公英、觀音堂修復アラレン時ノ費用ニ充ヘキ爲、願ヒテ新ニ商家ヲ建テ其地子ヲ收納ス。千七百二十坪アリ、又當町背後ニ辨天横町ト唱フル一路アリ。

——府内誌殘編淺草一

淺草諏訪町

淺草諏訪町

右町名之儀モ、町内に諏訪之社有之付、名目ニ相成ハ義ヲ奉存ハ。淺草寺領マテ御年貢地ニ御座ハ。町地ニ相成ハ譯モ、去文政四巳四月十日町内類焼之節、古書付諸帳面とも類焼仕相分リ不申ハ。尤其段町御奉行所ハ御届申上置ハ。

一、市定日、毎年十二月十七日、十八日、觀音市。

市定日
銀座役
所

一、拜領屋敷、西之御丸奥御醫師吉田梅庵拜領屋敷、東側南角田舎間拾壹間四尺五寸、南裏行二拾九間、北裏行二拾七間二尺、此坪數三百三拾坪九合五勺。此屋敷先規銀座御役所ニ有之處、正徳六申年正月十八日類焼、已後御役所相止ミ、町内ハ御預ケニ相成居ハ處、享保貳酉九月廿一日拜領ニ相成申ハ。御目見醫師赤松休庵拜領屋敷、東側南角ハ貳軒目、表田舎間拾貳間五寸、裏幅拾參間四尺五寸、南裏行貳拾七間貳尺、北裏行貳拾五間壹尺五寸、此坪數三百三拾九坪五合八勺、此屋敷先規銀座御役所マテ有之處、正徳六申正月十八日焼失、已後御役所相止ミ、町内ハ御預ケニ相成ハ處、享保二酉九月廿二日拜領ニ相成申ハ。

產業篇第三 覇都時代

往古黒船番屋敷跡、淺草寺領除き字松次郎屋敷と唱來い。表田舎間六間、奥行貳拾間、此坪數百貳拾坪、公役銀壹ヶ年銀二拾四匁指出申い。

一、町内南之方黒舟丁境横町近邊、町々物揚場御座い。此所往古堀田筑前守様揚場跡之御座い。

一、町内西側諏訪之社境内、間口三間半、裏行拾七間、本社間口壹丈、奥行五尺、三峯社三尺四方、駒寄六尺二五尺八寸鳥居高サ壹丈壹尺五寸、横九尺、間口八尺、高サ九尺五寸。

別當淺草寺衆徒修善院略。

同所南隣飯綱社地略。

一、町内名主三右衛門祖父次左衛門義、年來實躰に役義相勤い之付、寛政二戌十月六日、池田筑後守様於御番所、芝田町九丁外八ヶ町名主役被仰付い。當時跡名主之儀も、悴與四郎に被仰付、肝煎迄相勤申い。

當三右衛門迄八代相續名主役相勤申い。其外由緒系圖古書付古器物等、所持之者一切無御座い。

一、高札町内兩之隅之川端ニ御座い。

但、高札板壹尺三寸、横二尺、厚ミ壹寸、高サ五尺七寸五分、駒寄四尺八寸四方。

表書之、淺草川筋南ハ諏訪町より北は聖天町之間におゐて殺生停止之、若違背の輩あらは曲事たるへき者也。五月日

と六行ニ相認有之い。

右高札之儀も、元祿五年七月中、寺社御奉行戸田能登守様は別當傳法院奉願、同年九月廿七日相渡申い。

一、右諏訪町川岸通撫垂地之内に、物置場十三ヶ所御座い。

——文政町方書上

諏訪町○市内
淺草區

一、右町名之儀も、町内ニ諏訪の社有之之付、名目ニ相成い儀と奉存い。淺草寺領にて御年貢地ニ御座い。町地ニ相成い譯は、去文政四巳四月十日町内類焼之節、古書付諸帳面共燒失任相分り不申い。尤其段町御奉行所に御届申上置い。

一、町内、東裏河岸通り南より北に九百八間五寸、西裏通り南に北に凡百拾五間五寸、南に横町通り東に西に凡六拾壹間、北横通り東に西に五拾間貳尺。

但三間町入組い分相除申い。

——御府内備考十六

諏訪町此地ニ諏訪社アルヲモテ名トス。淺草寺領年貢地ニテ、一町七段六畝九步、町内ニ御醫師坊主衆等ノ賜地少ク交レリ。其地ハモト銀座ニ屬セシ役所アリシカ、正徳六年回祿ノ後廢シテ賜地トナル、當時字ニ紅屋横町、海老屋横町、淺利屋横町等アリ。

——府内誌殘編淺草一

三間町

○市内
淺草區

一、町名之起い譯、草分人之名、町地ニ相成い年代、築立地之分往古村方にて有之い節之申傳相知不申い。町御奉行所御支配にて、淺草寺年貢地ニ御座い。

一、反別二町六反四畝廿九步壹合九匁、峽田領と唱申い。

一、町内

東西 南之方駒形町境ハ三間町西末迄長延六十七間一尺五寸、但片側、北之方駒形町境ハ田原町一丁目境迄南側長延百九間三尺北側長延百二十四間、駒形町境ハ黒船町代地境迄長延四十四間片側駒形町境ハ田原町迄長延百九間三尺片側。

但道幅共

御府内備考十六

三間町此地ハ昔民戸僅ニ三軒アリシ故市郷ヲ開キシ時名ツケ、後今ノ文字ニ改シト云フ、當所ハ八軒町福川町ヲ隔テ二區ナリ。都テ段別二町六段四畝二十九步餘、淺草寺領年貢地ナリ。略。○下

府内誌殘編淺草一

駒形町

駒形町○市内
淺草區

一、町名之起ハ譯ニ、町内馬頭觀音之堂往古有之、依ル駒形町ト相唱ハ。草分人之名、町地ニ相成ハ年代、引地代地築立地之分、往古村方ニ有之ハ節之申傳相知不申ハ。

一、町御奉行御支配ニシテ淺草寺御年貢地ニ御座ハ。

一、町内、西側南北九拾六間、東側南北百拾壹間、南之方東西七拾七間、北之方東西四拾六間半餘。

但道幅共。

御府内備考十六

一、反別壹町壹步、峽田領ト唱申ハ。

駒形町此地ニ馬頭觀音堂アリ、是ヲ駒込堂ト號セルニ因テ町名トナレリ。淺草寺領ニテ段別一町一步町内河岸ニ物揚場アリ。略。○下

府内誌殘編淺草一

西仲町

西仲町○市内
淺草區

一、西仲町之儀ハ、淺草寺領ニシテ年貢地ニ有之、御傳馬役人足地頭淺草寺ニ相勤來ハ。右町往古ハ中畑ト唱ハ所、寛永二十未年四月十五日町割直シ、御檢地有之、仲町ト相唱、萬治二亥年十月中町御奉行神尾備前守様村越長門守様御勤役之節、町方支配ニ相成、其後寛文五丑年五月中ハ東仲町西仲町ト相分リ申ハ。

一、町内東西百拾八間半南北西之方ニシテ五拾九間中程ニシテ三拾壹間半東之方ニシテ六拾貳間但道幅半分共。

一、町御奉行所御支配ニシテ、淺草寺年貢地ニシテ御座ハ。

一、反別壹町四反九畝拾五步、峽田領ト唱申ハ。

一、檢地之年代之儀ハ、寛永二十未年四月中町割御檢地有之ハ。其節御役人方御姓名相知不申ハ。

御府内備考十六

西仲町此地市郷起立及ヒ東西分割ノ事ハ東仲町ニ云ル如シ。南表間數百十間、北側ハ二區ニ別ル。都テ五十七間ナリ。

府内誌殘編淺草一

東仲町○市内
淺草區

一、往古ニ代々百姓町屋ニシテ東仲畑村ト申傳ハ。其後寛永二十未年四月十五日町割直シ御檢地有之、仲町ト相唱申ハ。萬治二亥年十月中町御奉行神尾備前守様、村越長門守様、御勤役之節町方御支配ニ相成、其後寛文五丑年五月中ハ東仲町ト相分リハ由申傳ハ。

一、町内、東西百拾四間、南北百五拾壹間。

一、淺草寺御年貢地ニシテ、町御奉行所御支配ニシテ御座ハ。

一、峽田領中畑村之由申傳ハ。

一、反別無之、地坪五千五百貳拾三坪九合五勺。

一、廣小路北之方町屋往古ハ淺草寺火除地之由申傳ハ得共、年曆不不知活券地ニ相成ハ。田原町三丁目境ハ淺草寺裏門角迄、間口五拾貳間貳尺五寸程、裏行三拾九間程。

東仲町

——御府内備考十六

東仲町此所ハ昔村民商家ヲ建、中畑村ト唱ヘシカ、寛永二十年檢地町割アリテ、仲町ト改メ唱ヘ、寛文五年東西二町ニ別ル。町内五千五百二十三坪餘、北側ノ地ハモト淺草寺火除地ナリシカ、後年商家ヲ建ル事ヲ許サル。淺草寺領ニシテ萬治二年ヨリ町奉行ノ指揮ヲ奉ハルト云フ。

——府内誌殘編淺草一

並木町

並木町○市内
淺草區。

- 一、右々、往古淺草寺境内ノ番町迄、松櫻榎等之並木西側ニ在之由故、並木町ト唱由申傳ニ御座由。其外之儀ハ相分リ兼申由。
- 一、町御奉行御支配ニ由、淺草寺領年貢地ニ御座由。
- 一、反別九反四畝貳拾步畝田領ト唱申由。
- 一、町内東西材木町ノ西仲町境迄、長延四拾五間壹尺餘、南北駒形町ノ茶屋町境迄、東側七拾七間、西側七拾九間。

略○中

舊家名主 鈴木伊兵衛

略○中

繪馬屋 兵助店 清 七

一、

右之者墨繪摺之繪馬所持仕由處、往古梶原源太景季當所觀世音ノ貳萬枚摺リ立奉納いたし由、尤以前常音坊之偈書いたし有之、同人より清七祖父ノ貰受由、今以所持仕罷在由。

造花

造花師 家持 七郎 兵衛

- 一、右七郎兵衛先祖、往古々百姓ニ由、凡寛永之頃より當所よて手遊商いたし由處、延寶二寅年中死去仕、同人倅七郎兵衛引續同渡世仕來由、其後三代目七郎兵衛儀、貞享年中ノ造花渡世相始メ由處、四代目七郎兵衛儀、寶曆四戌年九月中浚明院淺草寺ノ被爲成由節、初由被爲召出、造花上覽有之、當御代迄度々奉入上覽由。右七郎兵衛、當代迄五代相續仕、何れ迄代々長壽之由ニ御座由。右上覽相濟由得々、先例銀壹枚宛拜領被仰付由。

——御府内備考

古老曰、今ノ並木町○市内、といふは大猷公○徳川ノ末迄は並木にて、その並木の間ノ間に、はにふこれありて、その窓より草履草鞋を出していとなみ居たる程也。云々。

——参考落穂集

並木町此町未開ケサル頃、淺草寺境内ヨリ續キ道ノ兩側ニ松櫻榎ノ並木アリシ故此町名アリト云フ、市野起立ノ年代ヲ傳ヘス。按スルニ寛永ノ吾妻メクリニ並木ノ花ヲ賞セシ事見エ、又事跡合考ニ、今ノ並木町ト云フハ慶安ノ末マテハ松ノ並木ニテ其間ニ草屋アリ。窓ヨリ草履草鞋ナト出シテ營ミ居ケルトアレバ、慶安ヨリ後ノ起立ナリ。淺草寺領ニテ段別九段四畝二十步、町内ニ大佛横町ノ字アリ。

——府内誌殘編淺草一

茶屋町

茶屋町○市内
淺草區。

- 一、町名之譯、寛永十九壬午年觀世音本堂炎失ニ付、正保四丁亥年中御造營被爲在由砌、本堂爲火除南ノ六拾間境内廣延ニ相成由ニ付、其節今之茶屋町雷神門内ニ有之由處、並木町之内當時之場所ノ地所割込ニ相成、町人共所持地面緋由故、境内仁王門前ニ由貳間ニ四間之茶屋地銘々地主共ニ添被下由。右茶屋

産業篇第三 覇都時代

當時貳拾間と唱い場所ニ御座い。尤右茶屋地逐々他人に譲り渡、當時は所持之者兩三人已而相殘有之い。

一、町御奉行御支配ニる、淺草寺領年貢地ニ御座い。

一、反別三反三畝拾歩。

一、町内、東西東之方材木町境と茶屋町之末迄長延四拾五間三尺、但道敷半分とも。

南北南之方並木町境と茶屋町之東迄、東側長延三拾三間四尺五寸、西側同三拾間四尺五寸、但道敷半分とも。

——御府内備考十六

茶屋町此町昔ハ淺草寺雷神門ノ内ニアリシカ、寛永十九年淺草寺回祿ニ依テ正保四年再營セラレシ時、火除ノ爲今ノ地ニ移サル。當所ハ舊地ヨリ狭キヲ以テ淺草寺仁王門外東側ニテ茶邸ヲ置ヘキ地今俗ニ二十間ヲ茶屋ト呼フ。添賜フ。爰モ淺草寺領ニテ段別三段三畝十歩ナリ。俗字シテ雷神門前廣小路ト呼フ。

——府内誌殘編淺草一

材木町

材木町○市内淺草區。

一、町名之起り、往古モ小濱宿と唱い由、其後町地ニ相成い年代相知不申、竹木渡世之者多く住居仕いニ付、材木町と唱來い儀ニ可有之、里俗ニ竹町とも相唱い事。

一、町御奉行御支配ニる、淺草寺領分年貢地ニ御座い事。

一、反別居屋敷九反七畝貳拾歩六合八勺。

田方四町四反四畝貳拾壹歩。

畑方貳反七畝拾七歩。

——府内誌殘編淺草一

此分淺草寺裏内千束並飛地分千束之内ニ有之。

一、町内東西南北之方ニる三拾間餘東之方ニ而貳町貳拾間餘西南北之方ニ而一町餘北之方ニ而壹町四拾間餘。

——御府内備考十六

淺草寺の風神雷神の像左右に安置い門、俗にかみかり門といふは、遙後の新造也。むかしは今の山門は○脱町計前右の方の道、東北のはづれ、竹門といふもなし、尋常の往還の海道也。されば今も武士、馬上にて通る也。依是馬道といふ。

——參考落穂集

材木町此地ハ昔小濱宿ト唱ヘシト云傳フ。其後市郷ヲ起立セシヨリ竹木ヲ鬻ク者多く居住セシカハ、此町名ヲ唱ヘリト云フ。里俗竹町トモ呼フ。町内段別九段七畝二十歩餘、淺草寺領ニテ町奉行支配セリ。○下

——府内誌殘編淺草一

花川戸町

花川戸町○市内淺草區。

一、町御奉行御支配ニる、淺草寺領年貢地ニ御座い。

一、反別居屋敷三町二反拾八歩七合六勺八才、往古ハ御料所ニ有之い處、承應年中淺草寺領ニ相成い由申傳ニ御座い得共、古書物等無御座、相知レ不申い。

一、一ノ郷峽田領と唱申い。

一、東西四拾六間、南北東側百六拾九間、西側百五拾七間。

○下

——府内備考十七

花川戸町市郷起立ノ年代ヲ傳ヘス。サレト正保田園簿ニ、野村彦太夫御代官所花川戸町ト見エタレハ、其頃既ニ町地トナリシナラン。承應中淺草寺領トナリ、段別三町二段十八歩餘ノ地ニテ町奉行ノ指揮ナリ。

産業篇第三 覇都時代

字ニ戸澤長屋、菱屋長屋、大長屋等アリ。

略。下

山宿町○市内
浅草區

——府内誌殘篇浅草一

一、町名之起。町ニ相成い年代不相知。

一、町御奉行御支配こる、浅草寺領分年貢地ニ御座い。

但町内東側中程は北に寄、山之宿六軒町ト唱い場所有之、右に御代官中村八太夫當分御預町、尤右御役所に矢張山之宿町と申上來りい。勿論右に當正月中御調相濟い場所ニ御座い。

一、反別壹町七反三畝拾七步六合。

往古に御料所に有之い處、承應年中之比浅草寺領ニ相成い由申傳い得共、古キ書物等無之之に睦と相分不申い。

一、一ノ郷峽田領と唱い。

一、町内、東西南之方にる凡三十八間程、中程にる凡五十八間程、北之方にる凡四十六間程、南北にる百六拾九間。

——御府内備考十七

山之宿町 此地始ハ山之宿村或ハ山之宿ト唱へり。其後町地トナリシヨリ、今ノ如ク唱フルナルヘシ。浅草寺領ニシテ町奉行支配ニ屬ス。段別一町七段三畝十七步餘ナリ。藪ノ内ト唱ル字アリ。

——府内誌殘編浅草

金龍山下
瓦町
瓦焼

金龍山下瓦町○市内
浅草區

一、町名之起、町附ニ金龍山聖天宮有之、往古當所に瓦焼い場所にる、町名に相成い由申傳有之い得共、年代相分り不申い。

一、町内、東西川岸撫垂迄四拾七間半程、南北にる貳丁程。

一、町御奉行御支配こる、浅草寺領分年貢地ニ御座い。

一、反別八反六畝拾參步餘。

一、峽田領と唱い。

一、河岸地。

河岸附之場所銘々屋敷附川岸地と唱へ、炭薪置場又ハ大工普請小屋等有之、尤地頭浅草寺に年貢差出來い事。

——御府内備考十七

金龍山下瓦町 此地ハ、金龍山ノ麓ニテ、昔瓦ヲ製スル者多ク住ス。故ニ町名トス。町内二千五百九十三坪餘、爰モ浅草寺領ナリ。

——府内誌殘編浅草一

聖天町○市内
浅草區

一、町名之起、町内ニ待乳山聖天宮有之い故之名と古に申傳有之、町地に相成い年代相分不申い。

一、町御奉行御支配こる、浅草寺領分年貢地ニ御座い。

一、反別三町壹反五畝貳拾六步餘、峽田領と唱い。

一、町内、横町に懸ケ東西貳丁拾五間程、南北にる三丁三拾間餘。

産業篇第三 覇都時代

但横町之内、南側隣地小出永之進殿、同町之内北側隣地淺草寺地中遍照院。

聖天町 此地ハ金龍山聖天社門前ニアレハ此名アリ。東側表間數百八十七間餘、西側二百六間半、淺草寺領ニテ市鄭起立ノ年代ヲ傳ヘス。三ツ股ト呼フ字アリ。

山谷淺草町

○市内
淺草區。

一、町内之儀モ、往古駒形町之邊ニ罷在イ處、御用地ニ相成イニ付、爲替地本所龜戸村之内五町四方地所被下、銘々替地ハ引移イ處、場末ニ渡世後相成兼イニ付、天和二戌年中元地ハ御返地被下置イ様申上イニ付、當時山谷淺草町ハ年月不ニ相知替地被下置イ趣申傳イ。尤町内稻荷之儀モ龜戸村ニ在イ之、同時ニ當町ハ替社致シ、社守之儀ハ、寛政之頃迄龜戸村本覺寺ニ社守願イ儀ニ御座イ。尤舊記等燒失致シ申傳イ。申上イ。

一、町内、東西ハ凡四拾四間、南北ハ東側凡九拾六間四尺六才、西側凡九拾三間三寸。

一、町御奉行御支配ニシテ、淺草寺領年貢地ニ御座イ。

一、反別壹町貳反四畝貳歩八厘三毛、峽田領ト相唱申イ。
淺草寺門前ノ土人ども語りつたへて云、昔ハ霞ヶ關○市内
龜戸區。及平川町○市内
龜戸區。の方より、觀音門前馬次きにて、尤皆旅宿町也。今存生ノ六地藏石燈籠、往古よりノ馬駕籠ノ立場也。されば今もかの門前淺草海苔を商ふ並の家々、悉く十二月十八日の市に、上總・下總・常陸・相模・當國○武
藏。より參詣する旅人宿のを貸す也。かの市は、昔よりノ大市なりといふ。尤古來ハ、毎月三ハの市、此所にたちいと云。

旅宿町

關渭水といひし施針庵東歷といふ常憲公○德川
綱吉。文昭公○德川
家立。の御代の御針醫の弟子は、元來土方丹後守家老役勤たりし武士なりしが、享保○紀元二三三
年一三九五年。の始六拾有餘なりし翁なり。語て曰、大猷公○德川
家光。の御代の後迄ハ淺草寺今の神鳴門の立イ所○市内
淺草區。より、東叡山○市内
下谷區。の岸際まで、葦一面に生繁りイ谷にて、一眼に見イが、見イ内にあのごとくの繁華にかりいと云々。

山谷淺草町 此町ハ昔駒形町ノ東、八軒町及ヒ福川町ノ邊ニアリテ智樂院門前ト唱ヘリ。後火除地トナリテ、本所龜戸村ノ内ニテ方五町ノ代地ヲ賜ヒ、淺草智樂院門前本所淺草町ト號ス。然ニ僻地生業ニ便惡キ故、天和二年舊地ニ復セン事ヲ請フ。依テ當所山谷村ノ内ニ移サレシト云フ。按スルニ江戸町ヲ本所ニ移サレシハ、寛文元年ナリ。其後天和三年本所中邸宅市鄭トモ一圓ニ廢シテ田圃ヲ開レシニヨリ、貞享元年再ヒ江戸市中ニテ代地ヲ賜リシナリ。サレバ當時ノ變遷モ是ト同時ナルコト必セリ。又龜戸村ノ内ト云ルハ、今ノ猿江御材木藏ノ北、堅川四ノ橋ノ邊寄場附地所トナリシ陸田ノ地ナリ。町内段別一町二段四畝ニ歩餘、淺草寺領年貢地ナリ。

田町○市内
淺草區。

一、町名之起不相分、右田町之儀寛文四辰年ハ何方にも御願不申上、町屋立來、御公役并地頭諸役相勤來申イ。其後延寶五年淺草寺北大門外西ケ輪砂利取場并日本堤際ハ、尙又家作仕度願出イ處、寶永元年三月願濟ニ相成リ、新地御改近藤作右衛門様小倉忠左衛門様御懸リニ願之通被仰付イ。夫迄不殘新地御奉行御懸リニ御座イ處、同年十二月十八日松平河内守様御内寄合ハ被召出、願之通町方御支配ニ相成申イ。

田町

一、町内不殘峽田領なる、淺草寺領年貢地之御座い。

御府内備考十七

東西に南之方なる凡五十八間、但道幅共中程なる凡貳拾三間、北之方なる凡貳百拾七間、南北に東之方なる凡百六間半、中程なる凡三拾九間、西之方なる凡六十七間、但道幅共。

一、反別三町三反貳畝四歩貳厘壹毛。

田町^{一丁目}此町昔ハ淺草寺ノ西ニアリ、今材木町花川戸山之宿等三ヶ町持ノ水陸田其舊地ナリ。當時ハ慶印寺前石橋ノ邊マテ商家アリテ、今ノ淺草溜ノ前ナル路ハ町内ノ往還ナリシト云フ。材木町ニ藏スル稅帳ノ内田町家跡ト記セル田畑多シ、是證トスベシ。延寶四年回祿ニ罹リ同五年此地ニ轉ス。淺草寺領年貢地ニテ段別三町三段二畝十四步餘、其初ハ新地奉行ノ支配ナリシカ、寶永元年ヨリ町奉行ノ支配ニ屬ス。町内ノ字ニ砂利場ト稱スル地ハ、一丁目ノ西側ニテ萬治三年御天守臺ヲ再營セラレシ時砂利取場ノ御用地トナリ、後故ニ復セラル。此外孔雀長屋^{二丁目下}編笠茶屋ノ字アリ。

府内誌殘編淺草一

田原町

一、町名之起、草分人之名并町地之相成い年代等相知不申、田原町之内南之方壹丁目、北之方貳丁目三丁目と續有之い。

餘。但道幅共。

一、町御奉行御支配なる、淺草寺領年貢地有之い。

一、反別三町八反六畝貳拾九步二合三勺、峽田領と唱い。

御府内備考十六

田原町^{三丁目}此地ニ商家ヲ置シ年代ヲ傳ヘス。南ヨリ北ニ次第シテ一丁目二丁目三丁目ト分ツ。淺草寺領年貢地ニテ總段別三町八段六畝二十九步餘、二丁目ニ茶屋町、三丁目ニ蛇骨長屋源水横町等ノ字アリ。

府内誌殘編淺草一

今淺草寺志載スル所ノ寺領内諸町ニ於ケル商家及び其賣品ノ種類ヲ見ルニ、飲食物ヲ販賣スルモノ最モ多ク、海苔、酒、餅其他ノ菓子類、飴、蕎麥切、饅頭、醃、醃、料理、煮食酒屋、茶飯其他ノ飯類、鮓等ニ次ギテ茶、煙草、藥品、髮油、入齒、吳服、古着、書物、筆、繪具類、紙、今戶燒磁器、煎茶道具類等ニシテ、専ラ觀世音參詣者ヲ顧客トセル事論ヲ待タズ。即チ左ノ如シ

○海苔

江戸童、名物十四種の内、淺草の海苔。

江戸鹿子、名物の内、淺草の海苔。

續江戸砂子、江府名産の内、淺草海苔雷神門の邊よて是を製す。一二月の比きおん也。

近世奇跡考云、其角が焦尾琴^{元祿十五年板石原の椎のまげしとよみ人目まれなる境よハ、}小家をむきくゝゑてこめて、いさゝ川筋を漫したる皆あの流れをよ入、其引取の産を寄て、行水や何よとよまる海苔の味^{其角、}雨雲や簀よ干海苔の片明^{文士、}按するに右前文よ石原の椎とかけるハ、本所石原椎の木屋敷といふあさりある處し。淺草名物の干海苔、むかしハ淺草川よてあれを取り、そこよて製し多るよし云傳はれとも、いばの頃まであありしや詳ならず。右二句を考まハ、元祿の頃まで淺草よて製したるとおほし。海苔を

寺領内諸町營業ノ種類

海苔

あきなふ舊家中島屋某よとひしよ、淺草川よとせしハ、さるあよ遠き事と聞しが、品川よりかま海苔を
取り寄せて、淺草よて製したるハちのき事也。極品の海苔ハ、二十年さありきほても、淺草よてすきし
とのたりき。

本朝食鑑よ云、本朝式神祇部、有紫菜訓乃利、源順曰、一名石薺、和名無良佐木乃里、俗用紫苔、又云、
崔禹錫食經紫菜、狀如紫帛凝生石上、是物有三四種、以紫色爲勝、俗呼曰神仙菜、漢語抄曰、阿末乃
里、俗用甘苔、東鑑、伊豆國以甘海苔獻于鎌倉、賴朝奏進于京、必大按此、今之淺草苔、淺草者武之江
都東邊之地名、隅田川上之村也、此苔本總州葛西海中多生、土人采之傳送于淺草村市、葛西土人亦多販
之、武之品川亦有之、其土俗同以地名而冠其苔上、故諸州呼其名、以上苔如折紙製帛而投于水中、泛
浪漂流、浦人立于岸上、投竹芋而繫采之、以入簞來、兒女掛箸以攤干葦箔、而晒乾之、生時蒼色、乾
後紫蒼色者爲上、淺草葛西之苔是也。故世以賞美之、品川之苔者乾後淡青黑、略脆而不密、故味亦不美、
甘苔者相・豆海濱多有、此亦一物稱似品川苔、紫赤色亦粗而不密、源賴朝公每獻于京城者是也、古者
志摩・出雲・石見・隱岐等州貢之、載于本朝式、近代雖儘有之而不佳、故京師及海西海北悉以武之産爲
珍以上集解

大和本艸云、紫苔海中石よ付て生ず、青色かり、取て乾せハ、色紫かり、又ほして色青きもあり、味甘
し、處々よ多し、武州の淺草のり、品川のり、下總の葛西のり、雲州の十六島ウツルも皆紫菜の類かり。

和漢三才圖繪云、甘苔者總名而隨所出之地異名、色味亦稍異也、總州葛西武陽之淺草苔、並紫蒼色而
味甘美也、紀州之味香苔次之、武陽之品川苔不紫色味亦迥劣、伊豆相模之海濱亦多出之、只稱甘苔紫

赤色而不細密味亦不佳、

茶屋町

——淺草寺志十六
永樂屋庄右衛門

寶曆の比より淺草海苔を鬻くと云、兩御丸、東叡山、水戸殿御用を達す。海苔價、御膳上上十枚よ付、金
壹分、或ハ十匁、七匁五分、五匁、小判並御膳と云ハ、十枚よ付、四匁、三匁五分、或ハ三匁より、貳匁
五分、並下三分、百文より六十四文位まで有、家藏の由來記あり、左の如し、

淺草海苔由來記

抑東武よ於て、美奉する所の淺草海苔の緣由を尋るよ、人王六十一代朱雀天王の御宇、天慶の比、散位安
房守公雅といふ人あり、葛原親王御會孫上總介平朝臣良兼の長男也、然よ公雅卿、武州豐島郡宮戸川の
邊なる淺草寺の觀音薩埵を信心して、常よ歩行をまこび遣り、其德顯き、天慶五年春○マヤ巳田武藏守仕病
死の後、當國守よ被任まひらる、是むとつふ大悲加護の力成とて、淺草寺を再興致し、本堂輪藏鐘樓
よ到まで造營し給ひらり、抑此寺の始よ、人王三十四代推古帝の御宇、宮戸川邊に檜熊、濱成、竹成とて
兄弟三人の漁獵あり、有時宮戸川の沖よ出て網しけるよ、引揚見きハ、網の中光り耀く事、天帝釋のよ
く、船中よ入るまハ、微妙端嚴の觀音の聖像一躰おさしますゆへよ、三人不思議のおをひをなしつよ、
直よ我家よ歸り、一類をろともよ信心をとけ、恭敬尊重ある事かきりなし、比は推古帝三十六年戊子
三月十八日の事也、其後村の長サ集り、片原よ草堂をむすひて、淺草寺と號し候よ、三人のもの命終の
後、三社よ祭り、その地の鎮守としたりけり、然るよこの尊像出現の後、四百餘歳を經、公雅卿諸堂不
殘再興ましよ、きれハ、靈現あらハよして、あまよさる給へよ、爰よ天慶八己巳三月十八日の夜、

靈像、公雅も告て云く、汝吾を信仰する事年久し、我又汝を憐念するはと一子の如し、故も汝も今一徳を授けん、謹て聞け、此宮戸川の沖は黒赤青の三つの海苔生さり、その生さる事法身般若解脱の三徳あり、かるかゆ多し是を食すれは、現生も病を治し、武運長久しして家さあゑ、來世はかゝく三毒煩惱の悪縁を轉し、佛縁道に到るとかん、告給ふと覺て夢さめぬ、不思議のおもひをかしほし、翌日俄も小舟をうかへ、彼沖に至り見まは、靈の三つの海苔生さり、かるかゆ多し取揚、我家も歸り食すれは、味美よしして、尋常の香高して、梅檀香木のとし、食するもの無病延命なり、是誠も靈像の教へ、三神加護の神さくより生さし名草なれは、諸人之を敬み尊み食しけれは、年毎も根多くして厚く生するゆゑも、その邊の民家取揚、清冷なる水も晒し、尺も満る簀も俵け、賣々して諸國に弘め、渡世するもの幾千萬也、其世の人淺草寺の薩埵の靈現より生する處の海苔かる故も、淺草海苔と稱す、三神具足の名草、唯加是を食ささんや、然も此海苔、七百餘歳を経ぬれとも變せざる所も、元祿十六癸未霜月二十三日寅刻、關東大震して、陸地もふも不及海内深き所は瀨となり、地變してかひあら埋み、海苔生さば、名高き名草の根たへたり、然るも翌寶永元甲申二月二十八日、大雨して出水するおとおひたし、其時淺草川より檜の木の小木流れ出、品川南大森の海の沖は益木イマキの瀨といふ所あり、その瀨の洲よかの小木とゞまり、根埋み立てる事生木の苗のとし、同年冬至の比ほひも至り見れは、ふしき成かか黒色の海苔かの枝も生し、寒氣も去るひ成長する事すふみつ、里民是をとり食へは、靈像の告命を給ふ名艸も少も違はせ、味ひ又勝まきり、それより、翌年埋木の當りも、鹿菜そたを切建し、海苔生するおと日々夜々也、故も里民是を取揚、賣買して世を經營ふ事限なく、是實も靈像の利益、三神の御徳あり、顯し名艸かれは、諸國に弘

淺草海苔

元祿十六年霜月二十三日寅刻、關東大震して、陸地もふも不及海内深き所は瀨となり、地變してかひあら埋み、海苔生さば、名高き名草の根たへたり、然るも翌寶永元甲申二月二十八日、大雨して出水するおとおひたし、其時淺草川より檜の木の小木流れ出、品川南大森の海の沖は益木の瀨といふ所あり、その瀨の洲よかの小木とゞまり、根埋み立てる事生木の苗のとし、同年冬至の比ほひも至り見れは、ふしき成かか黒色の海苔かの枝も生し、寒氣も去るひ成長する事すふみつ、里民是をとり食へは、靈像の告命を給ふ名艸も少も違はせ、味ひ又勝まきり、それより、翌年埋木の當りも、鹿菜を切建し、海苔生するおと日々夜々也、故も里民是を取揚、賣買して世を經營ふ事限なく、是實も靈像の利益、三神の御徳あり、顯し名艸かれは、諸國に弘

まり、年々繁昌せる事無限、徳多き事擧ぐるも違あらず、祖オヤ之を示と也。

扇屋

扇屋 太郎兵衛

茶屋町

東叡山御室尾張殿御用を達。

茶屋町

正木 四郎左衛門

東叡山御用を達す。大明院宮の御時とり御用達とかるといふ。松平越前守殿にも用を達するかり。淺草事蹟再考も云、二百年以前迄は、百姓もてあせしは、植木屋と成。其比は、淺草川よそかぎらに海苔のつきゑるありしを、それをとりて植木の脇に置、淺草のりと名つけ商ひしは、後まは植木屋を止て、淺草海苔もあり商ひ、家名を海苔屋四郎左衛門とて、淺草川端、今の材木町も住居せしは、後年よ及び、雷神門前竝木を切拂ひ、町屋に成る節、今の所も引うつりぬ。むろし百姓の比も、三田氏もて、今の山の宿町名主三田三郎右衛門同家もて、旦那寺も曼陀羅堂法善院なり。家名も近來正木四郎左衛門と改者也。品川但昔は品川は海苔を取りしを、淺草にて売たりしと云ふ説も有是は却て信用ならず。

長坂屋

長坂屋 傳 助

茶屋町

東叡山並水戸殿御用を達す。

井筒屋

井筒屋 源 七

並木町

東叡山御用を達す。藤澤山清淨光寺の用も達す。

尾張屋

尾張屋 庄 吉

竝木町

雷神門内中見世

大黒屋 文右衛門

産業篇第三 覇都時代

三一三

大黒屋

中島屋

田原町三丁目

東叡山○マヤ山科一橋殿、田安殿御用を達す。

中島屋平左衛門

住吉屋

諏訪町

住吉屋 藤兵衛

酒

○酒

竝木町 茶屋町と云。

山屋半三郎

酒造 隅田川 諸白

竝木町草分の時より、先祖半三郎居宅繩張ふて取り 代々半五郎と稱す。今亦至る十代酒商賣を業とす。酒造り始め多るハ、寛永年中の比ふて有しとき。傳法院公英僧正の時、今より六代以前半三郎、隅田川の水を汲み、酒を造りまならさる所、僧正滿悦有て、隅田川諸白といふ名を授けらる。それより世上亦賣弘めしと也。今ハ攝州伊丹より廻る酒を砂越ふして、其上調合さる也。紅葉山御用ハ、貞享年中よりあきを勤む。又水戸殿御用をも、今より七八十年已來達る也。

山屋半三郎

山屋半三郎、渡邊氏ふて源氏也。其先多田滿仲ふはあへたりと云傳ふ。家の古書焼失して委きあど知あたし。淺草ふ住するふと年久しきとはあり傳へて、いつの比といふ事も分明からず。今の宅地ハ、淺草寺よりかへ地ふ與し所あるよし。今建家間口六間、奥行三間、その外ハ借家とせり。續江戸砂子、江府名産隅田川の水を以て元を造ると云。酒は水ふとつて其甲乙有。京奈良の水は清く、酒至て甘し、伊丹池田の水は清くおもし 酒をふまだけよし。

江戸塵拾ふ云、隅田川諸白 淺草雷神門前ふ有。本所中の郷細川備後守の下屋敷の井の水にて製す。此水伊丹池田の水より勝て和らかふして名水也。此酒、江戸第一の名物也。以上。此説山屋の家傳と異也。いか

酒價

名酒價付

- 一、隅田川諸白、壹升ふ付、七匁五分、六匁五分、四匁、三百五十文、年中相續。
- 一、羽衣酒 代右同斷、年中相續。
- 一、若綠酒 代右同斷、年中相續。
- 一、住乃江諸白 代右同斷、年中相續。
- 一、壽明酒 代右同斷、年中相續。
- 一、萬歳酒 代右同斷、年中相續。
- 一、寶來酒 代右同斷、年中相續。
- 一、新薄濁酒 代五匁、四匁、三百文、例年十月中旬頃より出來、三月比迄。
- 一、新中波酒 代右同斷、例年十月中旬頃出來、三月比迄。
- 一、新霞酒 代七匁五分より六匁五分迄、例年霜月比より正月比迄。
- 一、山川白酒 代七匁五分、四匁、三百文、例年霜月比より三月節旬後迄。
- 一、進物出來合杉壹升入樽 代百十文、外拾六文括卷代。
- 一、同貳升入樽 代百三十貳文、外二十六文。
- 一、同參升入樽 代百四十八文、三十二文繩代。
- 一、同五升樽 代貳百八十文、四十八文繩代。

- 一、桐箱壹升德利眞田 雜共 代貳百六十四文。
- 一、同五合德利サナダ ヒモトモ 代貳百文。
- 一、同貳升德利サナダ ヒモ共 代六匁五分。
- 一、同三升德利サナダ ヒモ共 代八匁。

名酒價付

- 一、梅酒 代拾貳匁壹升ニ 付下同
- 一、菊酒 代同斷。
- 一、桑酒 代八匁。
- 一、地黃保命酒 代八匁。
- 一、忍冬酒 代八匁。
- 一、延命酒 代八匁。
- 一、枸杞酒 代八匁。
- 一、葡萄酒 代八匁。
- 一、養老酒 代六匁五分。
- 一、蜜柑酒 代五匁。
- 一、古味淋酒 代五百文。
- 一、三年酒 代五百文。

- 一、五年酒 代七百五拾文。
- 一、七年酒 代九百五拾文。
- 一、九年酒 代一貫二百文。

竝木町

和泉町四方出店、紅葉山御用を勤。

諸白名酒目錄

- 一、未廣酒○壹升ニ付 代三匁より
- 一、泉川酒 代四匁より
- 一、薄衣酒 代四匁より
- 一、羽衣酒 代四匁より
- 一、養老酒 代五匁より
- 一、不老酒 代同斷
- 一、瀧水 代三匁より
- 一、長生酒 代同斷
- 一、友白髮 代四匁より
- 一、萬歲酒 代三匁より
- 一、明石 代三匁五分より
- 一、瀧見川 代三匁より

産業篇第三 朝都時代

一、朝霞 代五朱

一、薄にこり 代四匁より

一、玉の海 代三匁より

薬名酒目録

一、地黄保命酒 代五匁より

一、肉桂酒 代拾匁

一、桑酒 代七匁五分

一、菊花酒 代同斷

一、蜜柑酒 代五匁七匁

一、梅酒 代拾匁

一、丁子酒 代同

一、沈香酒 代同斷

一、稀蓋酒 代七匁五分

一、忍冬酒 代同斷

一、中汲酒

一、山川白酒 代五匁

一、三年酒 代五匁

一、七年酒 代七匁五分

一、九年酒 代拾五匁五分

竝木町

享保年中より商賣す。

薬名酒目録

一、本法桑酒○蒙并ニ付代拾匁より

一、梅酒 同斷

一、地黄保命酒 代八匁

一、延命酒 代七匁

一、蜜柑酒 代五匁八分

一、菊花酒 代八匁

一、白菊酒 代同斷

一、養老酒 同斷

一、千代鶴酒 代五匁より

一、忍冬酒 代八匁

一、枸杞酒 代同斷

一、肉桂酒 代拾貳匁

産業篇第三 覇都時代

- 一、丁子酒 代同斷
 - 一、紫蘇酒 代八匁
 - 一、葡萄酒 同斷
 - 一、生泡盛 代二十五匁
 - 一、砂糖泡盛 代二十五匁
 - 一、藥燒酎 代五匁十匁迄
 - 一、山川白酒 代三匁四分
- 名酒諸白
- 一、加茂川諸白〇壹升代三匁五分より
 - 一、末廣酒 同斷
 - 一、萬歳酒 同斷
 - 一、羽衣酒 同斷
 - 一、不老酒 同斷
 - 一、淺路酒 代五匁
 - 一、若緑酒 代三匁
 - 一、高砂酒 同斷
 - 一、宮戸川諸白 同斷

- 一、満願寺諸白 代二匁八分
 - 一、瀧水酒 同斷
 - 一、中汲酒 三匁
 - 一、薄濁酒 同斷
 - 一、みぞれ酒 代四匁五匁
 - 一、古味淋酒 同斷
 - 一、三年酒 同斷
 - 一、五年酒 代五匁
 - 一、七年酒 代七匁
 - 一、九年酒 代拾匁
- 右之外名酒徳利品々
- 一、備前徳利三合入 代貳拾八文
 - 一、同五合入 代三拾六文
 - 一、同壹升入 代五拾六文
- 右之外名酒徳利品々
- 一、進物桐箱三合入 代壹匁五分
 - 一、同三合貳勺入 代貳匁五分
- 産業篇第三 覇都時代

- 一、同五合入 代貳匁
 - 一、同五合貳勺入 代三匁
 - 一、同壹升入 代三匁
 - 一、進物繩卷樽壹升入 代百貳拾四文
 - 一、同貳升入 代百五拾六文
 - 一、同三升入 代百八十四文
 - 一、同五升入 代三百五十文
 - 一、同白木壹升入 代百拾貳文
 - 一、同貳升入 代百三十六文
 - 一、同三升入 代百六拾文
 - 一、同五升入 代三百文
- 右之外誂台付
諏訪町

大和屋 和泉 七兵衛

享保四年己亥より今文化六年迄、九十二年か間酒商賣す。其前分明からず。其前分東叡山二代目の宮より拜領すとて、御眞筆極彩色の不動の掛物を所持す。和泉と云名も、御門主より四代目の和泉へ被下し名也。先祖惣兵衛も竝木町に住し、酒商賣をたりしとき。此代は、竝木松とあり有しと云傳ふ。其子長兵衛、其子も長兵衛と稱す。其子和泉、其子も和泉と稱す。其子徳兵衛、其子今の七兵衛まで七代也。

名酒目錄直段付

- 一、八千代諸白 代七匁、五匁、四匁、外三百匁
 - 右中汲並薄にあり酒 同斷
 - 一、常盤井酒代 同斷
 - 右中汲並薄にあり酒 同斷
 - 一、菊の霞 同斷
 - 一、隅田川諸白 同斷
 - 右中汲並薄にこり酒 同斷
 - 一、三輪の秋 代五匁、四匁、三百匁
 - 右中汲酒 同斷
 - 一、吉の川諸白 代同斷
 - 右中汲酒 同斷
 - 一、瀧水酒 代同斷
 - 右中汲酒 同斷
 - 一、萬歳酒 代同斷
 - 右中汲酒 同斷
 - 一、高砂酒 代同斷
- 産業篇第三 霸都時代

清水屋 友八

- 一、狸々酒 代同斷
- 一、三年酒 代四匁
- 一、五年酒 代五匁五分
- 一、七年酒 代七匁
- 一、九年酒 代拾匁
- 一、宮戸川諸白 代貳百五六文
- 右中汲酒 同斷
- 一、栗山川黄金酒 代四匁五分
- 一、山川白酒 酒氣のぬけぬやうにすれは土用中かこひになる

清水屋 友八

名酒目錄功能

- 一、玉子酒 三升 代三百八拾文 甘口辛 口口辛 第一脾胃をととのへ、精氣を益し、氣血を順廻する事妙なり。
- 一、花川酒 代貳百八十文 三付 第一氣血をめくらし、鬱氣を去り、過しても身小障なき事妙也。
- 一、極製古味淋 代三百二十文 三付 下戸ふてもものせあしき醉無、又ハ酒しそに遣へハ、外味淋壹合のところにへ、五匁ふて其風味よろし。
- 一、伊丹諸白、代三百五十文
- 一、進物白木樽備前德利品々。

内田屋

駒形町

内田屋 甚右衛門

淺草餅

淺草餅

淺草寺志十六

大佛餅

南馬道新町角 桔梗屋の先祖、池端觀學屋大助と好しみありしゆゑ、錦袋圓を取次商ふ。のまん目印、巾着の内小吉の字乃紋あり。

大佛餅 兩國屋 清左衛門

竝木町

兩國屋 清左衛門

續江戸砂子云、大佛餅淺草並木町、根元ハ、京誓願寺前ふ有、又方廣寺大佛殿の門前伏見海道ふあり。淺草ふて製するハ是ふ倣ふ也。暖簾の柿色あるハ、大佛の餅屋のき色の布簾也。餅を團子の大きふして、大豆粉、小豆粉ふ砂糖を點せ、好味かり。

——淺草寺志十六

羽二重團子

羽二重團子

淺草寺志十六

笹團子

笹團子

村田屋 伊之助

諏訪町

惠比酒屋 吉兵衛

餅

餅

駒形町

島津屋 彦八

産業篇第三 關都時代

鶴子餅

鶴子餅

諏訪町

餅菓子

餅菓子

竝木町

田原町二丁目

みめく

南馬道新町

小麦餡入也。文化四年丁卯より賣始む。

白雪壽硯糕

駒形町内田横田

宮戸川千鳥^{フコウ}杖

駒形町

寛政八年丙辰より賣始む。

本唐餡

山内

上田屋 幸右衛門

鯉屋 筑後

伊勢屋 千太郎

泉屋 土佐

和泉屋 又七

紀伊國屋 喜太郎

川口屋 藤右衛門

——淺草寺志十六

蕎麥切

蕎麥切

正直蕎麥

北馬道町

正直蕎麥と稱す。暖簾よ、江戸一元祖と在。

駒形町

是も正直蕎麥と稱す。

南馬道町

松桂庵と稱す。

同新町角

北馬道町

去ら瀧蕎麥と稱す。

同

東京庵といふ、ざるそばと稱す。

同妙徳院内

材木町

同

田原町三丁目

三間町

伊勢屋 勘左衛門

小松屋 小兵衛

大坂屋 嘉右衛門

萬屋 長兵衛

大和屋 徳兵衛

伊勢屋 幸七

洞 中庵

野村 新八

まきや

龜田屋 利右衛門

伊勢屋 小兵衛

——淺草寺志十六

餛飩

蒸籠蕎麥。

醴

餛飩 江戸鹿子よ、餛飩そは粉、浅草ひょうたんやと有、今斷絶す。

小林屋 長兵衛

——浅草寺志十六

料理

南馬道町

並木町

同

同

駒形町

同

同

北馬道町

東仲町廣小路

同

同

同

巴屋 三左衛門

浅田屋 源藏

吉本屋 庄七

駿河屋 五兵衛

江戸屋 半次郎

鯉谷 吉右衛門

富士屋 藤五郎

湊屋 彦次良

中屋 太兵衛

巴屋 源七

篠崎屋 十助

同

煮食酒屋

煮食酒屋

花川戸町

南馬道新町

茶飯

茶飯

續江戸砂子よ、白川茶飯浅草雷神門廣小路、東海道石部草津の間目川村まで製する所の風味を摸す。

地内雷神門内

東仲町

同

同

同

美濃屋 勝五良

——浅草寺志十六

越前屋 加兵衛

西 源

内田屋 吉兵衛

伊勢屋 庄助

上 州屋

花 屋

伊勢屋 庄兵衛

東仲町と茶屋町との間、かめし茶屋と稱す。氏を木下といふ。兩御丸は黒もしの楊枝を奉る。元禄年中雷神門前西の方木戸際より榎の木あり、此下までせしめて召被出、御用を仰付らまじより、木下と稱する也。今庄兵衛迄七代よ及ふと云ふ。同所より柳屋伊左衛門と云ふもの有、下細工をは此伊左衛門方まで出すといふ。一説よハ、大猷院殿當寺へ御成の時、御用の楊枝よめされゑる木下庄兵衛とて、今よ子孫有て、御用の御楊枝を供すると云、按るよ元禄の比といふハ誤成るし。

宮戸鮮といふ。

茶

諏訪町

安部茶目録直段付
一斤二付

- 一、山印 代四十八文
 - 一、吞印 代六十四文
 - 一、天印 代七十二文
 - 一、判印 代百文
 - 一、梅印 代百十六文
 - 一、松印 代百二十二文
 - 一、万印 代百五十文
 - 一、明ぼの 代百七十二文
- 蘆久保茶目録
- 一、松風 代二百文
 - 一、八重菊 代二百五十文
 - 一、寶の梅 代三百文
 - 一、初霞 代三百五十文
 - 一、八重垣 代四百文

- 一、友白髪 代五百文
- 一、鷹の爪 代六百文
- 一、若菜 代七匁五分
- 一、白露 代九匁
- 一、薄霞 代十匁

宇治茶目録

- 一、笠取 代五匁
- 一、淀村 代五匁五分
- 一、一森 代六匁
- 一、薄紅葉 代七匁
- 一、朝日 代七匁五分
- 一、信樂 代八匁
- 一、山吹 代八匁五分
- 一、喜撰 代九匁
- 一、政所 代拾匁
- 一、初緑 代十一匁
- 一、花橘 代十二匁

- 一、雁金 代十四匁
- 一、折鷹 代十五匁
- 一、多 代十八匁

挽茶目録

- 一、極揃 代三拾匁
- 一、別儀昔 代五十匁
- 一、極詰昔 代六十匁
- 一、祝昔 代七十五匁
- 一、花の昔 代八十匁
- 一、宇文字 代九十匁
- 一、後昔 代百四十匁
- 一、初昔 代百六十匁

煙草

煙草

——淺草寺志十六

駒形町

内田屋 甚三郎

千印館煙艸目録直段付一斤二付

- 一、大山田 代二百文
- 一、會津 同斷

龍夢湯

龍夢湯

——淺草寺志十六

- 一、服部 同斷
- 一、松川 同斷
- 一、茂木 同斷

伊勢屋

奇應丸 豐心丹 紫金錠 調養丹

壽老圓

返魂丹

三病傳風子

小兒萬病圓

龍夢湯功能一貼入料五十六文、二貼入料百八文、一回七貼入料三百五十匁

此御藥、第一産前産後の諸症、血の道、眩暈、たちくらみ、氣付ま吉、産ひあへ胞衣おりさるまよめま吉、或も悪露つきをさら痛ま吉、婦人血積乳風岩乳精熱氣候とく胸いきれさら痛ま吉、冷症にて子なき婦人條糸も用ひて下症をあまめ、子を生する神藥也。故も妊娠の月よりおりく、此御藥を用ゐて難産の患か。臨月も至る安産して本復するといへとも、後ま血の治あしき人、諸の病を生すること間々あま。あるま此藥を七夜のうちも用ゆるときは、後ま窓のうれひをあらは、多とへあら血のうち枕をさくるとも血の昇る事か。男女氣鬱、勞症、勞咳、痰、飲嘔、暗とかりて、晝夜白沫吐、飲食すまはな瘦衰あるま吉、四氣の引風、寒熱、頭痛、身疼も用ひ、汗を發し熱を解ま。條糸も上氣、耳鳴、鼻血いつるま吉、肝癰或ハ中風もて、手足いたみ、眼口ひきつるまよし。脚氣腫、満水腫、長満も用ひて大小便を通し、胸膜をすま事妙かり。淋病、まやうかち、まら血、月經不順、遺精、赤白帶下、五痔、脱肛、下血、大小便不通も用ゐてよし。五癩、六聚、疝氣、寸白もて歩行成かたきに用ひて妙也。寢冷、霍亂、瘧、食傷、一切の魚毒、酒の酔、水のあま、吐瀉、大腸痛、黄

胖、痢服虛寒、寢小便、或ハ旅行の人朝々服して、山野海邊の惡氣を不受、海川まで船も多むたるよし。
 金瘡、打撲、きり疵、便毒、疔瘡、結核、癰癤、瘡、疔、癩、無名の腫毒、小兒疱瘡、痢疹の餘毒、胎毒、頭瘡、雀
 目、一切の惡瘡を治すること妙也。其外男女病床もありて壞症とかり、諸藥効かきに用て諸症を治す。第
 一五臟を補ひ、食をすゝめ、氣血を盡し、經を通し、耳目を明かにする。男女の御藥をむさしく服して、
 諸病を治し齡をのふる仙方也。功能筆紙に盡しかたし。但し病症により加減あり様をいひやるべし。つゝみか
 みにくわしくしるす。難症のひとハ施藥にもするなり。
 此御藥勅法而所傳家予數年試藥能有功驗速而正徳甲午歲辱勅命便此御藥施之四方爲濟世之一助云歲享和改
 元辛酉仲秋予上京師再言神藥效驗乃有免許號近江大椽調合必撰吉辰器具專極清淨製法精細悉無所到凡病人
 酣此御藥速消除病患如以氷ト雪投沸湯奇哉其効調合所東都淺草花川戸町武井近江大椽源繁壽

紫金錠功能

- 一、中風中寒小兒のに痰條よくて人事を知らず、言語する事あたはさるよし用ゆ。
- 一、虫積、疝氣、す白、食傷、霍亂、吐瀉よし用ゆ。
- 一、婦人血の道、腰氣、血塊、月水不順、産後胞衣くたらず、又跡さらいぬむよし。
- 一、瘡小きさす前、白湯まで用ゆ。狐つきよ、いふしておちる事妙也。一切毒虫をきたるよのみくだけ付る。
- 一、頭痛、目眩、胸惡よし用ゆ。虫齒強よハ齒のうろへ入れてよし。
- 一、獺犬の毒まで寒熱あるよし用ゆ。酒毒、魚毒、一切の毒けしよし用ゆ。吐瀉する事妙かり。
- 一、小兒驚風、五疳、其外諸病よし用ゆ。常よふるへありて乳食を消し、二便を順利し、諸病生ささる事妙かり。
- 一、牛馬の諸病よし。

疣黒子
拔藥

調合所、武井近江大椽源繁保。

疣黒子拔藥

西仲町

麻病妙藥持妙藥

三間町

藥種

茶屋町

西仲町

三間町

花川戸町

藥湯

花川戸町

同所戸澤長屋

薄荷湯といふ

齒磨并返魂丹

田原町三丁目

口中一切藥并伽羅油

産業篇第三 覇都時代

博多屋 清兵衛

小林屋 忠右衛門

伊勢屋 平兵衛

遠山屋 源右衛門

堺屋 庄兵衛

堺屋 勘兵衛

筒井 氏

薄荷屋 徳兵衛

、松井屋 九兵衛

麻病妙藥持妙藥

藥湯

齒磨并返魂丹

口中一切藥并伽羅油